

目次

第1部 『教会会議と「憲法規則」について』序文	1
第2部 大会への報告	5
1. 第58回大会	5
<「大会会議のあり方」に関する協議検討報告>	
2. 第59回大会	9
<大会会議に関する提言>	
第3部 『中会ガイドブック』(アンドリュー・ヘロン著、伊藤健一訳)	12
解説 澤正幸	13
本文	15
第4部 (付録) 『政治基準(アメリカ合衆国長老教会)』(山口俊夫訳)	94

第1部 『教会会議と「憲法規則」について』序文

1. 資料集作成の経緯

日本キリスト教会は、「信仰告白」を重んじているが、信仰告白にはそれを持ち運ぶ「制度」が必要である。「信仰告白」と「制度」は分離されてはならず、両者の間に密接な連関が保たれていなければならない。

日本キリスト教会の「憲法規則」には、「信仰告白」と「制度」が密接に規定されている。それゆえ、「憲法規則」という観点から、現行の「制度」が「信仰告白」を内実化しているかどうかを検討することが、常に求められる。

日本キリスト教会は、中会（プレスビテリー）を中核とした段階的な会議制をとっている。しかし、この「制度」は現在の状況にあって、十分機能しているだろうか。全体教会が実りあるものとなり、肢である各個教会が強められるためには、小会、中会、大会が有機的に結びつく必要がある。そのためには将来に向けて、様々なことが検討されていかななくてはならない。

『教会会議と「憲法規則」について』の資料集は、将来に向けてそのことを考える手がかりとなることを願い作成された。第1部では、簡潔にはあるが、「大会会議を実りあるものとするために」ということをめぐる、信仰と制度に関する委員会で協議されたことをまとめた。第2部では、委員会での協議に基づいて、第58回大会、第59回大会で、委員会報告として出された提言を再録した。第3部では、段階的な会議制の中核となる中会についての学びを深めることを願って、アンドリュー・ヘロン著『中会ハンドブック』の翻訳（伊藤健一訳）を収めた。この翻訳には、澤正幸の明解な「解説」が付されている。そして第4部には、日本キリスト教会の歴史的なルーツの一つであるアメリカ合衆国長老教会（PCUSA）の『政治基準』の翻訳（山口俊夫訳）を収めた。これらの諸資料が、日本キリスト教会の「信仰告白」を体現した「憲法規則」や「制度」について、より良い協議を重ねていくための手がかりになればさいわいである。

2. 大会会議のあり方について

①大会会議検討に至る経緯

このことが検討されるきっかけとなったのは、「大会会議を実りあるものになりたい」という切実な願いからであろう。特に長老の代議員からは、「大会の議論が各個教会の現実から遠い」、「大会の議論が一部の代議員による細かい専門的な議論に終始し、議論に参加できない」、「もっと伝道のビジョンについて語り合い、励まし合う大会であってほしい」等の率直な意見が出されていた。そこで、信仰と制度に関する委員会では、長老主義の神学的、歴史的検討、旧日本基督教会の事例研究、日本国内外の長老改革主義諸教会との比較研究等を行い、「段階的な教会会議がどのようにしたら有機的に結びつけられ機能するか」、「どのようにすれば大会会議が実りあるものになるか」について協議検討した。

必ずしも十分な検討がなされたとは言えないが、明らかになった事柄、将来に向けて協議して

いくべき事柄は、以下の通りである。

②明らかになった事柄

1) 代議制（段階的会議）について

世界の改革長老教会は、代議制（段階的会議）が通常であって、日本キリスト教会のように中会代議員と大会代議員が同じというのが変則なのである。

また、小会から中会への出席は代議制であるが、中会から大会への出席は代議制ではないという、制度的な不統一が見られる。

旧日本基督教会は成立当時、大会への出席は代議制を採っていた（3教会に教師1名、長老1名の割合で選出）。しかし、第22回大会（1908年）において大会議員複式選挙は廃止され、現在の形に移行した。日本キリスト教会の歴史において、現在の制度が唯一のものではないことが分かる。また、現在の形への移行に関しては、制度的に不備があったからと言うよりも、当時の教会政治的な状況に大きく影響された可能性が高いのである。

2) 大会と中会との関係性について

現在の状況を見ると、大会の議事が中会会議において扱われるということは、ほとんどない。小会と大会が直結し、中会会議の役割が抜け落ちてしまっている。そしてそのことが、大会会議での議論を各個教会から遠いものにしてしまっているのではないか。

旧日本基督教会が代議制（段階的会議）を採っていたとき、憲法や信仰告白の改正案が中会から建議されることがあった。また、憲法の改正等については各中会に持ち帰り、全中会の3分の2以上の賛成をもって批准するというようになっていた。そこには、中会会議の果すべき役割があったのである。

大会の議事は、中会会議において議論されることによって、その内容が明らかにされ、より深く共有される。そのような大会と中会との有機的な関係が、大会会議を実りあるものとするのではないか。

3) 大会会議の持ち方

長老改革主義に立つ国内の他教派（日本キリスト改革派教会、日本キリスト改革長老教会、カンバーランド教会）を調査して分かったことがある。それはそれらの他教派が、そのルーツであるアメリカ合衆国の長老改革主義教会との交わりを持ち、それらの教会から示唆や刺激を受けつつ、教会の制度を整えてきたということである。これは、ミッションとの関わりを自主独立の観点から遠ざけてきた日本キリスト教会には、見られないことであろう。

現在、日本キリスト教会の大会会議には、様々な問題点がある。3日間の日程が長老の代議員には負担であり、多くの場合補員を必要とすること。大会議長・書記などの選挙に時間がかかりすぎる。副議長が次年度の議長になるといった制度がないため、新しく選ばれた議長が十分な準備のないままに、議事運営に当たらなければならないこと。議事法が未整備のため会議の方法について共通理解がなく、必ずしも円滑な議事運営ができていないこと

などである。

こうした大会会議の持ち方については、国内外の長老改革主義教会の憲法規則、政治基準、議事法などを広く参考にしつつ、可能などころから整備していく必要があると思われる。

③将来に向けて協議していくべき事柄

1) 代議制か隔年開催か？

大会会議を実りあるものにするために、どのような制度がよいのか？ それは決して自明なことではない。世界の多くの長老改革主義教会や一時期の旧日本基督教会が採っていた代議制（段階的会議）を採用することが一つの基本的な方向であろうが、隔年開催にする、現行の大会と代議制の大会を隔年で行うということも考えられる。

また、日本キリスト改革派教会は、日本キリスト教会と同じ形を採っているが、議事日程を短縮（4日から3日）や、経費負担の少ない開催場所に固定（東京と大阪のみ）、大会旅費のプール制などの工夫によって、現行の形を維持しようとしている。これもまた、一つの考え方であろう。

いずれにしても、日本キリスト教会が直面している諸状況を踏まえつつ、大会会議を実りあるものにするためのより良い制度を模索することが、求められているのではないかと。

2) 中会の役割の強化

たとえ歴史的には新しくても、中会は長老改革主義の中核的存在である。各個教会は中会の肢である。そのようなことから考えると、大会の教会政治に対して、中会が果たすべき役割を強化し、小会、中会、大会の有機的關係を内実あるものにするのが求められているのではないかと。

現在、先に述べたように、大会の議事が中会で扱われることはほとんどない。そこで、大会の議事について深め共有すると同時に、大会で行われる選挙の予備選挙を併せて行う機会として、大会前の中会（秋の定期中会）を創設してはどうだろう。それによって、大会と中会の関係だけでなく、中会と小会（各個教会）の関係も強められるのではないかと。

これは、いま直面している財政状況の逼迫に逆行するような提案ではあるが、開催場所の工夫や、他の中会の集会（教職者会や修養会）との連結によって可能になるのではないかとと思う。また、大会日程の短縮や代議制の大会の隔年開催が現実のものとなれば、そこで節減された経費を大会前の中会開催の費用にあてることもできる。

3) 大会会議の改善

大会会議の持ち方については、「日程」、「選挙の方法」、「議事運営」について改善すべき点が多いのではないかと。

「日程」については、現行の3日間を選挙や議事の効率化によって2日間に短縮し、もう一日は伝道や教育などについて、徹底的に学び議論するような時として用いてはどうだろう。

「選挙の方法」については、十分な心構えや準備をもって臨むことができるように、副議

長が次年の大会の議長になるといった方法の変更が必要ではないだろうか。また大会議場での選挙に要する時間を短縮すると同時に、十分な熟慮をもって選挙を行うことができるように、小会や中会において予備選挙を行うといったことが考えられてもよいのではないか。

「議事運営」については、円滑で建設的な議事運営を行うために、議事に与る者が会議のルールについて、十分周知しておくことが望ましい。そのためには、国内外の長老改革主義教会の議事法を参考にしつつ、日本キリスト教会の実情に合った議事法を整え、それをハンドブックにするなどして代議員が共有することができるのではないか。

第 60 回日本キリスト教会大会
信仰と制度委員会

第2部 大会への報告

第58回大会 信仰と制度に関する委員会報告

「大会会議のあり方」に関する協議検討報告

大会会議が実り多きものとなり、中会や各個教会の宣教の歩みが生かされ進展していくために、当委員会は常置委員会の委託を受け（2007年2月14日常置委員会報告参照）、現行会議の諸問題とそれを克服する手立てについて協議を重ねているが、今大会までに常置委員会に具体的な提言をするに至らなかった。しかし、以下のような協議検討がなされたので、要点を報告する。

I わたしたちの大会とするために—現行会議の実情

大会会議に出席した代議員たち、とりわけ長老たちの口から、喜びや感謝や希望よりも失望落胆の声を聞くことが多い。その理由を勘案すると、大会の議論が自分たちの属する教会の現実からも、議員として出席している自分の信仰生活からも「遠い」ことが挙げられる。大会では多くの議事が扱われるが、それが今厳しい現実の中に置かれている教会や宣教の課題とどうつながっているのかが見えてこない。そのために大会の議論に意味と意義を見出せないというものである。そのような「遠さ」の感覚や失望落胆の原因はどこにあるのだろうか。

その一因としては、日本キリスト教会が39教会で出発した当初の、だれもが親しく議論し、課題を共有しやすかった会議人数が、現在は138教会から正議員198名、員外議員39名、合計227名（2007年度）の会議となっていることが大きく影響しているのは間違いない。会議の技術的な改善工夫がなされない限り、そもそもこのような大人数の会議によって、出席議員一人一人が傍観者にならず、十分に議論を展開し、全員が一つの共通理解に達して、宣教と教会形成の現場に喜びと希望をもって立ち返っていくことが可能かどうか、考え直してみる必要はあるだろう。

しかも、多くの場合、大会の議論が会議に熟達した一部の議員によって高度に専門化された用語をもって、しかもある場合には当事者だけが事前に知っている事情を巡って、議論されることが多いために、すべての議員が議事の内容や議論の方向を十分に共有しにくいという事情もある。

また何よりも、すべての大会出席議員が必ずしも中会出席議員でもなく、従って大中会の議論に精通することなくはじめて大会に出席することも多い現状では、そもそも同じレベルでの認識や議論参加を求めること自体に無理があるのかもしれない。

ともあれ、そのような大会の「遠さ」を克服し、大会議事が私たちの教会や信仰の課題と深

く結びつき、ひいては宣教の推進力や希望となるためにはどうしたらよいか、それが当委員会の「大会会議のあり方」を考える出発点となった。

II いくつかの検討課題

1 大会、中会、小会の有機的な働きの回復

大会会議のあり方を考えるには、長老制度の大会、中会、小会という段階的会議が、それぞれ管掌事項を異にしつつも、有機的に作用・機能して、一つの教会を建てているかどうかという点に着目することが大切である。この観点から現行会議を考えると、そこにはいくつかの問題点とともに克服すべき課題も見えてくる。

各教会の代表者の集まりとしての大会会議

大会出席議員は、予め各教会に送付された大会議事資料に基づいて、それぞれの小会、委員会において議事内容を精査した後、大会に臨む。このとき、出席議員とは各教会の「代表者」(delegate)なのか、それとも各教会の委託を受けた「代議員」(commissioner)なのかという問題は残るが、それはともかく出席議員は大会の議事に関しては中会での協議に与ることなしに、直接に大会において各教会の、あるいは個人の意見の表明や意思決定を求められる。こうして、大会会議は、中会を飛び越して、各教会の延長となる。

ここには、ちょうど直接民主制のように、各教会すべての代議員が大会議事に与り、全員で議論し、理解を共有していくというメリットがある。しかも、例えば「信仰告白」に関する事柄は全教会によって協議されることが改革主義教会の伝統でもあることから、大会が全教会から選出された議員によって構成されることには大いに意味がある。また、年に一度全教会から議員が集まることによって、大会はよき交わりの機会ともなって、全体教会の一致を見える形で実際的に担うものともなっている。

しかし先述したように、現在の日本キリスト教会の規模から考えて、そのような会議の仕方が本当に議論を尽くし、宣教の課題を喜びと希望をもって共有できるものとなっているかどうか、それが問題である。何よりも、大会が各教会の全体会議となっているところから、本来その中枢に位置している中会の存在と機能が不鮮明となっている現実も見逃せない。

中会からの委託に応える一代議員制に関して

国内外の改革長老教会を見ても、長老制会議の特色は、段階制とともに代議制にあることは確かであろう。代議制は、小会から選出された代議員が中会会議に臨むように、中会から選出された代議員によって大会の会議が行われることが、結局は全教会にとってより効率的で密度の濃い協議を期待することができるようになる制度であるからである。それは、どういうことか。

先述したように、各教会から選出された大会議員すべてが大中会の諸問題に精通している

わけではないし、会議構成人数の規模という現状を鑑みると、大会的諸問題に関してはまずは各個教会の実質的交わりである中会において、各個教会の間での十分な協議がなされることが不可欠ではないかということである。中会でなされた各個教会の十分な議論と論点の理解共有のうえで、次に中会から選出された議員が大会に出席しさらなる議論を重ねることにより、単なる各個教会や個人の見解の陳述や表明ではない中会からの委託に基づいた意見が、さらに大会の議事においてより鮮明に反映されるようになると思われる。しかも、かつて旧日本基督教会でなされていたように、重要な建議案については全中会の3分の2以上の賛成をもって批准したり、大会決議をもう一度各中会に持ち帰り、審議するということを通して、中会は大会に対してよりふさわしい責任を果すことができるであろう。

なお、大会的な問題についての中会に属する各個教会の十全な議論と理解の共有のために、例えば中会を年に複数回持つという方法も考えられる。また、現大会が担っているという全体教会として的一致や交わりといった側面は、日本キリスト教会全体の修養会などの実施を積極的に考えていくことにより、より一層可能となるだろう。

2 大会の組織・運営等の整備

近年、諸報告審査委員が提出された理事会報告、委員会報告を検討し、予めその論点を議場に明らかにすることにより、内実ある議事に資するものとなっている。しかし、大会の議事を実り多きものとするためには、会議の持ち方そのものについてなお一層の工夫が求められるし、選挙の方法や議事の進め方なども再考すべきであると思われる。

議長・書記選挙に関して

現行の制度では、新しい議長ならびに書記は、何の準備もないままに突然選挙で選ばれる。新しい議長は、これまでの経過や全体的な視点を持たないままに、3日間の議事の進行を強いられる。こうした状態を解消するためには、前年に副議長に選挙された者が翌年に議長に就任するといった方向での制度の改変が求められるのではないかと。

その他の選挙に関して

議事において選挙の占める時間は決して小さくない。そして、限られた情報に基づく議場での選挙は、どうしても前任者を再選するという方向に傾きやすい。議場における選挙の時間を短縮し、多角的な方向からふさわしい人材を選ぶためにも、小会、委員会での協議を経て第1回目の投票を郵便投票において行う、といったことも考えられるのではないかと。

会議のルールに関して

議事を進める議長も議事に与る議員も、会議のルールを十分共有できていないために、議事運営に混乱や迷走が見られることがある。必要にしてかつ十分な議事法を定め、それに基づいた

議事運営を徹底させることが、大会の協議をさらに建設的なものとするのではないか。

隔年制に関して

近年の財政危機の中、現行の大会会議を行いつづけるためには経済的な負担軽減が急務となり、その観点から隔年で大会を開催するという議論が起こってきている。隔年制にするためには、毎年一回大会を開くという宗教法人法の観点から難しい面もある。そこで、例えば現行の会議の次の年には代議制によって集まるという意味での隔年制方法も検討してもよいかもしれない。

以上、「信仰と制度」に関する委員会では協議検討されてきたことの要点を記した。より良き大会会議をめざして今後の議論に資すればと願う。

第59回大会 信仰と制度に関する委員会報告

大会会議に関する提言

はじめに

当委員会は、常置委員会の委託により、大会会議のあり方に関して協議検討した内容を、第58回大会に報告した。昨年に引き続き、今大会への報告においては、更に一年間の協議検討を踏まえて、具体的にいくつかの提言を行いたい。これによって、大会会議がより実りあるものとなるための参考になれば幸いである。

I. 現時点で改善および工夫すべき事柄への提言

1. 大会会議の議長、書記選挙の投票を、各教会の小会において実施する。

大会会議においては選挙にかなり多くの時間と労力が費やされている。しかも、代議員は必ずしも被選挙人についての十分な情報や知見のないままに投票を行わなければならないのが実情である。

そこで、大会前に各小会において、郵便による第一次投票を行うことによって、大会会議の時間短縮をはかると同時に、被選挙人についての十分な熟考をもって投票を行うことができる考える。

具体的な方法としては、各小会で議長、書記各1名を選び、郵便にて投票する。それに基づいて上位候補者のリストを作成し、そのリストを大会において提示し、代議員が第二次投票を行うというものである。

その際、郵便による第一次投票から最終投票までを管理する選挙管理委員会のようなものを設置する必要があるだろう。

なお、これに加えて、常置員選挙も何らかの予備選挙が行えたらよいのではないかと思う。

2. 大会会議の日程を二日間に短縮する。

現行の大会は三日間の日程で行われているが、①上記1.の予備選挙による選挙時間の短縮化、②議事法の改善と徹底による議事の円滑化、③全体協議会等の議事から分離により、大会の日程を二日間に短縮するというものである。

これによって、①会議を集中的に、より密度の濃いものとする、②特に、長老の代議員にとっては二日間の大会であればより出席しやすくなる、③複数の代議員派遣にとまなう交通費や宿泊費が軽減できる、といった利点がある。

なお、協議会や修養会の開催が必要な場合については大会を三日間とし、その一日全部を協議会や修養会に充てることによって、有意義な学びと協議の時をもつことができるのではないかと。

II. 将来に向けて改善すべき事柄への提言

1. 大会の委員会で中会に移管できるものを移管する。

長老主義制度における大会、中会、小会の有機的な役割分担の観点から、大会委員会の中で、中会にその働きを移管した方がふさわしいものについては移管して、大会の委員会を廃止する。

これによって、大会、中会がそれぞれの特性に応じた活動に精力を集中することができ、限られた人材に何重もの負担を強いるという状況を避けることができる。その点に関して、同じ改革長老主義に立つ日本キリスト改革派教会の試みが参考となる。そこでは、近年大会と中会の役割分担が進められ、大会は「信仰と職制」、「他教会との交わり」を担い、中会は「伝道」、「教職養成」を担い、「教育」についてはどちらが担うか検討中とのことである。

2. 副議長を置き、次期議長としての位置づけを明確にする。

現在、国内外の改革長老主義の教会において、副議長を次期議長として位置づけている教派が相当数ある。日本キリスト教会においても、副議長を置くことについては「大会常置委員規定」第1条から可能であるので、副議長を次期議長予定者として新たに置いてはどうだろうか。

これによって、①議長選挙は信任投票だけで円滑に進み、②これまでのように、準備もないままに突然議長としての職を始めなければならない事態も避けられるであろう。

ただしこの場合は、副議長選挙が実質的な議長選挙の場となってしまうことを、議場は十分考案する必要がある。

3. 大会に代議制を導入する。

～第1段階～ 隔年で代議制を導入する。

現行の宗教法人法の規定により、大会はどのような形であっても毎年開催する必要がある。そこで、隔年で代議制を取り入れ、現行の形の大会と代議制の大会を交互に開催するというものである。

これによって、現行の大会の長所を保持することができ、また代議制についても実際に行う中で正しい評価をすることもでき、ノウハウを蓄積することもできる。

～第2段階～ 秋中会の開催を前提に、代議制を完全に導入する。

去年の報告にも述べたように、代議制の最も大きな目的は、大会の議事を実り多いものとするものとするところである。そのためには、代議員数を密度の濃い協議のできる適正なものとするとともに、そこで協議を中会での十分な協議を背景にしたものにしないといけない。

そこで、春の定期中会の他に、日程一日の秋中会を開催し、その年の大会で扱われる議事について十分協議の時をもち、その議論を受けて代議員が大会に出席する。また、大会での重要な建議案については、次年の春の定期中会において一定数の賛成をもって批准する。そのような大会と中会の関係性を有機的なものとすることによって、大会の議事を実りあるものとするのではないかと考えるのである。

なお、第2段階の代議制に完全に移行した場合の長所と短所は、以下のようなことが考えられる。

—長所—

- ① 秋中会を大会の準備として開催すれば、大・中会の有機的な関係が強まる。
- ② 秋中会で、大会の予備選挙を行うことができる。
- ③ 大会会議を小規模で行うことと、各中会での協議を背景にすることで、大会での協議が深まる。
- ④ 定期中会が2回になることによって、中会の協議と交わりが深まる。
- ⑤ 代議制であれば、規模からすると、教会を会場として使用することができる。
- ⑥ 秋の中会を開催しても代議制による大会であれば、毎年費用を300万弱圧縮できる（この試算については、配布資料を参考のこと）。

—短所—

- ① 代議員数を半数と仮定した場合、大会委員の教職数を考えると、各教会において、教職は4年に一度、長老は2年に一度の出席になる。
- ② 「信仰告白」のような重要な建議案の協議を、全体で行うことができなくなる。
- ③ 出席する代議員を、毎年公平性を確保しながら決めるのは、かなり技術的に難しいのではないかと予想される。

以上、この一年の「信仰と制度に関する委員会」で協議したことをもとに、いくつかの具体的な提言を述べさせていただいた。日本キリスト教会が様々な難局に直面している現在、大会会議が主の宣教の業に今以上にふさわしく仕えていくために、よりよく整えられていくことを願っている。

第3部 『中会ガイドブック』

中会ガイドブック

アンドリュー・ヘロン著

Herron, Andrew, *A Guide to the Presbytery*,

Edinburgh: The Saint Andrew Press, 1983.

解説

ここに訳出された、『中会ガイドブック』は、スコットランド教会（Church of Scotland）における、中会制度について著された教職、長老、信徒向けのガイドブックである。著者、アンドリュー・ヘロンは 20 年以上にわたり、グラスゴー中会の書記をつとめ、スコットランド教会大会議長も経験した、いわば、スコットランド教会の長老制度に関する生き字引と言っても良い人物である。この書と並び、『大会ガイドブック』、『各個教会における諸問題ガイドブック』も著している。

この「ガイドブック」は、登山にたとえれば、実際にその山に登る人のためのものである。それゆえ、スコットランドの中会の実情を知らず、また実際にそこに関係することのない、日本キリスト教会の教職、長老、会員にとって、この「ガイドブック」は、自分達が登ることはない山の道案内を読むようなものである。一体、それが何の役に立つのだろうか。

この翻訳作業にとりかかった経緯は、長老制は本来、段階的代議制度をとるはずのものであるのに、日本における長老制は明治期において、変則的な形をとり、小会から中会は代議制であるが、中会と大会は代議制になっていない。このことについて、本来、中会と大会の関係はいかなるものかを研究することを目的として、本書は翻訳された。

中会と大会の代議制に関しては、本書の第 7 章に記述されている。その要点、おおよその骨格を記せば下記の通りである。

大会は中会から派遣される委員によって構成される。中会は合わせて、議員数の 4 分の 1 の牧師と長老（両者は同数）を委員に任命する。委員の選出方法は中会に委ねられるが、輪番制がとられている。中会は大会に建議や請願をなす。重要なことは、大会は教会の最高議決機関であるのだが、全教会の判断を重視するために、重要な案件については中会に差し戻し、中会の 3 分の 2 以上の賛成をもって、議決をすることである。その際、中会の 3 分の 2 以上の賛成が得られても、大会はその案件を否決することがありうる。そこに、大会の最高議決機関としての権能がある。

ここに見られるのは、全体教会の最高議決機関としての大会の重要さと並ぶ、中会のもつ教会政治上の重さである。なぜ、中会にこれほどの重さが与えられるのか、その原則と実際が本書の第 1 章から第 6 章に記されているのである。

まず、第 1 章で「中会」の歴史的起源が説明される。スコットランドでは宗教改革の初期、各個教会小会(Kirk Session)、地方会議(Provincial Synod)、大会(General Assembly)、の三段階からなる階層的教会秩序が構想された。しかし、実際の経験から、小会(Kirk Session)と、地方会議(Provincial Synod)の間に、元来、牧師や信徒が聖書研究などにあつまっていた「学習会」・「修養会」から発展した中会 (Presbytery) が形成され、地方会議(Provincial Synod)に割り当てられていた責任はここが果たすようになった。現在、制度上、地方会議(Provincial Synod)は消失こそしていないが、形骸化したものとなっていて、実質は、小会、中会、大会の三段階

制になっていると言える。

先に記した第7章の記述との関連で、わたしたち日本キリスト教会に属する者にとって興味深いことを、ここで敢えて踏み込んで記せば、実は、小会、中会、地方会議の関係は、日本キリスト教会の現状の、小会、中会、大会と同じ構成になっている。すなわち、小会と中会は代議制であるが、中会の全メンバーが地方会議の構成メンバーでもある。その中で、地方会議が会議としては衰退してゆき、中会の代議員から構成される大会に権限が集中し、最終的に、小会、中会、大会の三段階の代議的階層制の定着をみたのが、スコットランドの長老制の歴史であったわけである。問題はなぜそうなったのか、形ではなく、内実において、そうなった理由、経緯を理解することであろう。

さて、第2章で、中会のメンバー、構成員について、第3章で中会の会議について扱った後、第4章から第7章にかけて中会の4つの機能が取り上げられる。ここが本書の一番重要な箇所である。中会とは何か、何を目的としているのか、その本質が規定されている。

曰く『その領域内において神のことが純粋に語られ、聖礼典が正しく統括され、訓練が施される』ように配慮する務めは中会に属す。この言葉は宗教改革の時代以来、現在においても依然として中会の職務についての適正な要約であるといわれる。

そして、その中会の務めは4つに集約される。すなわち、(1)各個教会の活動の監督(第4章)、(2)牧師、その他の教会役員、神学生の監督(第5章)、(3)控訴院として他組織の決定内容を再調査する責任(第6章)、(4)上位会議への責任(第7章)である。

教会が建つか倒れるか、それは「神のことが純粋に語られ、聖礼典が正しく統括され、訓練が施される」かにかかっている。それを配慮する務めが担われるのが中会なのである。であれば、教会の命は中会にかかっていると言っても決して過言ではない。それが具体的に、スコットランド教会の経験に即して語られ、論じられている第4章、第5章は、例えば無牧への対処、謝儀についてなど、実に興味深い記述に満ちている。

わたしたちにとって、この「ガイドブック」は、先にも記したように、自分が登る山の道案内ではない。しかし、自分たちと同じ原則を道筋とする他の山を、想像力を働かせながら見学することは、自分の登るべき山の道案内を受けるといふ意義があると言えよう。日本キリスト教会においても、各教会において、「神のことが純粋に語られ、聖礼典が正しく統括され、訓練が施される」ための配慮がなされる中会が、しっかりと建てられてゆくことが、長老制度の目標である。その意味で、もう一度、中会の実質、内容が省みられ、新たに学ばれるために、本書の訳出された意味は大きいと信じる。

そして、最後に記すとすれば、そのような中会の重要性が教会政治においていよいよ認められ、実質的に中会が日本キリスト教会の教会政治の要となる時、中会と大会の関係の見直しは避けられなくなるであろうということである。

(解説：日本キリスト教会福岡城南教会牧師 澤 正幸)

目次

解説（日本キリスト教会福岡城南教会牧師 澤 正幸）	1
序	6
第1章 始まり	8
第2章 構成員とは誰か	10
構成員	
牧師	
長老	
員外議員	
来賓	
専門委員	
役職者	
第3章 どのように務めを行なうか	19
会議の種類	
一般的規則	
務めの実行	
負担金	
第4章 中会は何を目指して機能するのか	
各個教会を監督する	30
無牧	
訪問	
記録	
建造物	
再調査	
財務	
教会の年次会計	
牧師職の維持	
宣教と奉仕	
礼拝	
全般的監督	

第5章	中会は何を目指して機能するのかー	
	牧師等を監督する	61
	牧師	
	戒規	
	神学生	
	教師試補	
	信徒伝道者	
	執事職	
	講師 (Readers)	
	補教師職	
第6章	中会は何を目指して機能するのかー	
	判決を見直す	85
	見直しの手続き	
	上訴：不服申し立て	
	請願	
	照会	
	中会による見直し	
第7章	上位法廷との関係	95
	地区会議	
	大会	
	委員	
	請願と建議	
	大会による差し戻し	
	障壁法 (Barrier Act)	
	成文箇条 (Articles Declaratory)	
結 論		106

序

6年前、故バラントリー卿の勧めにより、大会のガイドとして、特に初心者向けに意図して小冊子を執筆した。この書物は大いに歓迎されたため、およそ3年後、一般の教会員が教会内の込み入った仕組みを理解できるようにと意図して、それに続けて類似の書物を執筆した。しばしば、わたしが同じような技法を駆使して中会の仕組みを説明しようとしていないとして、驚きの声が上げられてきた。わたしが中会のことに関して、深く関与してはいなくとも、十分よく知っているはずなのに、というわけである。

わたしが中会のことを書こうとしなかったのは、おそらく中会レベルでのわたしの関与の範囲のせいだと思う。その制約もなくなった今、わたしはシリーズ第3冊の小冊子を書こうとしている。今や中会から十分遠く離れているので、中会のことがより良く見える。少なくともそう希望したい。

強調しておきたいのは、この本は中会についての権威ある教科書として意図されてはいないということである。そのような書物を求めている人はコックスの書に向き合わなければならない。本書はむしろ中会の働きについての個人的な解説（コメンタリー）である。法律や規定と、それを適用して機能させなければならないレベルで係わっていることで、純粋な法学者には見えないところまで洞察することができる。わたしは自由に「危なく書こう」と思ってきた。つまり、わたしたちの制度の弱点、曖昧さ、あえて言えば、しばしば起こる愚かなことがらについて書こうと思ってきた。それらすべての辛口の批評（実際多くあるが）に対して、当然わたしはすべての責任を負う。この本に、こうした点があることで、それがなかったら生まれなかった程度の関心を持ってもらうことが、わたしの希望である。自由にわたしに反論するのみならず、そうすることを楽しんで欲しい。間違いを楽しむことが出来なければ間違いことに意味はない。

適切と思える箇所には、どのようにしてそのような状況が生まれてきたのかを示す歴史に関するちょっとした注記を加えた。どうしてそういう法律が出来たのかの理由が分かると、わたしたちは普通、法律を最も良く理解できるようになる、とわたしには思えるからである。法律は法学者の頭の中でうみだされるものではない。実際に問題があって、そのために規定が作られるところから始まるのである。かつてある人が、法は単なる常識に過ぎないと言った。わたしはとてもこの意見にはつきあえない。時には本当に非常識なガラクタに過ぎないこともある！しかし実際、その法律の背後にある事情を理解することは、その法律を賢く適用する際に大いに助けとなるであろう。

わたしは本書が、中会のスムーズな運営の責任を負う中会書記やその他の人々にとって興味深く、また有意義であってほしいと願っている。しかし本書はまず何より、中会に大いに興味と関心を抱いているが全く手がかりがなく、中会とは何かについてより良く理解したいと思っている中会「未習者」、中会初心者（あるいは少なくとも相対的な初心者）に向けられているのである。

アンドリュー・ヘロン

グラスゴー 1982年11月

第1章 始まり

この世では、意図的に用意されたものもあれば、偶然の産物として生まれたものもある。しかも後者の方が前者よりはるかに重要な意味を持つことは珍しいことではない。特に、製図版の上で大きな全体のために注意深く作り上げた計画の一部として生まれた制度がある一方で、その大きな計画が展開していく中で発生した当面の問題に対応するために少なからず偶発的に生まれた制度があり、それが後に全体の中の中心的な部分を占めることがある。「中会」が属するのはこの「偶発」的なグループで、中会が長老主義教会制度の中でどれほど中心的な地位を占めるかを考えると奇妙に思えるかもしれない。

長老主義教会制度を作り上げたアンドリュー・メルヴィル(1545～1622 スコットランドの宗教改革者、Second Book of Discipline「第二規律書」により監督制度を廃し、長老制の基礎を据えた)は、ピラミッド型の教会制度を考える中で、大会(General Assembly)を頂点に、小会(Kirk Session)を底辺に、その両者の間に地域を管轄する効率的な組織として「地区会議」(Provincial Synod)を置く三層構造を構想していた。しかし教区(parish)の数が増えるにつれ、地区会議にかかる負担は過酷なまでに重くなり、その重荷は地理的な理由だけからしてもとても耐えられるものではなかった。そこで、この負担を軽減すべく、宗教改革の時代から存在していた団体を頼みとすることとなった。この団体とは、牧師や信徒が集まって聖書を学ぶための場を提供することをその目的とするものであった。これらの集まりは、「学習会」や「週毎の修養会」として知られていた。これらが「中会」(Presbyteries)へと改組され、他の多くの責務が付け加えられた後も、議事の際に説教や聖書釈義を継続して行なっていた。その日の「学び」は範囲も狭められ重要度も低くなっては行ったが、今日の中会(Presbytery)の集会における「開会礼拝(祈祷会)」として生き残っている。

メルヴィルは、『訓練の書(第二巻)(Second Book of Discipline)』(1581年大会により採択)を執筆する頃までに、小会、地区会議、総会と並んで中会を長老主義教会制度の中に加えていた。中会は小会と地区会議に挟まれた新しい層で、もともと地区会議に割り当てられていた責任の大部分を引き継ぐべきものであった。中会が誕生したのである。

1592年、教会のマグナカルタと言われるものが可決された。この法律において、国王と議회가、総会、地区会議、中会および小会からなる教会の政治形態を認可している。中会が正式に誕生したのである。

長年にわたり、この仕組みの賢明さは万人の認めるところとなり、中会は、コックスの最終版によれば「特徴的で、ある意味で根本的な会議(court)である。というのは、一方で、小会のみならず、管轄するすべての教会の活動を監督し、他方、大会を構成する牧師や長老を毎年選出するからである。」中会の責任の範囲は近年飛躍的に拡充している。このことは、1897年に出版されたメアの『教会法要綱(Digest of Church Law)』は中会の権能と義務について5ページで扱うことができていたが、1976年のコックスの最終版では、同じ主題を扱うのに31ページを必要としている事実にも示されている。

以下のページで現在の中会の憲法、機能する仕組み、仕事内容について明らかにするのがわ

たしの目的である。

2. 構成員とは誰か

始めに明らかにしておきたいポイントは、長老主義教会制度を立案した人々の頭の中に、スコットランドのすべてが一インチに至るまで考慮されなければならない、したがって住民の一人たりとも国教会の監督外にいるべきではない、と言う原則が強固に根付いていたということである。国土のすべてはすでに教区(parish)に分割されていたが、その多くは悲しくも無視されていた。宗教改革者がとりわけ関心を抱いたのは、すべての教区に牧師と小会があつて、信徒の牧会に責任を持つようにするということであつた。これらの教区は、当時地理的な基準で一括りにされ、中会の「領域」を構成していた。他方、中会は集められて、地区会議の「地区(provinces)」を構成していた。そしてもちろん、ピラミッドの頂点には大会があり、その責任は国全体に及んでいた。当時は教会のあらゆる会議が地理的基準に基づいており、土地に深く根を下ろしたものとなっていた。

初期の中会は範囲においてかなり小さく、数も多かつた。19世紀末にかけて、メアーは当時のスコットランド教会のことを、「84の中会があり、ある中会は5つの教区(parish)からなり、ある中会は94の教区からなっている」と記録している。交通手段の発展が距離を縮めた結果、中会の領域が広がり、あわせてより多くの責任を負うこととなった。1929年の教会合同の時期には、2つの教派の議会(法廷)が合併し、スコットランド内に66の中会が再組織されることとなった。州(Region)制度が導入され地方行政制度が整備された1975年、中会の組織改革が大規模に行なわれた。これは中会の境界線が新しく導入された区(District)制度と一致するようにするためであり、この結果、中会の数は総数47となった。近年の二つの北部の中会の合併により総数は46となり、わたしは少なくとも当面の間、この状態が継続することが望ましいと考えている。

人口密度の地域格差がこれほど劇的にはなほだしい国において、各中会がほぼ同じ大きさであるということを想像するのは、現実的ではないかもしれない。責任を負う教区数は9から182まで多様であるが、たいていの中会は30から50の教区数のグループに属する。現状においても、中会のメンバーが中会の集まりに参加するために100マイル(160km)以上車を走らせないとならない地域がある。北部の教区は、産業地区の中会全部がカバーするのと同じ面積を1教区でカバーしている。

以上のことは、わたしが自国の中会、すなわちスコットランドの中会についてのみ述べていることである。かつてスコットランド教会は、国境を越えたイングランド、またヨーロッパに多くの教区を持ち、これらは自国の状況に倣って中会を構成していた。またかつて、宣教師がアフリカやインドにまで足を伸ばし、今日許容できないほどの干渉主義に基づいていた時代もあったが、これらの大陸の教区は集められて中会を構成していた。容易に認識できることだが、これらの組織はことばの厳密な意味において中会と呼べるものではなかった。一つには、それ

らは地理的な基盤を持っていなかったからである。さらには、スコットランド教会が自国内で数世紀をかけて勝ち得た法の下での、憲法に基づく特有な立場を謳歌してはいなかったからである。これらの「外国中会」(50年前には19中会があった)のうち、わずか3中会が現在残るのみである。イングランド中会は、イングランド内の広い地域に散在している9つの教会を包括しており、ヨーロッパ中会は、アムステルダムからマルタにまで及ぶ7つの教会からなり、またエルサレム中会は特別な集会法に基づき統治されており、わずか3名の牧師がいるのみである。

以下本書では、わたしはスコットランドの中会のことを考えている。わたしが語ることのほとんどは、すべてではないが、イングランド中会についても当てはまることである。しかし他の2中会は、独自の法体系のもとで機能している特別な場合と見なければならぬ。

従ってスコットランドの中会はその境界線を有し、その構成員としては領域内の牧師と長老からなっている。牧師または長老でなければ、誰も中会の構成員としての資格を有しない。構成員は、牧師または長老として、教理、管理運営、礼拝に関する教会の立場を受け入れ、遵守することを宣言した誓約書に署名をしているはずである。数年前、執事を中会の構成員として受け入れるとの提案がなされたが、これは激しい反対にあい撤回された。反対の基盤となった理由の一つは、中会の構成員となるためには按手が不可欠であり、執事は按手されていないため憲法上締め出されているとするものであった。わたしは、自分の立場として、この議論に重きを置くことはしないが、確かに事実上、中会の構成員は按手を受けた人々である。

構成員

近年顕著なことは、中会の構成員の問題に対する教会の姿勢は、大逆転しているということである。初期の時代には、基準となる原則は「排他的」という原則であった。中会の議場に席を持つ権利は、できるだけ少数の人のために取っておかれた特権であった。たとえば引退の場合、その老牧師は教区牧師として職務を継続し、助手兼後継者が任命され、前者だけが(実際の仕事をするのは後者であるが、後者ではなく)中会の議席に座ることができた。あるいはまた、有名な1843年のスチュワートン事件では、(教区の会堂に遠い人や会堂に入れない人のための)分会堂付き牧師(当時の教会の教会外任務)は構成員としての資格を与えられなかった。今日は、わたしたちは「包括的」原則に移行しており、中会の審議に寄与できるものを持つ人を皆集めようとしている。現時点でこの状況を支配している法律は、1970年の第二法である。ここ7年間で少なくとも5つの修正法が通過し、その一つ一つが構成員資格を与える条件を拡充している。

牧師

中会の議席の資格を持つ牧師の階層は、以下の通りである。もちろん、どの場合もスコットランド教会の牧師としての資格を持つものとする。

(a) 国土内の教区の牧師。その目的のために任命された者、もしくは期限付きで任職された者。

大学付けの牧師、副牧師を含む。

(b)牧師であり、国土内の大学神学部の教授、准教授、講師として任職された者。

(c)海外の役職に任じられた牧師で、その土地の教会の監督、支配の下にない者。その場合の
中会とは、任職当時構成員であった中会、その役職のために接手した中会、あるいはもし海外
で接手されたとすればその資格を与えた中会。

(d)軍付きのチャプレンとして任命を受けた牧師。その場合の中会とは、自国であれ外国であ
れ、奉仕している場所内にある中会。中会のない場所で奉仕している場合は、任命を行なった
中会、もしくは任命時点に在籍していた中会。

(e)教会の会議で役職に任命された牧師。この場合、事務所のある中会、その役職が担う場所
内にある中会、所属する教会がある中会を選ぶことができる。

(f)1970年の第二法の別表に記された職責を担う牧師。職責を担う場所の中会、居住する中会、
礼拝をまもる中会から所属する中会を選ぶことができる。

(g)総会に請願し中会の議席を認められた牧師。総会が異なる任職を行なわない限り、職責を
担う中会もしくは礼拝をまもる中会から所属する中会を選ぶことができる。

(h)領域内の教区付きに助手として任命された牧師補。

(i)上に述べたいずれかのグループの牧師で、年齢、健康を理由に、もしくは再任職を求めて
退職した牧師。ただし、最後の例の場合、スコットランド教会の管轄外の地域で常勤の務めを
担わない場合とする。

上記の最終例に関して、二つのことに気を配らなければならない。第一に、最近の法律(1980
年の第八法)は、引退牧師は、望めば、牧師としての地位に一切影響なく、中会の議席を辞して
よいと規定している。第二に、法律において、いかなる形においても「年齢や健康」に関わる
定義は示されていない。ある時代、それは単に「70歳もしくは医者による証明による」という意味
であったが、現代は、ますます多くの牧師が先ほどの伝統的な説明にふさわしい段階に至る以
前に引退を求めている。引退後の計画設計が用意されているお陰で、年金制度の改善のもと、
早期引退が可能になっている。今日、常勤の有給の職務から完全に引退した牧師は、年齢や健
康に関わらず中会に持つ議席を保持する資格があるとみなすべきであるとする案が提出されて
いる。

引退牧師に関してさらに付け加えておきたいことは、1980年の第七法によると、引退牧師は
(たとえば引越しをした場合)他の中会への転籍を願い出ることができるということである。こ
れは単に自分が異動したい中会へ申請書を送り、手続きが進み転出する中会から転入する中会
へ証明書が提出されることにより実行される。

長老

「一旦長老に任職された者は、常に長老である」とは、しばしば引用される原則である。わ
たしはこの段階で、このことばは正確には何を意味するのかという議論には巻き込まれたくな
い。そこで、中会に議席を持つためには、小会からよき信仰を持つ長老として証明される長老
はその資格がある、ということで十分であるとしよう。すなわち、中会に議席を持つ長老は、

領域内の小会の誠実な構成員でなければならないということである。

中会内の長老の代表は、以下に述べられている通りである。

(a)各小会は(連合であれ単独であれ)長老の一名(もしくは地域内の他の小会から一名)を中会におけるその代表として任命する。共同管理教会の場合は二名の長老を任命する。ただし副牧師または按手を受けた助手がある場合はその限りではない。

(b)中会自身が区域内の小会の長老から追加して長老を選出する。教区牧師または共同牧師でない牧師一名に対して長老一名を任命する。

(c)1980年の第五法により、中会は所属全教会数の三分の一の人数まで追加の長老を任命することができる。

ここで挿入的に、中会に直接選ばれた長老に対して公的に認められた称号がないという意見が挟まれるかもしれない。小会によって選ばれた長老は「教会代表長老」であり、わたし自身は常に、それ以外の長老を「追加選出長老」と呼んできたが、わたしにこの命名の権限はないし、当然一般的に用いられていることばではない。「平衡調整長老」や「人数調整長老」という用語を見たことはあるが、わたしにはしっくりしない。(訳注：後記のごとく、1929年にスコットランドでは、中会は同数の牧師と長老で構成されることが定められた。そのため、教会代表長老だけでは牧師と同数にならない場合、長老の数を牧師の数とバランス(平衡調整)させるために、中会が長老を追加選出するという意味。)

長老の委任は毎年7月1日から6月30日で、大会の閉会后2ヶ月以内に小会を開催し、教会代表長老を選出することとなっている。大会の閉会に先行して選出をしてはならない理由はなく、事務面から見ると、できるだけ早く選出ができればたいへん好都合である。

中会に議席を持つ者として任命された長老が死去、長老職を辞職、教会員でなくなる、もしくは長老の資格を剥奪された場合、長老を選出した小会もしくは場合によっては中会が、代わりに別の長老を任命もしくは選出する資格を持つ。一ヶ月以内に小会がこの権利を行使しない場合は、中会自身が空席を満たすために長老を選出することができる。

1929年の教会合同の際、牧師と長老の中会構成人数に関する厳密な平等の原則が打ち立てられた。もちろん小会以外のあらゆる会議についてそうである。中会によって任命される追加選出長老の数は、中会の構成員の名簿が作成される時(すなわち7月1日)に牧師と長老の総数がまったく同じになるように選出される。これはすなわち、一人の牧師が掛け持ちする二つの教区は一人の長老によってのみ代表されなければならない、その長老はいずれかの小会から選ばれていた。彼は2つの小会の合同会議で選出されたのである。このようなことの進め方は決して満足できるものではなかった。一つには、多くの小会が中会レベルで何が起きているのかをほとんど、もしくはまったく知らなかったということを意味していた。

いずれの場合も、「平等の原則」はこの上なく明らかであった。理論的な裏づけはともかく、長老たちは常に数的優位を謳歌し、もし何かをしたいと望めば容易に牧師たちを得票数において勝ることができたと思われるからである。これには二つの理由があった。一つには、常に牧師空席の教区があり、牧師がおらず長老の代表のみを選出していた。第二に、少なくとも数名の引退牧師は、名目上の中会構成員にすぎず、実際に仕事のできる長老により埋め合わされて

いたからである。

したがって、かけ持ち教区のいずれの小会からも代表を認めたとしても、憲法の原則を大いに損ねるといふことはなさそうであり、1977年には実際にそう決定された。そして1980年には、40人委員会が扇動したことにより、中会に領域内の教会数の最大3分の1まで追加の長老を選ぶ権限が与えられた。その法律は、「選んでもよい」ではなく「選ぶものとする」とうたっているが、最低人数が規定されていないため、どこまでその権限を行使するかは全くの任意と見られているのかもしれない。すなわち、その制度を活用しようと望むか否かを決めるのは中会次第である、と言うことと同じなのである。

そこでわたしの心にわき上がる疑問は、牧師と長老という二つの要素の相対的優位性は再吟味しなくてよいのだろうか、ということである。最初の例として、大きめの中会(もちろん典型的なものというわけではないが)を見てみよう。ここには42の教区があり、そのうちの16は牧師掛け持ち教区である。また5つの教区は無牧である。すなわちこの中会には58の教会があるということになる。無任所もしくは引退牧師が36名いて、そのうち11名はまったく牧師としての務めを担っていない。この中会の場合、牧師の票は最大62票となる。長老の数は、もし任意の制度を最大限活用するとすれば：教区選出の58名、無任所教職の数に合わせた追加選出の36名、さらに教会数の3分の1の20名となり、長老の票の合計は114票となる。実質的にはほとんど2対1である。また15教区からなる小さい中会を例に取ってみよう。1教区が無牧、14が牧師掛け持ち教区、8人の引退教師、うち4人は牧師としてのつとめを担っていない。この場合牧師の最大票数は18である。長老はと言うと、教区からの29、引退教職数にあわせた8、任意の追加による10となり、合計47票を持つことがあり得る。この場合、2対1を遙かに超えることとなる。平等からずいぶん離れてしまったが、この議論は行き過ぎであらうか。

どういった不満がしばしば出されるのかという議論を進めていくと、それは教区牧師が中会においてしめる割合がいかにかに相対的に小さいかという議論と関わってくる。たとえば、先に例示した前者の場合、教区牧師に重い負担を強いるような問題に関して重要な決定がなされている。その決定を下すのは176名からなる議員たちであり、そのうちわずか37名が教区牧師である。これは賢明であらうか。これでまったく公正なのであろうか。

員外議員

1980年に公式に中会の中に員外議員を含めることが認められた。これは、長年にわたって総会の中でなされてきた分類である。員外議員とは、「中会のすべての集会に参加し、会場で発言する権利を持つが、投票権を持たない」人々のことである。

だれがこの地位を与えられるのか、また何人いるのかについては、決められた規則はない。唯一定められている規程は、領域内で務めている執事や信徒伝道者は、職務上院外議員となるということである。また、これに中会婦人会の代表を数名含めるのも習慣となっている。これに加えて、監督教会の司教区委員会が代表をこの枠で派遣することもできる。中会は会議に出席している他の中会の議員を員外委員として招き入れることができる。

院外議員は投票権がないので、提案したり動議に賛成したりする権利を持たない。そして彼らの発言は「中会の議場でのこと」に限られているので、新しい問題を提案する権利はない、とされているようである。しかしながら、彼らのうちの誰かが通常であれば黙っているところを異常な議論をただすために発言するということは、われわれの想定を超えたことではないように思えるのであるが。

来賓

按手式や叙任式、献堂式などの特別な集まりの際、出席している他の中会の議員や、スコットランド国教会が承認する他教派の牧師と連携することはごく普通のことである。これらの集会は通常の業務が行なわれる会議ではないので、こうした来賓の権限に関する議論はほとんど意味を持たない。通常、彼らは議長によって歓迎され、その出席は議事録に記されるべきものである。

専門委員

今日では滅多に起こらないことであるが、総会は特定業務もしくは一般業務に関して中会とともに働く専門委員を任命する権限を持つ。彼ら専門委員が議決権を持つかどうかは任命の際の特別な条件次第である。専門委員の任命でわたしが覚えている最新の事例は、当時のアイレイ（ヘブリディーズ諸島最南端の島）中会が、あまりに人数が減って、必要な中会としての機能を果たすことが困難（時には不可能）になったときのことである。この状況を改善するために専門委員が任命され、彼らの務めで中会は他中会と合併して南アーガイル中会を形成することができた。

役職者

業務を効率的に管理運営するため、中会は以下の「役職者」を任命する。通常、以下の通りである。

議長

議長の任命は、1944年の第21法によって定められている。それによれば、議長は自由選挙によって出席している教職の中から選ばれ、少なくとも1年間役職を務め、再選は可である。この法律以前は、厳格な輪番制によって任命され、通常その任期はわずか半年であった。

議長が欠席の場合は前任議長、不可能な場合は出席している年長の教職が代行する。議長が死去した場合、もしくは他の中会の役職に移る場合、議長の職務は中会が招集され新たに議長を任命するまで前任者に委譲される。その目的だけのために会議を開催する際、当面の間務めてもらう議長を任命するという事は珍しいことではない。

議長は、3人の委員によって特別な会議の招集を要請された際、その会議を招集する、もしくは招集を拒否する場合、その責任を負う（臨時の会議については21ページ参照）。

議長は、正しい秩序が守られるよう配慮し、会議進行を正しく取り仕切り、不十分、不適切、もしくは攻撃的な動きを受入れないようにすることである。投票の結果を宣言するのは議長自身のためなのである。会議進行について疑問がはさまれた場合、議長は委員から疑問についての意見を聞いてもよいが、決して票決は取らない。決定権を持つのは議長のみである。しかしながら、いったん議長が会議を取り仕切ったならば、彼の判断が議場の判断となり、他と同様、上訴も可能となる。

議長は、彼が司る会議において承認されたすべての議事録に書記とともに署名する。議長はまた、中会の名において上位会議に回されたどんな嘆願、諮問事項、また他の文書にも書記とともに署名する。中会の議事録の抜粋には、議長の署名は必要ではない。

書記

中会は誰かを書記として任命する。書記に任命された人は通常牧師であるが、例外なくそうだというわけではない。その目的は中会会議のメンバー以外の人を書記に任命するためであるが、わたしはこのようなことが起こったことを見たことがないし、きわめて不便な状況になるであろうと想像する。しばしば二人以上の書記が任命されることもある。書記に就任する前には、議事運営に誠実に従うとの誓いを行なわなければならない。その人は中会の意向に従って書記の職務を担う。大きな中会の場合、書記は常勤として任命される。そのような場合であっても、その職責は中会会議の意向に従って担われる。

書記が会議に欠席する際は、臨時の書記が任命され、誓約を行なう。たとえどれほど正しい手続きに則って運営が行なわれたとしても、会議は正当に任命され誓約を行なった書記の不在の元で行なわれるべきではない。会議が開かれる際にはこのような対応がなされねばならず、臨時書記を任命し誓約を行なったとの事実は議事録に留めておくべきである。

書記は中会記録の保管者であり、唯一そこから記録の写しを取り出す権利を有する者である。古くからの慣習として残っている興味深いことは、中会の決定に対して反対を訴える者は、「書記の手から道具を奪い取り、記録の写しを求める」とあることである。この点については、87ページの「上訴」の項でより詳細に述べる。

書記はすべての会議の議事録をとり、次回の会議の前に記録の写しを回覧し、承認を受けたら議長とともに署名を行なう。書記はルーズリーフの記録が一定数蓄積されると、即座に製本して保存する責任を負う。

会計

ほとんどの中会では会計を任命するが、いくつかのケースでは書記がその業務をあわせて遂行する場合もある。信徒が多くの場合この職に選ばれる。この職に就くときに誓約がなされるべきである。

幹事

中会は通常、会議に陪席し職務を執行するために幹事を任命する。通常は中会会議の委員で

はない信徒である。その最も有益な役割の一つは、重要な会議において席次や行列の進行を担当することである。任命によって、誠実に義務を遂行する役割を引き受ける。幹事は、中会が定めた給与を受け取る。

音楽監督

中会の開会の讃美の際に音出しをするために、会議に出席する委員の中から音楽監督が選ばれる。この勤めを担うためには地位よりも音楽の能力が重要となるため、しばしば長老が選ばれる。

3. どのように務めを行なうか

すでに指摘していることであるが、中会には「境界線」がある。また「本拠地」、すなわち通常の職務を行なうために会議を開く場所がある。以前は、区域内の主要な都市が本拠地となり、その都市が中会名となっていた。しかし今日では、中会の本拠地を区域内の中心部に位置する地方都市に置き、区域全体に仕えることができるようにすることがますます一般的になってきている。メルローズやピーブルスに代えてインナーレイテン、ウィグタウンやストランレアに代えてグレンルース、バカンに代えてモンクヒッターに本拠を移した例が頭に浮かぶ。自動車に乗らない人にとって集まりやすいかと言う点は不明瞭であるとしても、車を駐車するという視点から見た利点は明らかなはずである。

1929年以降に生まれた中会のほとんどは、二つの会派の教会の中会に当たる会議を統合したものであるが、それらは同じ区域を包括しつつも、しばしば本拠地を異にしていた。多くの場合、妥協策として両方の本拠地を残し、両者の名前を並列した名前が採用され、ある会議は一方の本拠地で、またあるものはもう一方で開催されていた。そのような計画は、ほとんどの妥協がそうであるように、決して特に喜ばしいものではなかった。そしてここ数年のうちに、そのような仕組みは廃止になったと思う。

中会会議を年に一回開催し、総会に派遣する委員を選出する会議をいつ開くかを定め、その会議をひらかなければならないということ以外に、中会会議をどのような場合に、またどの程度の頻度で開催すべきかに関し、法で定められた義務は存在しない。しかし一般的なパターンは、たとえば毎月第二火曜日というように決まった日に中会会議を年7回から11回開くというものである。より人口の密集した地域では、こうした会議は夕方行なわれ、長老が出席しやすいように配慮している。過疎地では遠隔地であることによる特有の問題があり、中会会議は昼間に開かれている。

会議の種類

中会会議の開かれ方には3種類があり、それ以外のものはない。

定期中会 まず挙げられるのが「通常」もしくは「定期」中会で、時々間違っ「法定中会」と呼ばれている。「間違っ」と述べたのは、「法定中会」という命名は法、すなわち上位会議が通した法規にしたがって開かれる会議を指すのが適切だからである。中会が議事規則の中で特定の日に集まるように決めているという事実は、そのような法規を構成するものではない。定期の会議であらゆる通常の職務は処理できるのである。

定期中会に関する最も重要な特徴は、閉会前に中会は次回の定期中会の時期と場所を決め、また公的に予告をしなければならないということである。出席者全員が次回の会議が「来月の今日、この会堂で」行なわれることを知っているという事実は重要ではない。このことに関して厳かに決定がなされ、記録され、公告されなければならないのである。議事のどこかでこのことが行なわれ、議題が終わりに至ると議場は、「・・・日の・・・時に・・・で会議を再開すべく休会する。」その結果、中会は常に開会中か休会中となり、もし中会がそのどちらでもない状態すなわち閉会状態となると、中会の権能も役割も力を失い、「復興」されなければならない。これにはかなり複雑なプロセスが含まれており、それにより、3人以上の委員が議長に中会会議をその日から10日から15日以内に開催するように要求しなければならない。その目的はただ定期中会を開いて会議を「復興」し、通常の職務を担っていけるようにするためである。それだけでは済まない。事の次第を説明した文書を最初の地区会議に提出しなければならない。状況がそれに値すると思われれば、中会が地区会議の非難を受ける可能性もある。

正確には「定期中会」とは呼べないが、中会は総会や地区会議の指示に従い、通常の職務を行なうために集まることもある。わたしはこのことをコックスの記事(第6版149ページ)に典拠して述べているのだが、わたし自身はこのようなことが起こったことを知らないし、もしあったとしたら、明確に規定された通常の業務以外の職務のためのものであるべきだと思う。

当該の会議の特別な許可がなければ、総会や地区会議が開会中には中会は会議を開くことはない。すなわち、たとえ上位会議が閉会後で両方の会議に出席する人が妨げられない時であっても、会議を開くことを禁止すると解釈されるべきである。エジンバラから周囲50マイル以内に位置する中会は、総会の開会中もしくは総会の職務のために割り当てられた日に会議を開くことを禁止されている。因みに、これに習えば、定期中会の開会中は小会や各個教会の会議は開かれるべきではない。

特別な目的のための会議 中会が特別な職務を実行しなければならない場合、たとえば牧師の按手や就職、会堂の献堂、神学生の准允などの場合、議場は通常その目的のための特別会議ではかることとしている。特別会議の開催日時および場所は通常の会議において定められ、発表され、議事録に留められなければならない。それは業務が着手され、合法的に処理されなければならないのと同様である。

中会にとって、牧師就職のために定められた特別会議において、他の事項、たとえば無牧にかかわることなどについても扱うのが好都合である、ということは珍しいことではない。この点は、通常の会議において議題への追加が同意されてさえいけば、まったく相応しいことなのである。唯一の例外は、長老の任命の議題は特別会議を含むどの会議においても受理され認められうるということである。

臨時会議 通常の会議の間に緊急かつ重要な業務が発生し、滞りなく処理しなければならない場合、議長は慎重に判断した上で臨時会議を開催することができる。中会の3名以上の議員から要請がなされた場合、臨時会議を招集するか、しない場合はその説明をしなければならない。議長が逝去した場合、これらの務めは書記に移る。会議は議長から委員全員へ回覧状で招集され、そこには招集の目的が明確に記されている。このような会議の第一議題は議長が会議を招集したという行為を承認することである。もし承認がすぐには得られないような場合には、そのままそこで会議は閉会となる。承認が得られた場合は、その特定の議題が処理され、会議は閉会となる。いずれの場合であれ、最初の通常会議において事実が報告される。そこに出席していなかった人で考えのある人が会議の招集に異を唱え、上級会議に訴えることは秩序になったことである。しかしながらこの段階でその人ができるどの行ないも、会議で合意された最終決定を覆すことはできない。

臨時会議は議長のみが招集することができ、回覧状で手早く通知しなければならないという点は周知されている。誰の署名があるべきだ、などの冗長な異論はない。私自身は、会議通知は最後に議長の署名がなされているべきだと考えている。末尾に書記の署名がなされ、「議長の指示により案内する」という内容のものでも十分適切であろうが、やはり異論が出されうと思う。ただ「臨時会議が開催される」と書かれた手紙が書記から送られるというのは、私は不適切であると思う。

牧師逝去の場合の会議 教区の牧師が逝去した場合、必ずしも通知を行わずに中会は葬儀の日に当該教会において会議を開く。そこで臨時の小会議長を任命し、小会とともに講壇担当者を整え、牧師の逝去の結果生ずるその他の緊急案件を処理する。これは厳密な意味で「臨時小会」である（「新たに起こったことからのための」という言い方は不適切かも知れないが）が、手紙による招集も公式に承認されることも必要としない。今日ではこのような会議の案内が新聞広告欄に掲載されることが通例である。

ここで次のことを指摘しておくのは適切であろう。中会が葬儀の折に会議を招集するのは教区の牧師が逝去したときだけなのである。このような牧師は葬儀式を執行できる自教会の牧師を持たないので、中会がその代わりを努める。引退牧師や教区の務め以外の役職を担っている牧師の場合、葬儀式の準備は親族の役目である。中会の構成員は当然このような葬儀式に出席したいと思うだろうし、適切などころであれば集団として座ることを願うであろう。しかし中会は招集されない。死のできごとは次回の会議の折に記録される。

委員会 通常の緊張した会議においてより自由度の高い議論を可能とするため、議長もしくはそのために任命された委員を委員長として「委員会」を持つことができる。通常このような措置がとられるのは、重要な政策に係わる問題が発生したとき、あるいは大会から議論や意見を求められたときである。

このような委員会において結論が形成され投票されるかもしれないが、当然、そうした決定は認可されるまで権威も価値も持つことはない。通常その決定は次回の通常の会議で報告され、認可されるのが普通である。コックスは委員会での会合について、「通常のディベートのルールが停止していることは理解されている」と述べている。これが真実であるとしても、ディベ

トのルールは議論を促進するために考案されているのであって、議論を阻害するために決められたのではないということ、また自由度があまりに高いことに内在する危険性の方がルールを厳密にまもることから起こる危険性よりもえてして大きいのだということは覚えておく価値がある。一切の無規制は面白くはあっても建德的ではないことが明らかである。

配慮の必要性 中会が会議を開催するやりかたについての話題から離れる前に、何年か前に実際に起きた出来事を振り返ることは興味深くまた有益でさえあろう。会議はただだと退屈に続き、そしてようやく最後の議題が片付いたとき、議長はすばやく口を開き祝祷をささげた。議員たちがまた頭を上げようとしている最中に書記が「次回の会議は一ヶ月後、この場所ですべての時間に開催されます」と言葉をはさんだ。いつも通りにこの会議への案内が回覧されたとき、書記は牧師の一人から手紙を受けとった。どの中会にもこのような人はいるもので、一人しかいなければ幸いである。その手紙には、翌週牧師と長老の非公式な会議が予定されているが、自分は出席するつもりはないと、嬉しそうに指摘した。続けて彼はこう説明した。会議は結論に達し、次回の会議の時間と場所を定めないうちに祝祷を持って閉会したので、それは中会の過失である。

議長と書記は深く後悔し、この問題は慎重に取り扱わなければならないとの見解で一致した。遠方から馳せ参じた牧師も長老も、もはやその日の会議が中会ではないことを知り、失望したとは言わないまでも、驚いた。当該の手續きに関していくらか議論をした後、3人の委員が議長に臨時会議を招集し、その時に正規の会議が定められ、議場の業務が進められるようにと要求した。しばらくして彼らは皆、いつになく早く帰宅した、

不幸なことに、臨時会議を求める手紙は書記の名前で発信された。これが気難しい牧師に手紙を書かせることになった。そこには、自分たちがクラブを作り定期的に会合を持っているが、自分は参加するつもりはない、という意味のことが書かれていた。再度牧師長老たちが遠くから近くから集まったが、新たな問題を知るだけの結果に終わった。今回委員たちが取った見解は、「もうたくさんだ。務めを行なおう」というものであった。実際彼らはそうしたのだが、わたしは決まりにとらわれない考え方を取ってしまいたくなる。気難しい牧師に、不満ならば大会に上告せよとの指示がなされたところ、彼は、大会は存在しないアハタローニ中会からの委員のふりをしている人が含まれているので墮落した議会である、と答えた。中会には何かの考えがあったのかもしれないが、このとき、もうたくさんだ、という結論をとるに至った。

たとえどんなに馬鹿馬鹿しく見えたとしても、ゲームはルールにのっとって行なう方が安全なのである。あまり面白くなくなるとしても。

一般的規則

定足数 中会の定足数は、その大きさに関わらず3である。そのうちの2名は牧師でなければならない。この総数には議長が含まれる。

公開 小会は常に非公開で行なわれるが、教会の他の会議は、何らかの理由で「委員のみで」、「ドアを閉めて」、もしくは単に「非公開」とすることが決まった場合を除いて、公開で行なわ

れる。5年毎の訪問調査の報告が法律によって求められており、ここでは非公開で質問することになっている。またその際、時折あることであるが、戒規に関する事柄を扱うときには傍聴者なしの方が好ましいのは明らかである。わたし自身の考えでは、中会はごく例外的に、またのっぴきならない理由があるときにのみ非公開とすべきである。スコットランド教会における中会はその地方の法廷であり、そこで行なわれる務めは公的な注目の高いものとされている。イングリス民事控訴院長官の言葉によると、中会は「国の司法機関として確立しており、民事控訴院それ自身と同様に法律によって承認されている。」あるいは最高法院次長のモンクレイフによると、「教会法廷の司法権は、われわれがこの壁に囲まれた中で司法を治めている法的基盤と同様の法的基盤に依り立っている。」このような性格の法廷に極めて適正な理由なく門戸を閉じる理由はない。不必要に密談をすることにより、私たちのユニークな地位を危険にさらすことになると私には思える。ついでに言うと、中会は国家の法廷であるという事実が、どうして会議の開催日時と場所を公告しなければならないか、またどうして一般の人々が出席を望めば実際に参加できるように規定を作らなければならないか、の理由である。

率直に認めるが、誰も一般の人々の出席を、少なくともまとまった人数の出席を切望してはいない。しかし今日認識しておかなければならないのは、「報道機関」の出席が一般の人々の出席と関心の高さを象徴しているということである。よく言われているように、扱いに注意を要するテーマに係わる議論は、筆記具を持った人々がいないところの方がより自由に議論できるであろうし、会議はそれを踏まえて非公開とすることを決定すべきであろう。ここで二つの点を心に留めて置くべきである。第一に、もし報道陣を閉め出せば、彼らは確実に報道したい何かが起こっていることを知り、さほどの困難もなくそれが何であるのかを知るであろう。第二に、報道陣が傍聴していることで、議論に抑制と責任が生まれ、それが一般的に有利に働くであろう。

中会規則 ほとんどの中会には中会規則があり、会議の構成、会議開催の日時と場所、および議論の進め方などを規定している。これに関わる基本的な取り決めは、当該の中会の中会規則が対象としない状況があるときには、一つ上位の機関の規則が適用されるということである。このことの意味は、事実上一般的に、中会の議論は大会の規則によって定められるということである。ほとんどの中会には中会規則があり（それは大会ではあてはまらないこともあるが）、最終審判に到達したことがら、6ヶ月以内に再度提出することはできない（97ページ参照）。

動議の通知 前の会議において通知がなされた場合に限り、中会によって決定できる事柄がいくつかある。大会へ送る委員の任命、障壁法（詳細については原著 p.101 参照）のもとで提案された提題に対する投票、中会規則の改正、等がその例である。これら以外でも、重要な案件は決して議場で発議されないというのは健全な取り決めである。とりわけ、会議の閉会前の「その他の議題」の折にはそうで、まだ帰路についていない委員たちは、疲れていてそのようなことをする気もない。

もし誰かが重要案件について動議を提出したいと願うならば、その人は提案した動議の条件を通知し、次の会議の議題に掲げ適切に動議として提案できるよう申し出るべきである。適切に提出された通知に十分代わりうるものとして、提案された動議を印刷したものを添えた回覧

文書を認めることは珍しいことではない。しかしその内容がかなり重要なものであり急ぐ必要がなければ、わたしはこの慣行をすすめるべきではないと思う。私の考えでは、時宜を得た通知を行なった人は、実際の会議で提案するときには動議の条件について自由に修正することができるべきである。もちろんその改変があまりにも度を超えていて事実上まったく新しい動議になってしまわない限りではあるが。

文書 中会の会議で提案される動議は、文書で書記に提出すべきである。またどのような内容であれ動議を提案しようと思っている人は会議の前にしなければならず、この点をよく準備してくるよう求められる。同時に覚えておかなければならないことは、議論の過程で生まれてきた微妙な問題に妥協する解決策を生み出そうとしている人には、求められている文書を作成する時間はほとんどないということである。そのため、それを文書にするための時間が認められなければならないし、この間議論が中断されれば、それは好ましいことである。もちろんどのような案件であれ票決がなされる前に、書記は役職上、票決されるすべての動議、反対動議、修正動議に関わる細かな条件を読み上げることになっている。ところで、私の経験から話すのだが、書記にとって、提案者が長いだらだらとした演説をして「そういうような動議をしたいと思います」といったことばで締めくくるのを聞くことほど腹立たしいことはない。

最重要議題 しばしば中会はある特定の項目を最重要議題と定める。たとえば特に重要な案件、あるいは当事者の出席を求めなければならない事例などである。これが何を意味するかというと、決まった時間が来ると議場は審議中の案件を終わらせて、すみやかに「最重要」議題に移るということである。仮に取扱中の案件が決められた時間の 30 分後までに結論に至らなかったような場合は、その議題は審議未了となり、「最重要」項目が完全に処理された後、再審議される。

務めの実行

祈祷(Devotion) 通常の中会には必ず祈祷(devotion)を持って開会する。これには讃美(習慣的に讃美歌もしくは聖句を韻文に訳した讃歌で、聖歌隊の前唱者のリードで歌う)、聖書朗読、祈祷を含み、議長が司式を行なう。しかしながら議長は、自由に補助者を加えることができる。通常の中会以外の会議においては、通常祈りのみとなっている。議長が祝福を宣言することが「祈祷をもって閉会する」とことと等価であることは確立している。

会議出席簿 最初に行なうことは、会議の出席者を確認することである。通常は委員が議場に入る際に出席簿に署名するか、印刷された委員リストの名前にしるしをつける。小さな中会では、議事録に全委員の名簿を印刷することが普通に行なわれている。またわたしの記憶では、少し大きな中会でも臨時中会の場合はそうしている。こうすることが困難な場合は、通常いくつかの名前を印刷しておき(定足数を超えていることを示すに十分なだけ)、その後、会議出席簿を確認する。このような場合、会議出席簿が記録の主要な部分となるので、慎重に保存すべきであることに特に留意すべきである。

中会登録代議員名簿 続いて前回の中会以後に起こった登録代議員の変更があれば、書記が

報告する。この間に長老の委任状が提出されればそれは認められる。新しい委員がいれば中会議長が歓迎の言葉を述べる。

議事録 前回の中会の議事録およびそれ以後開かれた特別な会議の議事録が提出される。かつてはこれらの記録をわざわざ朗読していたが、現在は(わたしの記憶では)間違いなく印刷され、会議用の書類とともに配布される。こうして議事録は「朗読された」こととされて承認され、必要があれば訂正してもらうこととなる。

訂正がなされる際は、(それがごく瑣末なことがらでなければ)その事実を訂正が求められた会議の議事録にすべて記録する必要がある。「10月10日の議事録は、提出後一部訂正のうえ承認された」という記録は、わたしは十分なものではないと思う。このような仕組みの許で、不謹慎な書記であれば議事録に自分が都合の良いと思う訂正を自由に加え、後に議事録に何がなされたのかを確認するものがないようにするであろう。不謹慎な書記がいるというわけではないが、空欄を空けた小切手は危険な誘惑である。大掛かりな訂正は必要ではない。「not(ではない)」を削除、で十分である。議事録は次のように読まれるべきである。「10月10日の議事録は提出され、123ページの最終行は『・・・』を『・・・』に修正し承認された。」このようにして、このようにしてこそ、配布された議事録を手にした議員は、中会の職務の完全で信頼できる記録を持つこととなるのである。議員はそうしてもらう資格があるのだということを、わたしは強く主張しておく。

いったん議事録が承認され署名された後は、上位議会の命令による場合を除き、いかなる理由であれ一部たりとも削除することはできない。また、議事録は会議で起きたことを表わすものであるから、たとえ議事録と反する内容を思い出すことができても、しかもそれをどれほど明らかに思い起こすことができたとしても、そのようにして作成された議事録の正確さについて、疑いを挟む余地はない。

賛成者を得られなかった動議については、議事録に記録されない。

特に複雑だったり議論を巻き起こしたりする案件が中会に上程された際は、その項目の審議が済んだ段階で作成し、読み上げ、必要であれば訂正し、そして承認されるようにするのが賢明である。その件は、適正に議事録に清書されることとなる。

かつての取り決めでは、題名、すなわち余白に記された見出しは、議事録に不可欠であった。議事録を容易に参照できるようにすることは、かつてと同様、現在もなお重要である。しかしこの点は、文章の至るところに中見出しを巧みに挿入することにより、よりよく達成されるであろう。わたしの考えでは、見出しは、その前身の余白に記された題名同様、本文の一部として読まれるべきではない。すなわち、議事録はたとえ見出しがなくとも、それ自体で完全に自明でなければならないのである。

議事録は、当該の会議に出席していたかどうかに関わらず、そこで議長または書記として承認された議長と書記の署名がされなければならない。署名をすることによって彼らは、彼らが知る限り議事録は承認された、以上、ということを実証することとなる。

異議申し立て等をする者は、その関心事に関わる部分の写しを議事録からとる権利がある。また、中会前に、この件に関わる人もしくはこの件の決定により影響を受けると思われる人に、

適切な箇所のコピーを送ることは、普通に行なわれている。その他に議事録の写しが欲しい者は、中会に明確に申請した上でのみ受け取ることができる。写しの発行は書記の専権事項で、書記のみがその記録が真実であることを証明することができる。その写しが有効であるためには、冒頭に中会がいつどこで開催されたかということと、正当に組織された中会であったということが記されていないなければならない。

賛辞(Tribute) 議長が議事の初め頃の適当なところで、前回の中会以後に亡くなった委員を記念して賛辞(tribute)を述べるのが通例である。

議事順序 議場が議事に取り掛かる前に、会議で取り組む議事内容とその審議する順序について同意しておくことは最も有益なことである。これは通常議事運営委員会の招集者によって提案され、配布されている議事次第に記されている順序を反映している。この時、関心のある人はだれでも、ある議題を早く審議するように、あるいは他の順序変更について提案することができる。おそらくもっと重要なことは、この会議で議題としてあがっていない項目を議題として提案したい人は、ここで議事次第書の中でその議題を審議してもらう場所を求めなければならない。もしくはずっと沈黙しておくしかない。このようにして最も危険な案件、すなわち「その他の重要案件」を削除することができる。というのも、あらゆる重要案件はすでに議事順序に組み込まれており、それ以外の議題は、それ自身が「重要議題」ではないからである。

次回会議の案内 閉廷に入る直前に次回会議の時と場所を決めるのが常であるが、これを会議の始まりのさほど格式張っていない部分の中で行なってはいけないという理由はない。こうしてこのことを見落としたり中会が開かれなかったりする危険性を減らすことができる(p.20 および p.22)。因みに指摘しておくが、議題および議事録に付随する会議案内はしばしば「会議開催の案内」と言われている。これは誤りであり誤解を招きやすい。前回の会議の中のどこかで時と場所が決められて次回の会議が招集されるのであり、案内は単なる記憶を助けるものにすぎない。これは正しくはこう読まれるべきものである、「委員は次期中会が・・・開かれることを覚えておくべきである。」

委員会報告 中会はその責任を果たしやすくするために、通常いくつかの委員会を設置する。これらはほぼ大会の委員会に相当するものである。とりわけ、中会の職務自体を監督する職務委員会、教職の空きスケジュールや謝儀関係一般を扱う教職者委員会、神学生を監督する委員会、再調整(Readjustment)委員会、青年委員会、等がある。これら常設委員会のみならず、中会は大会から下ろされてきた議題や地域特有の問題を扱うために特別委員会を設置してもよい。今日の中会は、委員会の報告を受けたり議論したりすることに膨大な時間と関心を注いでいるのである。

無牧に関わる職務 中会の議題に頻出しがちなもう一つの職務は、無牧に関わること、すなわち選挙、転任、辞職、等である。このことに関わることはすべて、後ほど(p.31)より詳しく扱う。ここでは単に職務のリストを完成させるために記すにとどめる。

負担金

中会負担金 中会の「経営」には支出が伴う。印刷、郵送料、電話料、給与、家賃賃料、等である。通常、会計が翌年度の予算を作成し、中会で承認してもらう。中会各々に仕組みがあり、それによって総額が各教会に配分されている。この仕組みの基本は著しく異なり、単純なものもあれば複雑なものもある。しかしいずれにせよ目的は各個教会が負担を公平に担うための枠組みを提供することである。その際、大きさや財政力等を考慮することとなる。各教会の会計はその割当額を伝えられ、この負担金が通常の教会収入に対して最初に課せられる負担となる。

大会負担金 大会の「経営」にかかる経費も今日、同様に膨大である。大会財務委員会が枠組みを作っており、これにより「一般支出」に必要な総額をすべての中会で分担して負担することとなり、大会自身によってこの査定が行なわれる。その後、今度は中会がおそらくは自らの査定と同じ枠組みに従ってその割り当てを負担し、集め、送金する。

注目されるべきことは、現在のところ「毎年の教会の職務のための協調会計」（教職者、宣教と奉仕、および総務に関わることがらを扱う）、また「各個教会間で総予算を割り当てる統一的体系」を導入できるかどうかについて、大いに議論されている。このプランは大会負担金には有効であろうが、おそらくは中会負担金に対してはうまく機能しないのではないかと想像する。

4. 中会は何を目指して機能するのか—各個教会を監督する

中会の体系を確立した有名な 1592 年の議会法において、「その領域内において神のことばが純粋に語られ、聖礼典が正しく統括され、訓練が施される」ように配慮する務めは中会に属すと規定されている。もちろん、1 世紀前から、あるいは 1592 年当時から比較するとさらに大きく異なる職務を含んでいるとはいえ、この言葉は現在においても依然として中会の職務についての適正な要約である。

中会の務めを以下の 4 つの見出しのもとに集約するのはたいへん便利であると思う。すなわち、(1)各個教会の活動の監督、(2)牧師、その他の教会役員、神学生の監督、(3)控訴院として他組織の決定内容を再調査する責任、(4)上位会議への責任、である。

そこで、まず各個教会を監督することから始め、できるだけ整然と、区域内の教会の活動に中会が手を加える義務を負うところを辿ってみたい。

無牧

中会は、牧師を欠く教会に対し、特別な責任を負う。

無牧の発生 教会は牧師の死、免職、辞職、あるいは異動が起きた日から無牧となる。そして中会の指示により、これらの出来事が起きた後最初の都合の良い聖日に、講壇から無牧となったことを宣言する告示が読まれる。牧師が高齢または病気のために辞職した場合、あるいは

牧師が他の職務に任命されるため、あるいは牧師が別教区へ移動となる場合、中会が牧師の辞職または異動を認める時点と実際にそのことが起こるときとの間に、必ず時間の経過がある。時にはそれが数ヶ月に及ぶ場合もある。無牧の期間を短縮するために、中会は通常そのような場合を「先行無牧(anticipated vacancy)」の場合ととらえることを認めており、この場合、無牧は実際にはまだ起こっていなくても、新しい牧師を求める作業を、もちろん候補者を選ぶところまでであるが、作業をすすめることが許される。

応援牧師 牧師の死もしくは免職の直後、あるいは牧師の辞職または異動が認められた際、中会は教職者の一人を任命して、無牧もしくは先行無牧の期間、応援牧師として務めてもらう。通常、近隣の牧師が選ばれることになるが、後に本選考の対象として交渉がなされるような人を選ばないよう、十分な注意を払わなければならない。中会は引退牧師を任命するかも知れないが、その人が無牧の教会の教会員であればそれはできない。また応援牧師として任命された引退牧師が無牧期間、代理牧師としても務めるとするのはあまり賢明ではない。可能な限りまた自分の務めと一貫したかたちで、欠員となった牧師の職を務め、とりわけ小会や教会の会議を統括し、小会の協議を経て、空席となった講壇を埋め、必要な牧会の務めを提供するのが応援牧師の務めである。応援牧師はまた、小会と連携して選挙人登録簿を用意し、それを中会に提出し、承認を得る。もし、特別に依頼された場合には牧師招聘委員会の招集者として務めを担うこともあるが、その職責上、投票権を投じることも熟考中に考えを言うことも許されない。

再調整(Readjustment)の問題 応援牧師の任命と同時に、再調整(訳注: 無牧状態を解消するための措置。他の牧師を招聘し、牧師の交代をするとか、無牧の教会をどこかの教会と合併させるなどして調整すること)の問題が提起される。牧師補充手続きのこうした側面については、以下に別途取り扱う(p.46)。今のところは、選考要件付き、もしくは要件なしで牧師招聘の手続きを進める許可が与えられている、ということにしておこう。

選挙を承認する いったん牧師招聘委員会が候補者を選び、教会が選挙で信を問う機会を持った後は、候補者は適正に選挙され、招聘状に署名がなされたものと見なし、本件は中会の議となる。中会の務めは「任命と招聘を承認する」ことである。応援牧師は、招聘状を含むさまざまな書類を中会書記に送付しなければならない。中会書記は引き続き本件を直近の都合の良い通常会議の議題に掲げる。書記はまた、当該教会がその会議に「みずからの利益のために」出席するように招き、そこで布告がなされるように手配する。その時になると、さまざまな書類が机上に並べられ、当該教会の代表による、いかにして〇〇氏が彼らにとって理想の牧師なのかとの説明を聞き、それを受けて反対意見があるかが問われ、関係者が退席し、賛成の決議が審議なく実施される。

かつては常にこうではなかった。以前は中会が当該教会の選択に大いに積極的な関心を示した時があった。記録には、中会が承認を拒否した事例が多く残されている。その理由は、中会が「〇〇氏はこの教区では教会員を教化するのに適していない」、あるいは当該牧師の履歴が推薦するに十分ではないと考えたからである。わたしが知る限り、中会がこの線に沿って進むことは今でも許容範囲内であろう。しかしここで必ず実施されることは、中会が以下の4つの問いを満足させようとするということである。(1)正しい手続きが適正に厳守されたか。(2)選ばれ

た人は任職に相応しい資格があるか。(3)招聘を実現するためにいかほどでも不適切な圧力や不公正な影響が加えられていないか。(4)招聘状に記された署名の数は、新しい牧師を誠実に忠実に支えることを約束していると言えるか。この4つの問いのすべてに対する回答が肯定であれば、間違いなく難なく選挙も招聘も承認されるであろう。時にはその人物がその教区でうまくやっつけ、その教区の人々と仲良くやっつけられる理想的な人物かどうか疑いを持つ人もいるかも知れない。しかし今日では、そう言う人はその問いを自分の心に深く秘めているのである。

もし招聘状が不適切に署名されている場合には、中会の側にためらいがおこることもある。今日では選挙人登録簿に載っている人の過半数の署名がなされている招聘状は非常に少ない。中会は招聘状を送り返して、更なる署名を求められることがあるかもしれないし、こうすることが、活気のない無関心状態の教会に対し有益な効果をもたらすことが知られている。もちろん、招聘状を送り返すことには困難もある。法律によれば、文書は「署名できるように置いて」おくべきものであり、教会内で回覧して回することは禁じられている。そこで、招聘状が送り返された際に長老が教区内で回覧に回せば、それは法律違反となる。他方、ただ単にその文書をただもうしばらく「置いて」おくのであれば、より多くの署名を確保することは遠い夢となろう。やっかいなジレンマである。いずれにせよ、もしその教会が「これ以上ない無関心」状態にあるのであれば、早く牧師を、それも良い牧師を与える方が良い。

中会は選挙を承認した後、その教職の牧師任職式の準備にかかる。すでに教区付きの牧師であれば、部分的な準備となる。

異動 選挙で選ばれた人が教区の牧師となると、中会は選挙を承認する立場から、その人が所属している中会の前で招聘を「実行」してもらおう手続きに取りかかる。比較的最近までは、この手続きの中で、任職委員がその中会の会議に出席し、どうしてこの異動を承認してもらわなければならないかを説明することとなっていた。ある時代、これは非常に重要なことであった。というのも、その中会が、当該牧師は現職において非常に優れた働きをなしており、そこでの務めを混乱させたくない、という判断を下す可能性があったからである。彼自身の教会ももちろんその会議に招かれていたので、牧師の異動に反対するかもしれない。今日では牧師たちが自分の教会で以前ほど人気がないか、異動しようとする牧師を引き留めようとしてもほとんど無意味であるという事実が広く知られるようになってきているようである。というのも、招聘する側の中会の書記が送り出す中会の書記に必要な文書を送り、牧師を失う教会が登場して彼の出発を「不承不承同意」し、これによって彼の異動が全会一致で承認されるというのが、ほとんど普遍的な慣行となっているからである。議事録の写しが牧師を招聘する側の中会書記へ送られ、牧師任職式のための部分的な準備が始まる。

15 年間規程 多くの場合牧師は初任地には極めて短期間しか留まらないという事実に悩み、1959年の大会で第24法が成立した。これにより、中会が初任地での5年間を全うしていない牧師の異動に賛成することは法律違反となった。同時にその法律は「例外的状況」も認めていて、特別な場合に起こる例外を正当化している。抗弁する機会もなく案件が送り出す側の中会に届いた場合に起こりそうな不幸な状況を避けるために、この法律は無牧の教会の応援牧

師に責任を負わせていて、そのような人物が候補者に選ばれる前に、応援牧師は送り出す側の中会から(もしくはその役員から)今回は例外的状況である旨の証明書を手にしておかなければならないとしている。

当然のことながら、その法律は「例外的状況」を定義しようとしていない。また不幸なことにいくつかの目立った事例が起こったが、ここでは唯一の例外的状況は招聘しようとしている教会が高名な教会であることだけだったようである。結果として、こうした状況を他の事例に適応することは困難であった。しかしそれでも、送り出す中会にとって、このような状況の中で責任を持って行動し、「例外的」を理にかなった形で解釈することがその義務であることはまったく変わりがない。

任職 誰も中会によって就職させられなければ教区の牧師となることはできない。一旦任職されると、死または中会規則による免職、異動、辞職によって牧師の身分を失うまではその職に留まる。牧師も教会も、単独でまたは共同で合意しても、任職で生まれた両者のつながりを断ち切ることはできない。牧師が教区を離れたとしても、中会が彼の退会を宣言し、その結果免職になるまでその教会の牧師なのである。

罪を犯さない限り一生涯 1972年の大会は、わたしの見るところ驚くほど少ない反対意見で、次の内容の革新的な法律を受入れた。「この法律の成立日を以て、この職にすでに受入れられたもしくは任職されたスコットランド国教会の牧師は、70歳に達すること以外では、罪を犯さない限り一生涯、再度受入れられたり任職されたりすることはない。牧師が70歳になると、あたかも辞職したかのごとく彼の務めは終了する。その日は所属中会によって牧師の辞職日として定められる。」この法律はさらに、おそらく中会が決定すれば期間を区切って前職で雇用されることを認めているし、この法律の成立前に任職された牧師の「罪を犯さない限り一生涯」の権利を保護することも認めている。数年後に成立したそれに続く法律では、「疑いの余地をなくすために」、任職された職が再調整(readjustment)されたために新しい職と見なされる場所の牧師となった場合、その人の「罪を犯さない限り一生涯」職を続けられる権利は妨げられないことを明記している。

わたしとしては、この法律が現状の枠組みになっていることは不幸なことだと思っている。というのも、この法律は、務めの基盤としての「罪を犯さない限り一生涯」を終わらせ、それに替わるものを導入していないように思えるのである。結局この法律がしていることは、牧師職を確立する任職が死もしくは免職によってしか終わらないことに替えて、新しい要件、すなわち70歳到達をあげているにすぎないのである。

就職式礼拝 上に述べたように、中会は牧師招聘を承認すると、就職式の準備に取りかかる。招聘が教師試補に対して行なわれる際は、准允と就職となる。この目的のみのための会議は無牧の教会で、兄弟教会の場合はどちらかの教会で、行なわれ、中会の委員が選ばれて参加する。礼拝を終えると同時に中会は会堂に戻り、ここで次の3つのことが起こる。まず、牧師任職の通告文が中会書記から小会書記に渡され、最初の小会の議事録に書き込まれることとなる。続いて、中会書記は新しい牧師に財務委員会の議事録の写しを渡し、就職の際の会計面の条件を開示する。最後に、中会は中会議員名簿に新しい牧師を加えることに同意する。

布告 しかし、就職式の礼拝が始まる前に、重要な職務を処理しなければならない。任職式の日取りが決まると、中会書記は無牧の教会において任職式の2週前の聖日に選挙の事実に関及し、「それを阻害する正当な理由がない場合は」中会として就職式を行なう意向であることを告げる布告を準備する。そして関係者全員に、自分の生き方あるいは教理としてそれに反対する者は、記されている日に開催される中会の会議の前、通常は任職式礼拝の少し前に来るようにと呼びかける。

この会議に関する更なる通告は、中会開廷後、中会の事務官もしくはこの目的のために選ばれた委員によってなされる。伝統的に、この通告は教会の「最も大きく開かれた扉」のところで行なわれた。今日では、通常は教会の中で会衆に向けて行なわれる。さまざまな面で不幸なのは、古いやり方は、象徴的とはいえ牧師は単に一教会にとだけでなく教区に任職されたのだという事実、またその結果、これから起こることは中に集まっている教会員以上に外部の人に係わるのだということを強調していたからである。

わたしは自分が経験した範囲では、反対者が現われた事例は知らない。しかし、そのようなことが起きたら、それは全くもって起こりうることなので、どう対応したらよいのかとしばしば思い巡らしていた。この点はコックスが賢明にも沈黙しているテーマである。一つ二つのことをわたしはいつも思っている。一つは、反対者はこのことに「関心」があるわけであるから、議場に登場する権利を持っていることを示さなければならないであろう、ということである。

(招きは「関心のある者すべて」に向けられている。)この要件については、教区民、教会員、あるいは信者(として登録されていれば)であることを示すことで満たされると思う。それ以外であれば、彼の主張に耳を傾ける必要はない。第二に、異議は生き方や教義に対するものでなければならない。当然、その人の説教には我慢できない、その職に就くには若すぎる、等の理由を主張するのは十分ではない。第三に、布告は、反対意見が「直ちに実証できるもの」でなければならないと主張しているので、反対者がたとえば異端や常習的泥酔状態について、そのような場で長々と法律に基づいた証明を行なうことを期待するのは無理があると思われる。同時に、信用を傷つけるような行為についてただ主張するのは適切ではない。しかしもしそこで見目に明らかな強力な主張がなされたならば、中会はその問題を追及するより他ない。就任予定者がその主張を認めるかどうかについて述べる機会を与えられるべきことは当然である。そしてもちろん、その主張に対して十分に自己弁護する準備が整っていることはおよそ期待できないであろう。

仮に見目に明らかな強力な事由が示されたとして、どうすればよいのであろうか。まず、中会は小委員会に付託して調査に当たらせ、しかる後に報告を受けることとして会議を延期するだろうと思う。任職式礼拝は少なくとも延期である旨の通告を、できるだけ一般的なことばで伝えなければならないであろう。全体を通して心にとどめて置かなければならないことは、このような状況のもとで、話は容易に名誉毀損の荒野へと入り込んでしまうということである。明らかに、誠実な反対者であれば、公人としての義務を果たして布告の招きに応じて参上し、その結果大いなる特権を与えられているのだと主張するであろう。もし彼が悪意に駆られて行動し、彼の異議に確かな理由が見られないことが示されれば、こうした状況は彼を利すること

はないであろう。しかし中会は、とりわけ構成員一人一人は、気をつけて行動しなければならない。そして少なくともこの段階では、顔合わせも私的に行ない、秘密を守ることが極めて重要であることを覚えておくことが賢明であろう。

紹介 再調整(Readjustment)の結果新しい教会が形成され、基盤となるという意味で一方の教会の牧師が新しい教会の牧師となる場合、中会が紹介のための礼拝を準備することが普通である。このような礼拝は、期限を区切って任命する場合や、就職式を行なうのが適切ではない役職に任命される場合などにも持たれる。紹介は法律的な重要性を持たないし、(任職が含まれていなければ) 布告もなされない。しかし紹介される人は任職の誓いを確認し、式文に署名することが期待されている。

辞職 就職によって築かれる牧師との絆の性質は(上に述べたように) 特殊であるので、いかなる理由であれ牧師が職責を離れたと思った場合、中会に辞任の許可を求めることによるのみ、そうすることができる。「いかなる理由であれ」とは、年齢や健康の衰えによる引退、教会の管轄圏の内外に係わらず他の職への任職、任期付き任職の招きに応じたいとの願い、海外での職務への招聘の受領、その他、実際に文字通り「いかなる理由であれ」というものである。日付と申し出の根拠を記した牧師の退職願は中会の初回のテーブルに置かれ、次回審議されることとなり、書記がそれぞれの関心に応え、両者、すなわち牧師と教会を次の会議に招くように指示される。

牧師の要請の理由が非常に明らかではない場合は、中会は小委員会を任命して牧師と協議させる義務がある。周囲の状況や教会員が牧師を責め、そのため気分が落ち込んで牧師がすべてを諦めるべきだとの気分になるということは、知られていないわけではない。このような状況下では、中会が牧会的役割を引き受け、この状況をしっかり把握することが何より重要である。

もし牧師が法律を手に、ただ逃亡を図るならば、中会は、復帰を許す 40 日の経過後、逃亡を理由に彼の不在中に不利な手続きを進め、結果的に彼を免職にする権利がある。

「自動的辞職」 辞職が「自動的に」行なわれる状況が二組ある。1972 年以降に任職された牧師が 70 歳になったとき、また合同、連携、その他の形態の再整理の結果、牧師が辞職すべき状況に置かれるときである。前者の場合は、法律で明確に彼の務めは「あたかも辞職したように終了する」と規定しており、中会は彼の 70 歳の誕生日を彼の辞職の日として定めていた。後者の場合、中会が合同の基本事項に同意すれば、中会はその結果起こる辞職について更なる決議なしで同意するということが了解されている。しかしながら、しばしば長く務めた高名な牧師が、これほど無造作に職を終えるのを許すのは、これ以上ない不作法であろう。たとえ辞職に法律的な重要性はないとしても、中会は牧師と教会の代表が都合の良い時に同席し、その時を相応しくおぼえることを願うであろう。

権利の喪失 無牧の教会が牧師を招聘する際に与えられている時間には限りがある。牧師招聘の許可(しばしば「選択権」と言われる)を受けた日から牧師が就職するまで、全部で丸 6 ヶ月使うことができる。それが少なくとも法律の条文である。しかし実際には、候補者が 6 ヶ月以内に選ばれれば、一切困難はないであろう。どんな場合でも、時間の延長を申請することは可能で、特にそれを許さない差し迫った状況があるのでなければ、さらに 3 ヶ月が中会から与

えられることになる。その段階でさえも、更なる時間延長の申請は可能であるが、時間がかかっていることに対して適切で十分な説明がなされなければならない。最終的に「時間切れ」と判断されると、招聘する権利と義務は中会自身に移る。その場合でさえも、教会が候補者の声を聞く機会と彼への招聘状に署名をする機会は与えられる。それ以後は、通常どおりに就職式が行なわれる。

訪問

「訪問」という一般的な見出しのもとで、わたしは中会の各個教会訪問に係わる二つの全く異なる場合を扱いたい。一つは、中会内の全教会の5年毎の通常訪問、もう一つは、ある教会が問題を抱えた状況にあるとの報告がなされたために組織されなければならなくなった訪問である。

5年ごとの訪問

中会は大会法(1931年の第12法、修正条項付き)によって、5年ごとの訪問を実施することが求められている。これによって中会内の各個教会は5年間に1度、中会の委員会の訪問を受ける。気をつけておきたいのは、これは5年毎に1度と言うのと同じではないということである。実際、中会がしなければならないことは、5年の期間の最初の4年間の中ですべての教区をまわるように手配し、5年目は(無牧、牧師の病気、再整理、等の)理由によって通常の訪問で扱えなかったケースを補完するために用意されている。5年制度は1931年に始まった。

訪問の目的 法律には、これを実施する目的は「牧師と小会と役員と会員の力量を強化し、彼らに教会の状況の中で満足できない状況や教会法や秩序になじまない状態のときにアドバイスをし、全般的にその現状に適した助言や励ましを与えること」である。訪問を実施する際には、中会は「訪問する教会の霊的な健全性と教会の働きの機能性を高めることを視野に入れて」おくよう強く求められている。これは毎年総務委員会での公式発言としてやや退屈なほど規則的に繰り返されている勧めのことばである。

訪問委員会 実施予定の訪問を具体的ににらんで、特別な委員会が中会によって組織される。通常この委員会は二人の牧師と二人の長老からなり、言うまでもなく、招集者を務める牧師は経験を積んでいることが望ましい。委員会は牧師、小会、財務委員会(牧師はいずれの時も毎回出席する資格がある)と別々に会い、都合の良い聖日に招集者がその教会の礼拝を執り行ない、中会からの思いを述べ、挨拶と祝福を伝える。これは訪問における重要な要素であり、真剣に受け止めるべきことである。

アンケート 3つの会合のそれぞれにふさわしい多くの質問を記載したアンケート文書が用意される。財務に関するさまざまな明細書のみならず、数多くの統計表が求められる。したがって、コピーを前もって送り、責任者が正確なデータを手許に答えられるようにすることが重要である。財務以外の質問はあまりに「全般的」だとの不満も時々聞かれる。そうなることは仕方がないとわたしは思う。なぜなら目的としていることは、その教会での生活について詳細な

情報を集めることではなく、困難や問題を訴えたい領域で議論を始めること、またもし可能であれば、必要に応じて援助を用意している、ということを経験することなのである。しばしば応答者の回答からよりもその態度からより多くのことを知ることができる。賢明で経験を積んだ5年毎の訪問者は、スケジュールに決められていることがらからよりも、会合の雰囲気からより多くのことを知るものである。因みに、委員会招集者は前もって前回の5年毎訪問の委員会から報告書のコピーを受け取っており、そこに記されている勧めに対して適正な対応がなされていることを確認できることを期待しているのである。

事前の案内 中会に提出される完全版の報告書のコピーは、おのおの訪問した教会の小会へ前もって送付されなければならない。また牧師、小会、その他関心のある人は中会に来て意見を言うことができる。

教会会議(Synod)の仲裁 法律では、ある教会の現状に満足することができない場合、中会は教会会議(Synod)に報告しなければならない規定になっている。教会会議は委員会を設置し、中会と連携して更なる調査を行なう。この段階でも満足ができない場合は、総務委員会(現在は実務手続き委員会)を通して大会に報告することとなっている。法律にはこう規定されていないが、大会でも調査委員会を立ち上げることと思われる。不幸なことに多くの教会の生き生きとした生命を阻害する困った状況は、訪問を何度もしたからといって、容易には改善しない。たとえば建物が修復不可能なひどい状況にあり、基金もなく、指導力もまったくなく、責任ある立場にある人のすべてが意欲を喪失しているとしよう。あるいは、特に特定の誰かの責任というわけではないが長年の間に折り合いが悪くなり、牧師と会員の関係が緊張状態にあるとしよう。前者の場合は基金の投入、後者の場合は牧師の交替があれば、間違いなく驚くほどの成果を上げるであろう。幾度も訪問をして報告書を作成しても、大いに功を奏すようには思えない。

非公式会合 法律では、5年毎の訪問の報告書が提出された時は、中会は非公式に会合を持つことが求められている。奇妙なことに、この件が教会会議に報告される際には、そのような規定はない。

問題が生まれようとしている 5年毎訪問の最も有望な可能性は、たとえば人間関係が緊張状態にあるがまだ完璧に破綻してはいない場合に、早期警告システムとして機能すると考えられる点である。中会レベルでの仲裁の可能性は、たとえ関心と気配りを見せるだけの目的であったとしても、非常に価値があるに違いない。残念なことに、現実にはそのように機能することはあまりないようである。ひとつの事例をはっきりと覚えているのだが、この教会ではすべてがうまくいっていないと信じる理由があった。はっきりとした形で不満が伝えられたことはなかったが、心配な話が聞こえてきた。わたしはこの教会が5年毎の訪問を受ける予定になっていたことを好機と思い、注意深く強力な委員会を選び、招集者にわたしの心配と不安を説明した。小会との会合の中で招集者はわざわざ自由な協議のときを持った。何か話し合いたいことは他にありませんか。中会の代表者を迎えた場で相談したい問題はありますか。いいえ、問題は一切ありません！その後1ヶ月もしないうちに蓋が吹き飛んで、わたしたちは深刻な状況を抱え込まなければならなくなった。よく統制された家庭では隣人が訪問してくるときには

組織が見えないように隠してかぎをかける。まして警察が周りにいるときはそうだ。そうすることは当然だと思う。

全体的に見ると、5年毎の訪問が期待される成果を生み出してはいないということは認めなければならない。おそらくは良い点もあり、あまりそれを必要としていない教会にも励ましを与えている。しかし緊急にまた切実に援助を求めているところまでは届いていないようである。この点から時間の無駄と考えるべきではない。それは事実とまったく異なる。訪問する側と訪問を受ける側とが真剣に気を配り注意を払いながら進めていくべきものなのである。

「満足できない状況」

1960年の第21法により、5年毎の訪問の結果、教会の中からの請願、あるいは他の正当な根拠によって中会内のいずれかの教会が「満足できる状態ではないと思われる」ということが中会の知ることとなったときには、ともかく行動する責任が中会に求められた。中会の最初の義務は、訪問して事実を確認することである。そしてもしすべてが良い状況にあるわけではないことがわかったら、助言や協議によって正すよう努めることである。これがうまくいかないときは、委員会は中会に対し、問題は実質的に牧師、役職者、もしくは教会員の人間的な欠点のためであると信じる十分な根拠がある、と報告しなければならない。中会はこれを受け入れその結論に同意するならば、事実上、権力を使った試行を行なうこととなる。その判断が支持されれば、牧師を解任し無牧を宣言する、役職者を役職から外す、当該会員に移籍証明書を発行する、あるいは会員資格を停止する、等、実情に応じてまた正義が貫かれるように対応することとなる。

わたしが最大知っているところで言うと、この法律の下で最終段階まで進められた事例が一つだけある。その事例は長期にわたる大きな心の重荷の原因となった状況と関わりがあった。実際、それは公平に見て、大っぴらにスキャンダルと言っていいところまで到達していたと言えるであろう。しかもなお、延々と長引く交渉の末、ようやく結論に達したのであった。司法委員会は、わたしの記憶では、少なくとも数日丸々開廷し、しかも大会での長い審議の後、ようやく牧師を解任するとの委員会の全会一致の勧めが受入れられたのである。

こうした問題が起こる理由の一部は、こうした状況がその法律に従って中会に知られるようになった時には、「助言と協議」が有効である段階をとくに過ぎている、と言う事実にある。ともかく、もしこうした人が助言と協議によって生まれる教訓に素直に従っていく人であれば、そもそもそうした混乱した状況は起こっていなかったであろう。さらに、責めを公明正大に、あるいはむしろ「たっぷりと」、入り口の扉のところに置くような時もまた過ぎているのである。見当違いのことがなされ、挑発的なことが言われると、報復として同じような事柄を引き起こし、状況は複雑になり解決は困難になる。作用と反作用は同じエネルギー量で反対方向に働くとの原理が適用されるのは、力学の領域だけではないのである。これらすべてについて悲しい側面は、中会はそばに立って教会の大義に対して回復不可能な害が加えられるのを見なければならず、それでいて仲裁する力を持たないということである。一昔前の高名な弁護士は、記録に残っていないが、われわれがここに持っているのは、満足できない状態の法である、との

見解を示していた。

記録

毎年の査察

区域内のおのおのの教会は、一年に一度記録を提出して中会によって審査を受け、中会の名において認証を受ける義務を負う。これはしばしば「記録の訪問審査」と呼ばれているが、「査察」の方が正確なことばで、縁起の悪い名前でもない。提出すべき文書は、小会記録、洗礼記録簿、陪餐会員簿、受洗者名簿(陪餐者ではない)、宅地登録簿、そして監査を受けた昨年度の会計記録の写しである。

審査の目的 1700年の法律が要求しているのは、「職務に適任の、経験を積んだ十分な数の牧師」が任命されることであり、彼らの務めは会議の運営において吟味すべきところがあるか、非難すべきところがあるかを見出すことであった。すなわち、彼らが小会議事録に関心を持つように求められ(小会は当時唯一の会議であった)、その目的はあらゆる議事において小会が合法的に適正に行なわれていることを確かめることであった。

今日は、こうした側面に大いに注意が向けられているようには思えない。しかしもちろん、問題行為が起こっていれば、これは気付かれずに消え去るのを黙認することはできない。しかし最も重要な目的は、記録そのものが正式な書式で書かれ、安全に保管されるようにすることなのである。通常注目が最も向けられる点は、すべての会合が祈りをもって開会、閉会され、すべての議事録に議長と書記の署名があり、適切な見出しや他のしるしがあつて特定の項目を簡単に「見つける」ことができ、訂正や変更が適正に認証されており、あらゆる記録簿にすべての項目が読みやすく記録されており、前回の審査の中で注目が集まったどの件も、きちんと確認してもらっていること、である。

ルーズリーフ式の記録 何世紀にもわたって教会の記録に第一に求められたことは、それが「綴じられた書物」の中にはいっていることであった。このことから生まれる利点は明らかである。誰がこの美しく優美な書体の文章を書き、誰が何時間も時間をかけてそうしているのかを知ることができた時代にあつては、これは見事であり、立派に役目を果たしていた。こういう時代は終わり、もう二度と戻ってきそうにもない。タイプライターの登場によって手早く簡単に小奇麗で読みやすい文章を作れるようになった。しかし綴じられた書物の中にはなかった！1964年の大会規則はこの側面の問題を扱っている。ここでは以下の4つの条件下でルーズリーフ式の記録を認めている。第一に、ページが作成された順番につけられていること、第二に、各々のページの最後の語がつぎのページの最初の語として登場すること、第三に、各々のページに(最後の署名に加えて)議長のイニシャルがつけられていること、そして第四に、都合の良い状況になり次第、適当な数の用紙を綴じて製本すること、である。このようにして、あらゆる意図と目的に供するために、中会はこの規則ができるはるか以前から記録を保管してきているのである。最後の要件、すなわち最終的に製本することは、各個教会レベルでは不履行となりがちな点である。この点は毎年の審査では容易には明らかになりにくい点である。し

かしこの点は最も重要な点である。小会書記の自宅の書棚に膨大な量の閉じられていない書類があれば、たとえばもし彼が突然死去するようなことがあった場合、大掃除の際にすべて捨て去られてしまう可能性がある。「綴じられた書物」であれば、このような運命もそう簡単にはそこまで及ばないであろう。

陪餐者名簿 陪餐者名簿の保管のやり方にはさまざまな方法がある。しかしここでもまた、入会の日付と仕方を記し、当然のことながら教会を離れた日付と仕方を記した、製本された陪餐者名簿が求められている。そうすれば何らかの相互参照システムによって、これはどんなタイプのカード索引とも、また聖餐式の出席者を記録するルーズリーフ式のものとも一体化させることができる。

未陪餐受洗者名簿 1930年の大会への青少年委員会報告の見解の中で、小会は未陪餐受洗者名簿を保持し、他の記録とあわせて毎年の審査の際に提出してもらうことに決まったことが記されていた。この報告の中で、これは合同自由教会で行なわれている習慣であるとの事実が言及されていた。この教会では、実際、その文書は「青少年名簿」と呼ばれていて、これに係わる法は、このようなことばで書かれていた。「教会にいる洗礼を受けた若者で未陪餐会員は、特別に指導と配慮を求める権利がある。彼らの名前は小会が管理する名簿に載せ、長老が自分の地域にいる若者と知り合い、彼らの霊的平安を促進する努力をするべきである。」

ここに、揺りかご名簿から陪餐者名簿まで、とりわけ日曜学校を卒業してから「分別に目覚める」までの間、たくさんの若者が教会から失われる期間を通して一貫した配慮を持続させようとの素晴らしい考えが記されている。しかしこの件に関して強調されるべきは、どれほど完璧であり最新版であろうとも青少年名簿を管理し続けることによってというより、地域の長老が連絡を取り続け関心を持ち続けていることを明らかにすることによって何をすることができるか、ということであると思う。

疑いもなく、名簿は高い価値があり、名簿を管理し毎年作成しなければならないと法で定められている。

資産簿

1931年の法の下で、中会に義務が課せられたが、それは遵守されているというよりまもらないというかたちで覚えられているような気がしてならない。これは資産の記録を取り常に最新にしておくことと関わっている。この記録には中会内のあらゆる課税対象資産、とりわけ相続可能資産、信託管理された基金、あらゆる目的のための寄付、高価な家具や備品、歴史的価値の対象物、等についての詳細な情報が含まれている。このことは非常に重大で、きちんとした記録はあれやこれやの目的や現状について情報を提供する上で、また時には信託基金の利子の行方についての誤った、しかし強く受けとられている考えを一掃するために、計り知れないほど貴重である。

ここでコックスを引用しよう。「すべての中会は資産の記録をきちんととり、毎年最新にしておかなければならない。記録には生活に関わる謝儀や給与、教会資産、信託基金、遺産、寄付、苦行(mortification)、施し(charities)など、牧師や小会、受託者、教区や教会の聖なるものの管

理人が関心を注ぎ管理する権利を有するものについて、あらゆる教区や教会に関する利用可能なすべての情報が含まれていなければならない。あらゆる関連した文書、あるいはその署名付きの写しも、可能であれば用意しておくべきである。またそれらの目録は、保管人の名前とともに記録しておくべきである。中会はその記録の正確さについて責任を負う。そのため、可能な限り提供された情報を確認しなければならない。」相続可能な資産や信託に関連してとりわけ重要なことは、正確な情報を入手することができることであり、その中には権利証書および信託証書の保管についての情報も含む。わたしが覚えているのは、会計係から権利証書を見るのは何ら難しくありませんと大まじめに言われたことである。「権利証書は弁護士の事務所にあります。正確な名前は覚えていませんが、三人女の子がいました。何とかさんと何とかさんと何とかさん。そして、事務所はウェスト・リージェント・ストリートでした。いや、ウェスト・ジョージ・ストリートだったかな。よく覚えていません。」資産簿があれば簡単である。

無牧の場合 もう一度コックスを引用したい。「無牧期間中は、小会の暫定議長は直ちに前牧師の管理下に置かれている教会資産の目録を作成し、その目録を中会の資産簿の記録と注意深く比較検討しなければならない。新しい牧師を職に就かせるにあたり、無牧の際に作成した目録は牧師に渡され、そこに記録されている教会資産の管理権が彼に委ねられたことが確認される。そして就任3ヶ月以内に資産簿委員会の招集者または中会が定める他の人物に、彼が資産簿を正確であると確認できたかどうかを報告しなければならない。」ここでも、こうした規定はほとんどの場合完全には、いや部分的にすら、まもられていないのではないかと思う。

常に最新版を 中会書記の視点から見ると、問題の一部は、記録を最新のものに維持していなければならないという要求項目から出ている。こうするためのはっきりしたやり方は、各教会に毎年一回、適切な書類を一部ずつ送り、変更事項を記すように求めることである。しかし一度中会書記が正しい記録を手中に管理した後は、いかなる理由があれそれを手放したくないものなのである。と言うのも、彼には苦い経験があり、そこから再び書類を手に入れる際に問題が起こることを知っているからである。それでも、各々の中会が中会内の教会の信頼できるすべての資産目録を持つておくことは、ひじょうに重要なことなのである。

建造物

この20年またはそれ以上の間、教会資産の状況はますます不安要因を増し加えている。また今日、状況は急速に危機的状況の増大を受け入れてきている。19世紀の中葉、教会建築を大きな波が襲った。1世紀半の時間が経過し、伝統的なスコットランド式の石造建築は、継続的な徹底した保守管理は言うに及ばず、広範囲な修理と修復が必要な状態になってしまっている可能性が高い。工業地帯の大気にしみこんだ酸が、石の建造物を破壊し、スコットランド西部の湿った大気が、木造建築の乾燥腐敗を加速したのである。二つの大戦の間に建てられた、またこの20年ほどの間に建てられた教会増築部分は、すべて必然的に費用に見合うように設計された。そして、よく知られているように、安い仕事が一番経済的であることは減多にない。平らな屋根に対する執着は、多くの問題を引き起こした。古い建築においても新しい建築にお

いても乾燥腐敗が横行していることで、毎年膨大な費用がかかっている。建築費用は最近急激に上昇している。そしてさらに悪いことに、建造物の維持管理は、厳しい財政環境の中、支出を止めるのが最も簡単なものである。今日手を付けるお金がないことは、来年まで延ばすことができる、というわけである。そして、インフレーションが起これないとしても、こういうことがどのような節約を引き起こすかは、皆が知っている。従って、わたしが述べたように、最大の危機ではないにしても、教会は特大の建築問題に直面しているのである。

この同じ 20 年の間に、一連の「教会資産の保守管理に関わる法律」ができて、この問題の対応を、すくなくとも手に負えなくなることを防ぐための対応を進めてきた。もしわれわれが現存するすべての相続可能な資産を適切な形で維持しようとするならば、最終的な解決策はただ、本当に莫大な基金を作ることであり、そこから大規模な修復・改良事業のために交付金を支出することができるようにすることである。わたしが考えるところでは、40 年前の教会の増築に匹敵する額が必要額の最低基準である。それに加え、容赦なく費用を切り詰める作業が伴う。現在の状況においてもはや真に必要なではない資産は犠牲にしなければならない。なぜならば、そういうものに使われるお金は無駄なお金であり、わたしたちには浪費できるようなお金はないのである。

当面のところ、この法律の条文を最も厳密に守ることが、まだかなり良い状態にある資産を未来にわたって保全するのに役立つかもしれない。

教会の建築委員会 最新の法律は 1979 年に通った。この法律は、各教会に建築委員会を設置し、専門的技術と経験を持った人を含む、もしくは選出することを求めている。この委員会は少なくとも年 1 度、すべての教会資産(会堂、ロビー、牧師館、等)の完全な視察を行ない、この目的のために用意された資産記録の中にその視察の詳細を記し、前の視察の際に出されていた改修を勧める点が適切に補修されていることを特に念入りに記録しなければならないし、もし直ってなければ理由を記さなければならない。資産記録は毎年中会の審査のために提出しなければならない。

中会の建築委員会 今度中会が技術的なノウハウを持った人を委員に含む建築委員会を設置しなければならない。この委員会は毎年すべての教会の資産記録を審査する母体となるだけでなく、少なくとも 5 年に 1 度、各教会の現場視察を計画し、この視察を自分たちでもしくは「賢明と思われる代理店」、おそらくは熟達した専門家に委託して実行することとなる。この委員会が中会に改修を勧める点を添えて報告するとき、当該教会当局は意見を反映してもらう権利が与えられる。

保険 教会資産の保険は今日最高に重要である。大多数の教会はひどく不十分な保険にかかっている。これはすなわち、たとえば火事で相当な損害を被ったが完全に破壊されてはいないとき、たとえ損失の総額が保険額の総額内であったとしても、実際に被った損害のわずか一部のみが保険から改修される。もし半分しか保険に入っていなければ、半分の補償しか期待することはできない。多くの場合、こうしたことは教会を破産させてしまいかねない。「わたしたちは単純に保険にかかる余裕がないのです」との嘆願がしばしばなされている。これに対する短い答えは、「あなたがたは単純に保険に入らないでいられる余裕はないのです」である。法律は、

先に述べた中会建築委員会が「建造物に関わる保険に関する知識に通じた人物」を招集者にした保険に関する小委員会を組織することを求めている。この小委員会は勤勉に教会の資産記録を調べ、適切など所で保険に関する助言を行なうこととなっている。

再調整 (Readjustment)

無牧について(p.31)前に取り上げたときに説明したように、無牧または先行無牧(anticipated vacancy)の際の応援牧師の任命と同時に、状況を大会の教会・宣教局に報告する。そして中会の委員会と協調して大会の合併・再調整委員会が再調整に関する問題を考えるための準備を行なう。主導権は中会にあり、中会がまず自身の考えで再調整の問題を徹底的に追求すべきかどうかを決断しなければならない。もし中会がそうすべきでない事例であると考えれば、その決断を議事録に留め、当該教会に制限なしで牧師を招聘する許可を与え、大会の委員会にも同様の報告を行なう。大会委員会は同意できないならば拒否権を行使する力を持っており、状況に対応する可能性をさらに調査する間、手続きは中断することとなる。

ここで再調整のさまざまな形態について話を広げるのはわたしの意図するところではない。こうしたことは『教会業務ガイドブック(A Guide to Congregational Affairs)』にかなり詳しく扱われている。わたしが今行ないたいのはこの部門での仲介の責任をたどることである。

調査 中会は委員会を組織（あるいは再調整委員会が小委員会を組織）し、無牧の教会の役員と、また何らかの再調整の結果影響を受けるとされる他教会の役員と、交渉を行なわせる。そのような無牧の教会（ましてや他の教会）がこの段階で議論の場に連れ出されることは普通なく、バランス的に見ても好ましくないと思う。真面目な会員にとって、自分たちの教会の将来に大きく影響を与えることが「舞台裏で進行している」ことに大いにいらだちを感じることはよく分かる。同時に役員が心から教会のためを思っていることを会員が信頼し、正式に招集され構成された教会の会議での承認なしでは何事も最終的に、変更不可能な形で決まることはないということを信じてもらうことを期待することは大いに理にかなったことである。役員が交渉の状況を教会に知らせても害はないかもしれない。しかし物事が「途中」であることについての古い格言があり、わたしの考えではあるが、交渉のきわどい段階においては、あまり言わない方がより良い。

委員会の働きの結果、手続きが進展し、たとえば近隣の教会との合併が一つの可能性として浮かび上がってきたとき、中会委員会と一緒に両方の教会から小さなグループが一緒に集まり、合併（あるいは連携あるいは他の呼び方でも良いが）の基本合意を作り上げ、さまざまな条件についてまとめていくこととなる。これはその後両教会の役員に戻され、承認もしくは再調整の判断が求められる。両教会の了承が得られる形ができるまでこの作業が続く。

教会総会 中会の命令により、二つの教会の総会が正式に招集され、「合併の基本合意について考え、受入れるよう求められた際には受入れる」こととなる。提案された基本合意はスタンシルに掘り出すか複製し、総会の公示がなされる二つの聖日にわたって会員に配布されることとなる。それらを総会中もしくは直前に配布することは適正ではない。ましては文書の項目だ

けしか読めないようでは、はるかに適正でない。二つの教会が同時に総会を開催するのがたいへん好ましい。あるいはそれが可能でなければ、一つの総会の直後にもう一つの総会が開催されるのが好ましい。一つの教会の中で起こったことや言われたことがもう一つの教会でゴシップとして流布する機会が与えられれば、筆舌に尽くしがたい害悪となりうる。起こった、あるいは言われたと断言されたことが伝わった場合はさらに問題である。

これらの総会の議長を務めるのは中会の委員で、彼は質疑応答が十分行なわれた後、「この教会は、この基本合意によって X 教会と合併する準備ができていますか」との質問をしなければならぬ。票は、たとえ全会一致であっても数えなければならない。投票は起立によって行なわれる。どのような種類の会員投票も不在者投票も用意されていない。合併の基本合意は修正できない。明らかに、二つの教会は同一の文書を受入れなければならない。しかしもし、合併の提案が否決された場合、合併の基本事項の〇条を次のように修正するならば承認可能である、との決議に同意することは許されており、有益であろう。

中会の判断 この件についてまだ中会が判断を決めなければならず、この作業は教会総会が行なわれた後の最初の通常の会合で行なうのが普通である。もし急いで行なわなければならない理由がある場合は、中会は提案された合併を「両教会が合併の基本合意を受入れることを条件に」承認しておくこともあり得る。一方もしくは両方の教会が合併という考えを拒否したという事実があっても、それはその合併が実行される上での絶対的な障壁にはならない。ただし中会はその結論を下す際に、深刻な議論となるであろう。そこで、この中会の会議に、その二つもしくはそれ以上の教会がその意向を聞くために呼び出される。彼らは意見を聞いてもらえるかもしれない。また彼らは自分たちが障壁になっているということから、そう勧められれば大会に中会の判断への反対のアピールをすることができる立場にある。しかしながら、アピールなしですでに合意に達しているとして、本件は大会の委員会に報告されている。この委員会の同意がないと、その判断は実行されえない。

実行 いずれの場合も、合併、連携、あるいはどのような事例であれ、実行するのは中会である。これは通常その目的だけのための委員会を設置して行なわれる。この時、当該のいずれかの教会で特別礼拝を行ない、そこで教会はその日以降合併（もしくは連携）することを宣言する。またもし一方の教会の牧師が合併（もしくは連携）した教会の牧師となるのであれば、その同じ礼拝において彼はその新しい職で紹介される。

期限付き在職 時には教会は牧師を期限付き任用として招聘することが許されている。これが意味することは、現在の法の規定では、教会は「無任所牧師」による牧会を受けることができ、中会は 3 ヶ月の告示の後に彼の任用期間を終了することができる。明らかに、このような対応は、教会を近隣の教会と連携もしくは合併することが望ましいが現時点ではそれは可能でなく、いずれ二つの無牧教会が生まれることを意図している場合に行なわれる。そのような牧師の選択は通常は無牧の場合と同じようになされるが、一旦選ばれると、任地を持った牧師であれば期限付き任用に就くためにはその職を辞職しなければならないが、任職された牧師であれば異動されていたであろうが彼の場合は異動にはならない。極めて重要なことは、任用のすべての条件を明確に記した議事録を用意すること、その写しを候補者が最終的に受入れる前に

彼の手に渡すこと、そして書記の手による文書に、彼が読んだ、理解した、条件を受入れる、旨の署名をすることである。

危険な要素がしばしば取り上げられる。わたしには不必要と思えるのであるが、「5年間の期限付き任用」と明確に期限を決めることから起こってくる。これは最短任用期間を保証するものと容易に読めるし、任命された人はもし2年間で過ぎたところでもう一つの教会が無牧になったため辞めてくださいと言われたならば深く傷つくであろう。「わたしは5年間で約束されました」と怒った口調で言うことであろう。「もし5年間在任できると信じていなかったら、私はきっと来なかったことでしょう。」この事例のように期間が言及されれば、それは最長を意味するのである。したがって期限はどの時点でも区切ることができるし、その職は5年間で終了するときに間違いなく見直されるであろう。わたしは、時間のことを言及する必要はないと確信している。期限付きは期限付きであり、それだけにしておくべきである。

教会に押されて現在立法中の法案が成立すれば、将来そのような任用は受け持ち教区と見なされ、任命される人は任職を受け、別の教区から来るのであれば異動させられる。しかし任職はやはり期限付きで、中会による6ヶ月の告示で期限を終えることとなる。

解散 しばしば、今日重い負担をもたらす多くの理由のいくつかにより、独立教会として行き詰まり、合併するのに好都合な、あるいは好ましい、あるいは現実的な教会がないため、ただその生涯を閉じるということが起こる。もし中会と教会の委員会がこれを理にかなった解決策と見るならば、次に中会は教会会議に嘆願して教会を解散してもらうという必要な手続きを取るようになる。

しかしながらこの段階に達する前に、信託や基金を含む教会の財産の処理、とりわけ相続可能な資産についての特別な手続きを行わなければならない。これらは解散の基本合意の中に組み込まれていなければならない。もし、たとえば建物が職権上地元の役員に帰属するのならば、一旦教会が存在しなくなれば、職責上資産を管理していたこれらの人々の存在もなくなり、彼らはその結果買い手に正当に資産を渡すことはできなくなるということをはっきりと覚えておく必要がある。解散する前に相続可能な資産を処理し、権利証書を譲渡しておくのが好ましい。しかし、多くの場合そうなのだがそれが不可能な場合は、職責上資産を管理している管財人がそれを個人としての自分たち（またはこの目的のために教会もしくは中会が指名した者たち）に譲渡処分すべきである。このことは、彼らはただ最終的な購入者に対して権利証書を渡すことができるようにするためだけに資産を管理しているという理解に基づいている。解散の基本合意はこういった、また別の類似の事例に対して注意深く、個別に規定すべきである。

中会はまた、長期的な地域の再配分が行なわれるまで少なくとも一時的に、解散の基本合意によって教区の全体的な監督ができるように整えられるよう、努めなければならない。動産の最終的な目的地もまた基本合意の中で対処すべきである。これを詳細にわたって行なうことは実際的ではないかもしれないが、それを非常に少数の信頼できる人々の手に委ねることは良い考えである。この品、あの品といった、しばしばかなりの価値のある品が、「記念品」の名の下に簡単に消えていってしまうのである。

これらすべてのことが注目を集めている時、中会は教会会議に対して嘆願を行なう立場にあ

る。一旦当該教会の会員によって解散が同意されると、早ければ早いほど良いという、しばしば理解できる感情が湧いてくる。ただ何ヶ月も漂流しているより、堂々と勝ち誇った調べで外へ向かって行こう。とすると、もし教会会議(Synod)の開催時期が決定を遅らせるような意味を持つものであっても、あるいは資産処理に長い待ち時間が必要であっても、中会が小会にその物語が終わろうとしている日以降、聖日礼拝を中止する権限を与えるのを妨げるものは何もない。教会の公式な解散の日まで、小会のメンバーは「前線」から離れておく必要があるが、他の会員は自由で、移籍許可証を手にとどこか他の教会に定住するよう促されるのである。

異動 現在地で生命を終えた教会が、ひょっとしたら価値のある商業地を売却した結果、かなりの資産を有しているということが、ごくまれに、いやほとんどないことではあるが、起きることがある。そのような場合、その教会は自分たちの名前と歴史に保存しておくべき価値があると感じ、教会があったら好ましいと思われるような住宅開発地へ移動する覚悟を決めるかも知れない。これは運搬を必要とし、中会の領域内の重要な事柄である。そのような移動が実際に起これば、それは一般に最も成功したものとなる。古い根の上に新しい芽を接ぎ木することは、新しい命を生み出すための実証済みの処方箋である。

財務

前に述べた (p.28) 中会および大会の負担金の徴収とは別に、中会が各個教会の財務に関心を持つ3つの点がある。(1)年次会計報告に関連して、(2)牧師謝儀およびそれに伴う支出に関して、(3)宣教と奉仕基金への供出に関連して、である。

教会の年次会計

年次会計報告書の証明付きの写しが、毎年の議事録の審査 (p.41) の時に中会に提出されていなければならない。1965年の聖なる事柄に関する教区のための憲法の模範行為(わたしたちの現在の教会のほとんどが、この法のもとに機能している)には、「前述の会計報告書は、教会に提出し承認された後、その後1ヶ月以内に中会に提出し、審査を受け、会計は正確であり、この憲法の条件に合っているとの確証を得なければならない。」と規定されている。これとは異なる憲法のもとで機能している教会でさえ、会計報告書の証明付きの写しを審査のために用意する義務を負っている。そこに記録された金銭処理の規則正しさに安心したのも束の間、中会では時折各個教会についての財政評価をしなければならない。それを適正にできるのは、会計の中に記された情報の光に照らされて財政評価をする時だけである。

教会会計の模範形式が大会の一般財務委員会によって用意され、それをすべての教会が採用することが推薦されているが、義務ではない。現在使われている無秩序なほど雑多な形式の会計報告書の代わりを、ある程度の統一性が占めることとなれば、大いに便利になることであろう。同時に認識しておかなければならないのは、わたしたちはここで献身的な自発的奉仕に完全に依存していることであり、彼らが慣れている種類の会計報告書にわれわれの方が合わせていかなければならないのである。

牧師職の維持

牧師職の維持のための基金は、深く根ざした、その影響が広く及んでいる基金である。わたしはその歴史的なイメージをさっと見ておく価値があると思う。実際、それは一連のイメージなのである。どのようにしてそれが誕生したのかを知って初めて、そのやや独特な形態が十分理解できるのである。それでは、4つの別々の伝統について、一言ずつ触れよう。

旧教区 旧スコットランド教会の謝儀の歴史を辿ることは、この書物の範囲を遙かに超えている。簡単に、宗教改革の時代からスコットランド教会は土地からとれる実に課せられた税金に支えられていた、と言うにとどめよう。十分の一献金、モーセが課した十分の一税が生き続けていたのである。謝儀は給与とは異なり聖職禄であり、任職および当該年の聖ミカエル日(9月29日)に在職していることにより牧師に与えられた。長年の間、これは文字通り食料としてのみ支給された。すなわち多量のビール(大麦)、大量の食物、等々であった。比較的最近の1808年の議会法が導入した仕組みによって、また各国のさまざまな穀物の価格を決める「生涯権所有者価格」を使うことで、こうした謝儀はお金に変更可能となった。

その後1925年に、1929年の合同の準備として更なる議会法が成立し、謝儀が統一化された。すなわち物価に連動して変動するのではなく、一定の額に固定化された。旧教区のすべては謝儀を十分の一献金から得ていた。そして1925年以後、これは牧師にはなく統一された謝儀の形で理事会に支払われ、彼らによって牧師生活扶助委員会に送金された。彼らの責任は、旧教区、すなわち献金が集められた地域、「優先地域」の教会にそれをどう配分するかを決めることであった。

一般的にインフレーションの結果、教会の代々の基本財産の価値は低下してきた。そのため今日では、謝儀基準額は教会の謝儀必要額のほんの一部でしかない。もし謝儀が未だに穀物の価格に依存していたならば、十分の一献金からの収入がたとえば500ポンドである旧教区は、それを売却するときに、ひょっとしたら20倍の額すなわち1万ポンドを手にしていただろう。

聖なることがらに関して 産業革命の結果の人口大移動と都市化の進展に伴い、多くの場所に新しい教区を作らなければならなくなった。明らかにこれらの教区にその土地から取れる実に税金を取らせる方法はなかった。すでにそこにあった教区を支えられるだけの土地もあまり残っていなかったのである。いくつかの方法に助けを求めることとなった。たとえば「自治都市」の出現である。ここでは自治都市が新しい教区に謝儀を分配するために財源を見つけなければならなかった(河川運行法のお陰でできたペーズリーの3つの税金で謝儀を確保した!)。それから基金が導入され、「小額所得者」の牧師に最も適当な謝儀を提供できるように、これに教会全体で献金をするよう依頼された。こうした牧師の多くの謝儀は本当に少ない!

聖なることがらに関して新しい大義名分が教区に打ちたてられる前に、年120ポンドを下らない謝儀を支給するのに十分な寄付金を集めておかなければならなかった。さらに、これらは永代借地料や土地使用量の形をとることが求められていた。この時代の最高の証券であった。わたしたちの都市における現代の不動産の着実な品質劣化に伴い、こうした莫大な寄付もまっ

たく無意味になってしまっている。ここでもまた先人たちの寛大な行為によって与えられた教会の基本資産が、わたしたちの手をすり抜けて行っているのである。

合同長老教会(United Presbyterian Church) 分離教会(Church of the Secession 1733年に英国国教会から分離した長老教会)と救済教会(Church of the Relief)が1847年に合併して合同長老教会を形成したとき、彼らの間には500を超える教会を抱えていた。初期の時代にはこれらの教会はぞっとするような財政的状况に直面したに違いない。と言うのも、突然彼らは何によって教会と牧師館を建て謝儀を用意するかを見つけなければならなかったからである。また教会を形成する際に彼らは献金の経験を一切積んでいなかったからである。この困難に立ち向かうことができたことで、彼らはその業績に正当な誇りをもっただけでなく、国家に関連したあらゆることに対して苦々しい思いを持った。国家が教会の業務に介入したことで、教会は荒野に導き出されたとき彼らは考えたのである。ここから敵意に満ちた「自由寄付制」が生まれたのである。またここから合同長老教会が自分たちの牧師に自分たちが適正だと思ふ額の謝儀を支払い、あらゆる介入しようとの動きを徹底的に憎むという伝統が生まれたのである。教会においては、伝統はなかなか死なないのである。1929年の合同時に、いくつかのこう信じる旧教区があり、彼らは十分の一献金に起源を持つお金は一切受け取ることを求められないとの文章による確証を得て初めて議論に参加してきた。

合同長老教会の初期の時代には、本当に緊急な場合に謝儀を増額するために国内伝道委員会から小額の補助が出されていた。1868年まで増額基金を創設する決定がなされ、その頃までに自由教会の命の特徴として確立されていた生活扶助基金とよく似た形で運営されていた。

自由な人々 1843年の分裂によって自由教会が誕生したとき、450人ほどの牧師が長老教会を去った。これはもちろん、彼らが牧師館と土地と謝儀の保証から離れたことを意味する。このことはチャルマーズ博士(1780～1847 スコットランド自由教会の創設者)及びこの運動の他の指導者に息がつけられないほどの大きな問題を呈したに違いない。これらの勇敢な人々とその家族に彼らは巨大な責任を負った。これらの人々をどう支えるかに関する問題の答えは、新しい生活扶助基金の創設にあった。この共同資金からおのおのの牧師には「同額の配当金」が支払われ、これは可能な限り自分の教会から直接支払われる謝儀によって補填されることが期待されていた。

自由教会 合同長老教会と自由教会が合併した1900年からしばらくの間、2つの組織の扶助基金及び増額基金は継続して並んで機能していた。しかし後になって中央基金が創設され、それにより中央に蓄えた資金から、年収の総額が200ポンド以下のどの牧師も、保証された支払いを受けた。1920年にこうした規制をさらに見直した結果、今日わたしたちになじみのものと本質的に同じ原理に基づいた最低謝儀基金が登場した。

1929年以降 1929年の教会合同以降、最低謝儀基金は次の基本原理に基づいて運用された。すなわち、任職された牧師は自身の教会が彼にどれだけの謝儀を払うことができるかに関わらず、その年に決定された最低謝儀額を下らない額を受けとることができるということである。しばらく前に年功賃金と家族手当が試みられたが、これらは本当に短命であった。基金に献金できる立場にある教会はそれを行ない、自分たちの財源では最低謝儀を支払うことができない

教会は基金から献金を受ける。もちろん最低謝儀は最低額であり、その額を超えて謝儀を支払うことができる教会はそうすることが期待されている。牧師全員に全く同額の謝儀を求める提案が幾度となく提出されたが、牧師からも教会からも広範囲な支持を受けることはなかった。

初期の時代には、前年の最低謝儀が決済される前に基金にどれだけのお金があるかを知るために、2月頃まで待たなければならなかった。その後しばらくして、基金に依存している牧師が支払いを受けたのである。現在は次年度の最低謝儀の総額が大会で宣言されるというところまで来ている。注目しておくべきことは、「宣言」するのは委員会で、大会は「興味を持って」それを「知る」ということである。大会で決定されるのではないので、たとえば異なる額を求める動議が大会に出されても、その動議は役に立たない。

無牧対応スケジュール 牧師職に影響を与える謝儀の取り決めは、無牧期間に決定される。教会が牧師を招聘することが一旦同意されると、大会の宣教維持委員会から無牧対応スケジュールが送られて来、財務会議が設定され、そこに中会の代表たちが集まり、スケジュールの精査を助ける。かつては各々の場合がそのためだけの実施であったが、故カール・グリーンローの天才的な考えにより、「適正な謝儀と基金への献金」のシステムが整えられた。この目的は、教派内のすべての教会にとって支払うことが期待されている謝儀の額、献げることが期待されている、もしくは受けとることのできる援助金額の数値を示すことである。そして特別な目的のためでなければ、これらの数値は無牧対応スケジュールの中に記されなければならない。スケジュールはまた、謝儀の出所、牧師館があるか、旅費や記された支出に対してどれだけ支給されるのかも示す。

適正な謝儀額は大会の委員会の同意の下で中会によって決められている。一人一人の招聘スケジュールはもちろん各教会レベルで作られなければならない、中会と大会委員会のみならず教会の財務委員会の承認が必要である。

謝儀の支払い 今のところここ数年は、謝儀の支払いはすべてエジンバラの事務所を通して行なわれており、牧師の銀行口座に直接振り込まれている。源泉課税方式の現在にあっては、国民健康保険料及び年金加入料を源泉徴収するシステムには多くの長所がある。その一つは、牧師が教会から給与をもらう（そして雇用されている）ように見える危険を避ける手助けになるということである。もちろんそれを可能にするためには、教会の会計係が自分たちの支払うべき謝儀、献金、年金の総額を、しかも適切なきに伝送することが必要である。幸いにも、あるどこにでもある教区の牧師が12ヶ月かそれ以上、謝儀を1ペニーすらうけとることなく職に就いていたと言う時代は過ぎ去った。わたし自身も、前もって善意でいただいた100ポンドで9ヶ月生き延びなければならなかった。

無牧の教会への就職は、無牧対応スケジュールが関係者全員によって適正に承認されるまで実施され得ない。また、就職後直ちに中会書記は、牧師職に就いている間得ることとなる財政的取り決めを記した大会宣教維持委員会の記録の写しを新しい牧師に手渡さなければならない。

スケジュールの見直し 教会の中で新しい状況が生まれ、その結果、教会の全体的な会計事情が非常に重大なところまで改善された（あるいはむしろ多くの場合、悪化した）ために、適切であるとして承認された数値がもはや適切ではなくなったとき、当該教会は中会にスケジュー

ールの見直しを申し込むことができ、この要求は大会の委員会に送られ、そのようなスケジュールが出されることになる。これはももとの無牧対応スケジュールと同じように扱われ、一旦同意されると、この領域に於ける教会の責任の基本となる。

したがって、明らかにしておかなければならないことは、牧師は無牧対応スケジュールの中で承認された額に力を得てそれを信じて就職したとしても、彼は在職期間中その収入を保証されることはないということである。現在の最低謝儀額は保証されるが、それ以上のところまでは及ばない。

宣教と奉仕

わたしたちの教会の初期の先達たちは、「教会の計画」については何も知らなかったし、「他者」への施しについてもほとんど知らなかった。もちろん施しそのものについてもほとんど知らなかった。唯一の募金は教会の扉や教会の入口の間のところで時折行なわれたが、それは教区内の貧しい人を支えるためで、それ自体最も慎ましやかな程度であった。「皿の上に小銭を1枚」ほしがった男の話は、全くもって出所の怪しい話ではない。第1統計報告書(1793)からの引用を見よ。ここではある教区牧師がやや辛辣に、「表に載っている現在の老人や弱者の数は32人に上り、他方毎年の募金は42ポンド6シリング半ペンスにも満たない。この大きな募金箱には1枚のシリング貨幣と6枚の6ペンス貨幣と443枚のペニー銅貨と50枚のファージング銅貨が入っていた」と記録している。

教会の計画 しかし、先世紀(19世紀)の中で教会は教区の垣根を越えて、スコットランド自身を遙かに超えて行なうべき義務を強く意識するようになるにつれ、教会員たちに海外宣教、高地地方及び諸島地方伝道、ユダヤ人宣教、高齢及び病弱な牧師の基金、などの多くの目標に向けて申し込む機会を提供しなくなってきた。これは「特別な献金を大いに募る」ことによって行なわれた。しばしば信徒が帰宅するときに教会の扉のところに皿が置かれた。どのようにしてこれが「帰宅(=retiring)献金」として知られるようになったかは簡単にかかる。ジョン・ホワイトが彼らは「とても恥ずかしそう(=retiring)」と述べたのである。圧力が強まるにつれ、大会が介入して毎年かなりの聖日(1ヶ月以上)を選び、計画が一つずつ順番に帰宅献金の対象となった。

ほどなく会員たちは全体としてこのいい加減なやり方に対して反抗した。関係した委員会の不満の声はさらに大きかった。重要な委員会の献金が、もし悲惨なほど雨の激しい日に献金を取り上げられたならば、収入は半分になってしまうかも知れない、と彼らは主張した。それに、このシステムはさまざまな委員会が非常に異なる予算規模であることを全く考慮していなかった。これは系統的と呼んでよいものが全く欠如したところに特徴があるシステムであった。

毎週の自由意志献金 今世紀(20世紀)初頭になって、毎週の自由意志献金システムが登場した。これほど能率的でまた全般的に効率の高いシステムが初期の段階で批判を浴びたことは不思議ではないことであった。教会の活動に計画的な要素を押しつけているように見えることがらは、ある地域では聖霊の自由な活動に対する脅威だと見られがちであった。しかし間もなく、計画を立てることの長所が理解されるようになり、そのシステムそのものもほとんどが広

く受入れられた。

最初は封筒で配分を行ない、申込者が中身のどれだけが「自分たちのため」のものでありどれだけが「他者のため」であるかを言うことができた。人々はこの点に関してあまり気にかけなくなり、またどの場合もたくさん事務作業が必要であった。そこで、どれだけが自分たちにとって必要か、どれだけが計画一般に用いられるべきか、その中でどのような割合で分配されるべきか、について決定する作業は、大部分が財務委員会に委ねられることとなった。これを支えるために、大会は毎年委員会予算の配分に応じた1ポンドの内訳を送り、多くの会議が予算配分にあたってこれに極めて誠実に従った。しかしいくつかの理由で「思い入れのある計画」にこだわりを持っている人がいて、ほかのものよりこれにもっと多く配分すべきだと主張する人がいた。諸委員会が恥をかき捨てて「ケーキの分け前」を増やすのにやっきになっている時代がやってきた。そして教会は特別な訴え、目標、パートナーシップ・プラン、等によって包囲されることとなった。業務全体が完全に手に負えないものになっていった。

統合された訴え 1959年の大会において法令全書に教会の働きへの支援のための各個教会への共同アピールに関する法律が記された。ただしその施行日は1961年の1月1日であった。この新しい計画の第一の目的は、多数の訴えが競って行なわれそれらがますます自滅的になっていたのを、ひとつの統合された訴えに替えるということであった。初めは宣教維持の主張は他の計画の主張とぴったり組み合っ包含されるであろうと予想されていたが、最終的には宣教維持と高齢及び病弱な牧師の基金は全般的な訴えとは別に、これまでと同様に諸教会と調整できる権利を有したまま継続することで同意された。この件はその時は容認されたが、残念なことと受け止められ、施行までの間に教会と宣教の主張を全般的訴えの下に置く試みがなされた。より大規模な協同が今や達成され、わたしが見る限りその状態は続くに違いない。なぜなら物事の性質上、自分の教会の牧師を支える義務は、たとえば社会奉仕を支える責任とは全く異なっているという事実を避けて通ることは全く困難であるからである。

訴えの第二の目的は、前もって活動の枠をはめる予算を示し、必要な基金が確保されない限り、たとえどれほどその挑戦が止むにやまれぬものであろうとも、気軽に新しい方面に進出すべきではないことを確認することによって、大会レベルでさまざまな委員会の支出に対するいくらかの制限を加えることであった。

管理及び予算委員会 管理及び予算委員会がこの仕事のために創設された。そして何年かの後に「統合された訴え」というあまり詩的ではない名前は、「宣教と奉仕」という名前に取って代えられた。残念なことに新しい名前はそれ自身、目眩がするほどの高みに想像力をかき立てることはなく、新しい仕組みはお金を集めることにおいて大いに成功しているが、教会の中でそのお金で可能となる務めのための燃えるような熱意は生み出されていない。

今日の仕事のやり方は、各個教会の財務委員会が翌年の予算案を提出し、これが管理及び予算委員会によって細かい配慮をもって査定され、余分を刈り込まれる。管理及び予算委員会はそれからさまざまな合計額をすべて合わせ、そうして翌年の要求額の総計に至る。これに「不慮の事態」を考慮して数字が加えられる。しかし現実には、不慮の事態の主たるものは、求められた額に対する不足であるように見える。このようにして到達した総額は次に計算式に従っ

て分割され、各個教会から期待される額が算出される。最近まで分割は中会間で行なわれ、中会が各個教会間で分割する義務を負っていた。今は中会がまず、伝わっている状況から必要と思われる際には配分額を調整する義務を負う。続いてその数字を各個教会に「売る」義務を負う。必ずしも容易い務めではない。

宣教と奉仕基金 そのような仕組みが考え出されたのはやむを得ないことであった。そしてその制約の下で宣教と奉仕基金は見事に機能している。わたしが見るところ、これは調整の原則に基づく仕組みと不可分の2つの欠点に苦しんでいる。一つには、これはあまりに容易く一種の税金と見られてしまうということである。と言うのも、気前よく献金した目的から遠く離れたところへ献金者を連れて行ってしまうからである。帰宅時の献金が海外宣教であった日の講壇に立った宣教師は、もし彼が「油断なく」、また雨があまりにひどく降っていなければ、かなり現金を集められたであろう。その一方、統合された訴えのための献金への熱意を喚起するのは難しい。それは給与からどれほど源泉徴収額が差し引かれているかを見て、輝くような満足感を味わってほしいと求めるようなものである。痛みを覚えるまでに純粋に全力を挙げて海外宣教のために献金をし続けてきた教会があった。宣教と奉仕基金の求めに対して、それと同じ貢献と献身を期待することはできない。もう一つの弱点は、人間の性質上、角を曲がったところにあるB教会が「1,200ポンドを持ち逃げ」している時、A教会は宣教と奉仕基金のために2,000ポンドを集めるとの課題にわくわくして取り組むのではなく、それほど多く求められたことに対して、苦々しく不平不満を述べることであろう。

中会は各個教会に、献金を求められた額の正当性を納得させ、大幅に目標額に及ばなかった時は、何がまずかったのかを探し出し、対策をこうじる義務がある。

管理及び財務委員会 ほどなく大会委員会の機構改革の計画の許で管理及び財務委員会が登場するのはほとんど間違いのないことと思われる。この委員会は管理及び予算委員会と一般財務委員会を統合し、会員間のキリスト教における管理についての教育と理解を推進し、教会にキリスト者としての施しを推進するプログラムを提供する権限を持ち、牧師(現役および引退)、宣教と奉仕、および諸目的の費用をまかなう一般予算を準備し、それを大会に提出して承認を求める責任を負っている。この新しいレベルの統合は、必ずや興味深いものとなるであろう。

礼拝

ただ牧師のみが唯一絶対に礼拝の責任を負っているとの主張がしばしば聞かれる。これは、教会の他の人は礼拝の司式に何らの責任を負っていないという狭い意味においては真実であるが、その先では、危険な誤解を招く言い方である。正しい位置づけは、中会は諸教会全般の礼拝に責任を持ち、この責任を行使する際に中会は教区牧師を執行役員として採用しているということである。明らかにこのことによって牧師はなんらの絶対的権威を負っていないし、とりわけ彼はいつでも中会に呼び出されてこの務めについての自分の働きを説明するように求められるかも知れない。

礼拝の刷新 1866年に大会は1592年の議会法の該当箇所を次のように解釈した。「教会法

と教会の慣行に従って公的礼拝の実施と聖餐式の管理にすることがらを統率する権限は中会にある。そして中会は、何らかの刷新や新しい慣行の存在やその紹介が提案され、日々気づくようにされているのを認識しなければならない。必要であれば問いただした後、その状況と教会法と教会慣習から正当だと保証されると思われる情報の提供を行なう。また教会法と教会慣習と整合せず、教会一般であれ特定の教会であれ、教会における分裂の要因となったり神の礼拝で用いる理由として適さない新しい慣行は、どんなものであれその導入の中止を命じたり禁止したりすることも中会の義務である。」これは強烈なことばである。教会員は誰でも、いつでも中会に嘆願して、この法律の下で権能を行使するよう求める権利を有している。

誰が司式をして良いか 公的礼拝の司式を担当する権威は、限られた人々、すなわち牧師、教師試補、説教を許された婦人執事、牧師または婦人執事を目指す神学生、信徒説教者、聖書または祈祷書朗読者、補教師の間でのみ与えられるということに関しては、法律は完璧に明白である。今日では特別な機会の礼拝が長老たち、婦人会のメンバーたち、あるいは青年会によって執り行われることは珍しくない。これが合法であるかは、わたしは疑わしいと思う。もしこのような礼拝が執り行われるとしたら、少なくとも牧師が出席しているか名目上は牧師が司式者になっていなければならないのは明らかであると思われる。もし何らかの不都合が起これば、中会に対して説明責任を負うのは牧師であって、問題を起こした人ではない。

誰が聖礼典をして良いか 教区牧師がたとえばアメリカの牧師と夏季交換プログラムを執り行う時には、彼は公的に中会に対して休暇の許可を申請すべきである。そしてもし訪問者が洗礼式や聖餐式の礼典を執り行うということが意図されているのであれば、牧師が同じ段階で中会に対して、訪問者に聖礼典を執行する権限を与えるよう願いでなければならないであろう。もし結婚式の執行が含まれていれば、現地の登録官に知らせておくべきである。牧師本人は別の教派の牧師に、たとえそれが自分自身の教区であるとしても、聖礼典を執行する権限を与えることはできない。スコットランド教会が認めている別教派の牧師であれば、時にはいずれかの聖礼典を執行するために招待しても良いかもしれない。しかしその事実は起こった日から14日以内に文書によって中会書記へ報告しなければならない。

全般的監督

中会はその区域内の教会とそのメンバーの霊的な健康に影響を与えるあらゆる事柄に対して全般的な監督義務を負う。小会とその委員の特権をねたましい思いで守りつつ、中会はそのが有益であると考えるときには少なくとも助言や忠言を与える範囲までは介入する権利(と義務)を有する。ここでうるさく干渉するお節介と不調和や誤りや問題を象牙の塔から傍観する者の間の道に舵を取ろうとするのであれば、細心の注意を払いつつ中会を導いていく必要がある。

新しい教区を建てる わたしはここで全般的監督の表題のもと、中会の権限の中に新しい教区の創設に向けて手続きを始めることを含んでいる。もちろん、嘆願に基づいて必要な法を通過させるのは大会であるし、適切な法令を与えるのは大会の代表団であるが。第一次世界大戦後の時期全体を事実上特徴付けた劇的な人口大移動は、今日はない。実際、今日の人口移動は、

わたしたちの町や都市の中心にある寂れた地域の再活性化に向けてのものと思われる。しかし必要が生じるのであれば、たとえばゼロから新しい町がスタートするのであれば、必要だと信じられるところに教会の拡大教区を開設する先導するのは中会である。

公共の務め ここはまた、中会内の公共の関心事に関する中会の立場について短いパラグラフを挿入するのに適したところかもしれない。しばしば起きることだが、狭い範囲で各個教会に関係した問題が起こったとき、ことがらは地域の関心事に留まらないかもしれないし、そのような場合の賢いやり方は、中会が提案して大会（p.100 参照）に国家レベルで対応してもらうか、その代わりに教会と国家委員会に持ちかけて、その問題が彼らの報告事項として大会に伝えてもらうことができるかどうかを確認することである。

他方、もしそのことがらが純粋に地域に限った関心事であるならば、その時は賢明なやり方は、中会が関係する地域の小会を支援することであるかもしれない。小会が公的に当事者資格を持ち、中会がそれを持たないことがらが多くあるのである。

5. 中会は何を目指して機能するのか—牧師等を監督する

中会は広範囲にわたる人々、そのすべての人々を教会の礼拝において何らかの方法で監督する。しかし必ずしも教会や委員会の人、すなわち牧師、牧師を目指す神学生、教師試補、有資格説教師(Licentiate)、執事、講師(Reader)、補教師(Auxiliary Minister)等を雇って行なうわけではない。彼らすべてもいずれかの中会の監督下に置かれるのである。関係のあり方は階層ごとに異なる。そこでわたしたちは彼らを一件ずつ見ていくことにしよう。

牧師

牧師は中会のメンバーであり、その中会の監督下に置かれる。教区の牧師は自分の生活や教理のみならず、義務の遂行について中会に説明責任を負う。全時間教会に仕えている牧師は、自分の務めに関し、契約して謝儀を支払っている当該の委員会および教会に説明責任を負うが、生活と教理について説明責任を負うのは中会に対してである。その他の者、たとえば中会の議席の有無に関わらず宗教教育を担当する教師は、教育局の指導と監督下に置かれるが、生活と教理については中会に対して説明責任を負う。このことは、中会会議が教師をその職から解職する力を持つという意味ではない。そうではなくその人から牧師としての地位を剥奪する力、そしておそらくは義務を有するということである。中会は、言わば学校で異端思想が教えられるのを防止する立場にはない。しかし中会は異端思想が自分たちの牧師によって教えられることがないようにすることはできる。

かなり前、当時の大会主席書記と当時のグラスゴー大学学長との間で神学部教授の任命に関して議論が巻き起こったのを覚えている。中会での議席を確保するために、教授は任職の際の誓約を再確認し、書類に署名をすることが求められた。学長はこれに対して最大級のすさまじ

い憤りを表明し、この行為は「わたしの地位を試験する」ことを意味すると主張した。この見解は間違いなく「地位」と「議席」の混乱から生じたものであった。わたしたち教会にいる者たちは教授任職にあたって条件を課することを願う思いも権力もない。しかしもし任職されたものがスコットランド教会の牧師であつたら、中会は、そして中会だけが、牧師としての地位と中会における議席を有するための条件について言及する権利がある。

無任所牧師 もし牧師が教会外の職への任職を受けるために現職を離れ、その職に対して牧師としての地位が関連性を持たないならば、たとえば数学教師、ジャーナリスト、民生委員、弁護士などになるのであれば、通常、牧師としての地位は保持するが、中会における議席は失う。自発的に職を辞したのでなければ、彼は中会の免許状を居住区域の中会に提出し、それから中会の監督下に置かれる。(しかし中会の免許状に関して何が書かれているかは、以下を見よ。p.63) 時々、中会にもはや議席を持たなくなった牧師は、中会の監督下にないと想像する人がいるが、それは事実と違う。スコットランド教会の牧師としての地位を持ち続ける限り、その人は中会の一つの監督下に置かれ、説明責任を負う。もしスコットランド教会の牧師が職を離れ別の教派の牧師になるのであれば、彼は中会の監督下ではなくなる。しかし彼は中会の免許状をもらい、新しい教派の責任ある機関にこれを提出してもらうことになる。一旦これを行なうと、彼はスコットランド教会の牧師であることが終わることとなる。

教師試補はたとえば教区の補助者として任職されると、この後スコットランド教会の務めを離れるまで無任所牧師となる。

身分証明書 他教派での職務に就いていた牧師がスコットランド教会の務めに戻りたいと考えるとき、興味深い状況が発生する。そのような人は、教師試補および移籍および牧師の入会に関する委員会に対して適格証明書を申し込み、これによって無牧の教会の牧師に選ばれる資格が与えられる。しかしながら、彼が再びスコットランド教会の牧師の地位を得るのは、彼がその職に任命されるか任職が承認されるときが初めてである。それまでの間は、彼はこれから離脱しようとしている教会、おそらくは彼がすでに離脱したと考えている教会の指導下にまだいるのである。これは全く満足できない状況である。彼が離脱しようとしている教会が彼に大いに関心を持っていることはありそうもない。また彼が担当領域を離れて以降、彼らは不都合な体制で監督を行なわなければならない。このような牧師に関するスキャンダルが広範囲に伝わったとしよう。適格証明書を発行した委員会はおそらくそれを取り消すであろうし、そうする資格があるであろう。しかしもしそこで起こったことが、誰かが重大な道徳的また教理上の過ちを責める内容の不満を訴えたということであつたとしたら、どうなるのか。委員会には牧師を裁判にかける権威は一切ないし、彼が特定の中会の管轄下にあつてその中会が単独で提訴するということはあり得ない。不満を訴えた人に対して有効な唯一の解決法は、任職まで待つてそこに反対者として現われることであろうが、およそ満足できる解決策ではない。

牧師職の辞職 法律は牧師がその職を奪われる場合の規定を行なっているが、牧師がどのようにして自分の意志でその地位を離れることが可能かについて何も述べていないことは興味深い事実である。故ジェイムズ・ロングミュアーはこの理由について興味深い理論をまとめているが、これは良い説明を提供していると思う。諸先輩たちが、牧師職への召命はたいへん神聖

なものであるため、牧師職を辞することをわざわざ考える人はあまりにも嘆かわしいほど罪深い。そのため牧師職を剥奪されて当然である、と考えたのだというのが彼の見解であった。その人は牧師職を辞することを許可されたのではなく、それを剥奪されたのである。現在では、もし牧師が何らかの理由で牧師であることを辞めたいと申し出る場合、彼はふさわしい手順で中会にその思いを伝えるであろう。中会は彼が取っている行為の重さに鑑み、間違いなく彼と話し合うことになるであろう。しかしもし彼の意志が明瞭であることがわかれば、中会は彼の辞職を受入れ、教会と宣教局にその次第を報告することになるであろう。当然、このような場合に証明書を与えることはありえない。

この文脈で興味深いこととして指摘しておきたいのが、民法のもとでスコットランド教会の牧師が下院議員になることが禁じられていることである。議員候補になる前に教会の牧師は教区を辞するだけでなく牧師としての地位を放棄しなければならないという点で、本当に状況はさらに悪くなるのである。わたしが個人的に記憶している中でこの種の事例が現実の問題となった唯一の事例がおよそ 30 年前に起こった。この時、ペーズリー中会は若い牧師の一人の辞職を不承不承しぶしぶ認めたのである。この時彼は選挙では当選しなかったし、まだ牧師の身分のままであったならば教区で全くうまく職を継続できていたことであろう。実際、彼は政治組織の中で職を確保したが、教会にとっては優れた牧師が失われた。議会自身も現在この問題を考えてはいるとわたしは理解しており、とりわけこの条項が国教会の牧師とローマカトリック教会の祭司にのみ関係しているので、わたしたちは不公平な失格条項を取り除いてもらうための何らかの方策がとられることをただ希望するのみである。

中会の免許状 1976 年の第一法は、牧師が職を辞しそのために中会の議席を放棄することになる場合は中会の免許状を発行され、それは翌年の 6 月 30 日まで有効であり、その後毎年更新可能であると規定している。このような免許状を保持しない場合は、自由に牧師の権能を行使することはできない。この決まりには牧師職への偏見はない。免許状の更新申し込みは牧師が監督を受ける中会の書記へ毎年 4 月 30 日までになされなければならない。またその申請は現在の雇用状況および昨年 1 年間の牧師としての働きの詳細を記していなければならない。もし免許状が執行した場合、中会へ申請することで更新可能であるが、翌年の 6 月 30 日までは有効とならない。

この法律は「牧師職の機能」を構成するものについて定義を行っていない。こうした活動は、すなわち聖礼典の執行、結婚式の司式、人々の祝福といった、任職された牧師のみに属する活動のことを指しているという議論があるかもしれない。しかし、公礼拝の司式が含まれていることや、現在有効な免許状を持たない牧師は講壇奉仕の受け入れを拒否されるということも徐々に受入れられてきているように思われる。

この 1976 年の法律は法律の中に隙間を作ってしまったように見える。それは 1935 年の第 15 法に含まれていた初期の規定を明確に廃止している。これは中会に免許状の発行を認可した。中会の免許状はそれ自身を牧師の良い地位、また彼の人柄や品行があらゆる点でその務めに相応しいこと、また彼はこれを中会から中会へと異動するときに持って行くということを保証することのみに限定してしまっていた。一旦免許状が与えられ彼が新しい中会に受入れられると、

その書類自身は全く意味を失い、破棄してもかまわなくなる。免許状はあらゆる点で会員をある教会から別の教会へ移籍させる「一筆」に相当するものとなった。このタイプの中会の免許状はより相応しく開業免許状と呼ばれた方が良い新しい文書に取って代わられてしまったように思われる。しかし牧師の務めを行なう願望がなく、意図的に開業免許状を失効させようとしている牧師はどうなるのか。彼がそのまま留まるのであれば中会は変わらず彼を監督下に置き、すべてはうまくいく。しかしもし彼が異動を決心すれば、その時はどうなるのか。彼はこれまで必要でなかったため開業証明書を持ち合わせていない。だから、彼は早くても翌年の6月までそれを手に入れることはできない。また彼は古いタイプの中会の免許状を手に入れることもできない。もはやそのようなものはないからである。間違いなくそのような人が去ろうとしている中会が彼の人格や品行を保証できる何らかの方法がなければならない。

戒規

前に述べたように、あらゆる牧師は、任地を持っているか否かに関わらず、生活と教理に関して中会の監督下にある。このテーマを拡大しようとすると、戒規という難しい領域に入っていくことになる。非常に複雑なテーマなので極めて一般的な取り扱いに留めて話を進めよう。

わたしが予備的に観察しておきたいことは、戒規を実施する組織に頼らなければならないときの中会書記の立場と関わってくる。牧師の一人に影響するほんのわずかなスキャンダルでも中会の知るところとなれば、これは現実的な意味では中会書記の耳に届くということであるが、書記はおそらく手続きを踏んで正確には何が問題か、また「記録に留めずに」事態を正すために何かできることがあるかを知ろうとするであろう。これは理解できることでありまた推奨できることであるが、最大限の用心をして監視しておかなければならない地域では、書記は思慮分別をもって慎重に行動しなければならない。とりわけ、努力してもうまくいかないかもしれないこと、またその問題は完璧な名誉毀損の事例へと発展するかも知れず、その場合彼は中会に代わって告発することが期待されており、あるいは最低でも訴訟の準備に関わらなければならないだろうということを、彼は心に常にとどめておかなければならない。もしこの不幸な牧師がけしかけられて書記の肩で涙を流し、「被告人の友人」として彼に罪を負わせるような告白をするならば、この上なく不運なこととなるであろう。もし召喚されてこのような意見交換に関して証拠を示すよう求められるならば、中会書記は最も困惑するような状況に置かれることであろう。

この種の状況においてわたしがおよそ勧めたくないことは、冷たく、ばか丁寧に法律を遵守する取り組み方である。同時に、わたしは常にこのような場合に二通りの行動方法があるという見解を取ってきた。合法的な方法と非合法的な方法である。そしてわたしは常に前者を強く好んできた。ここまで言い切つて良いと思うのだが、この種の状況では、最後は大会へ訴えられ、中会の取った行為を大会議場で自分が立って弁明している場面を頭の中に描いて手続きを進めるのが賢明であると思う。助けるつもりで最善の努力をしても、たやすく権限のない者の妨害と見られてしまう。ここは書記が注意深く進んで行くべき領域である。心に注意を、手にコックスの書を持って。

手続きを始める 1935年の法律は、牧師や有資格説教者に対する法的手続きを始める際、最大限の注意を払う必要があることを強調しており、またこれが行なわれる前に申し立て書が申し立て者によって署名された文書として、もしくは中会の委員のもとで彼が書いた文書として、いずれの場合もその確実性についての説明を添えて提出されることが必要であるとしている。もちろん、あまりに凄まじく広く知れ渡ったスキャンダルがあって、中会が自己弁明のために告発者が出てこないうちから率先して行動を起こす責任を感じるということもあるかもしれない。この段階での賢明な方法は、その事件を非常に少数の選ばれた委員会に付託することであり、その委員会には可能であれば法律の経験者が含まれていることが望ましい。その委員会の最初の職務は予備調査を行なうことである。

予備調査 被告人は予備調査のための計画を知らされ、その間すべて通して出席し、そこで自己弁明をする機会を最大限に与えられる。その調査の際には彼は弁護士や他の代理人に代理出席をしてもらってもよい。きちんと心に留めておかなければならないことは、これは裁判ではなく、(1)犯罪が行なわれたと信ずるにたる根拠がある、(2)その犯罪は証明可能である、ということ認めさせるための調査に過ぎないということである。このような調査においては、罪と言いつてられていることが異端思想か人格的な問題かが重要になる。もし後者であれば、問題は何が証明できるかに大いにかかってくる。異議なく認められていることは、酔酩や着服やはなはだしい不品行は牧師にとって言語道断の罪であり、問題として残るのは、被告人がそのような罪となる行為をしていたことが証明できるかどうかである。しかしながら、告発が異端思想に関するものであれば、牧師が述べたもしくは書いた実際のことばが自由に、おそらくは堂々と告白されるであろう。そして委員会の前の問題は、このことばはこのような人物の異端的な意見の一部をなしており、更なる審議が必要と思われるか否かに関するものとなるであろう。

被告による弁明 委員会は、自分たちの見るところこれ以上の対応をとる必要はないと報告するかもしれない。また、もしそこで中会が同意すれば、それでこの件は解決である。他方、もし委員会がこの件につきこれ以上骨折らずとも先へ進めるだけの十分な根拠が集まったと思えば、簡単にそのように記し、中会に対し、異端思想や問題行動が断定されたと明記した文書を用意し、それを被告に渡す権限を与えるように求めることになるであろう。被告は当然の順序を追って陳述書にしたがって有罪を認めるかもしれない。あるいはまた、彼は文書で陳述書の全体または一部に対して異を唱えるかもしれない。中会は前もってその特別委員会に権限を与え、受け取った反論に照らし合わせて適切であると認められる際には、中会に代わって陳述書を修正させるのが賢明である。

告白 1935年の法律では、「その件に関わったものが、その陳述書の中に記された主張のすべてあるいは一部でも認めるならば、中会はその人物が認めた主張の内容と範囲に鑑み、必要かつ適切な対応をとる」とある。

第6版の本文の中 (p.321) で、コックスは次のように述べている。「もし被告が告白し、たとえば不浄の罪やひどいスキャンダルなどのように、告白された内容が恥ずべき性質のもので他の人においても非難されるべきものであれば、中会は直ちに彼を職務から解任する。」これは

1707年の旧法のことばを正確に写したものである。これで明らかになっていることは、中会はこのような状況において何らの自由裁量の余地はないということである。彼を解職する義務があるのである。ここに言及されている罪は過酷な罰に値することには賛成であるが、今日の中会がこの窮屈なきまりに拘束されていることにはわたしは満足していない。先に引用した1935年の法は、明確に「その中のどの規定もこの法律と一貫していないかぎり」以前の大会法をすべて無効にしている。ここには完璧な矛盾があるようにわたしには思える。またそうであれば後の法が打ち勝つということにならざるを得ない。それに加え、罪の告白をすれば引き続いて必然的に免職となる一方、裁判の結果有罪が証明された場合は中会が免職するか「必要かつ適切と思われる手続き」を踏むというのは公正ではないように思われる。

免職 免職は非常に重大である。免職はたとえば無期限の休職と異なり、最終判決であるからである。無期限の休職は免職同様に直ちに執行されるが、もし未来のある時点で傷が癒え、法を犯した人が職に復帰することを中会が容認すれば、中会はそれ自身の権力により休職を解除することができる。しかもこのことをそれほど大騒ぎせずに行うことができる。もしその人が免職されれば、大会のみが彼の地位を回復させることが出来る。ただし、これはもちろん嘆願という形で大会に申し出られなければならない。大会は当然、当初の罪に対してすべての事実と状況を聞き取り、それらを新たに全教会に告知しなければならない。

わたしがむしろはっきりと覚えているのは、少なくとも20年前に免職になった牧師が復帰の嘆願をした事例である。面白いことに、彼が地位を奪われた理由は、その当時、今日の半分も深刻にはとらえられないであろうと思われる不法行為であった。すべてのことがらを白日にさらした結果、これほどの微罪に対してこれほどの重大な結果がもたらされることに対してたくさんの人々が失望してしまう結果となったため、嘆願を求める声は反対なく認められた。これがわたしの記憶の中から思い出すことが出来る唯一の事例である。他の人々の場合も復職されて当然だったのだが、不幸な話が引きずり出されて大会のフロアのテレビ画面に映し出されるよりもそのままにしておく方をえらんだのがその理由であるとわたしは信じたいと思う。

陳述書の準備 罪を明らかにする文書は、教会用語で「陳述書」として知られており、全体の手続きは「陳述書による裁判」と言われる。被告が文書の中で彼に帰せられている行為のすべてもしくは少なくともかなりの部分を否定した場合、陳述書が中会議長及び書記により用意され、署名される。陳述書は、渡される前に教会の弁護士が目を通す。被告は陳述書が彼に渡される前に、中会によって召集される証人のリストも提供されるべきである。

裁判を管理する委員会 中会は裁判を管理するには最も扱いにくい組織である。とりわけ中会が多くの人々の証人を審査しなければならない、かなりの時間を要することになりそうな場合はそうである。それゆえ中会は3人以上5人以下の委員会を任命することができるという規定がある。またその規定では、顧問委員会（大会によって任命される有識者による委員会）から2人を任命し、「訴訟の裁判員」として他の人々と同席してもらうことが出来るとされている。中会はまだ中会の委員1名（中会が定めたときは2名）を任命して検察の務めを担ってもらい、その人は続いて助言したり、弁護士を雇って仕事をしてもらったりすることとなる。中会が被告の代理人を雇い、報酬を払わないといけないような気になるのも無理はない。

停職 このとき中会は、全体の状況にもよるが、その件が解決するまで被告人が牧師として務めることを差し控えるべきであるとの決定を下すかもしれない。そうなった場合、中会は状況にふさわしい指示を行ない、暫定議長を任命し小会とともに務めてもらう。しかしながら、彼の謝儀に関する権利はこの停職によって一切影響を受けない。

特別弁明 陳述書を受け取ってから 21 日以内に、被告人は、その行為が行なわれたときに別の場所にいた（アリバイ）、もしくはそのときに精神が錯乱していた、との特別弁明告知書を提出することができる。特別弁明に頼るということは、証明する責任を弁護人の肩にゆだねることとなるので、被告人は特別弁明告知書を提出する際には、弁護のために呼び出すこととなる証人のリストを用意しておくべきである。

裁判の開廷 これらすべてが行なわれると、裁判が開始される日時が確定する。そのことについて 7 日以上告知期間を置いた上で、被告人に対する裁判が行なわれる。この最初の会合において被告人は、手続きの法的適格性、議場の構成、陳述書の適切性に対して異議申し立てをする機会が与えられる。あるいは手続きの決まったやり方に対して事前に異議を申し立てる機会が与えられる。前に示されたように、もしその罪責が異端思想によるものであれば、その案件の重さゆえ関連を否定する方向、すなわち断言されている事実は正統思想から何らの逸脱を示すものではない、と言う方向に傾いていくかもしれない。いずれの方向であれその問題が決着すれば、その件は終了である。

裁判官裁判の公判 これらさまざまな件が処理され、それでも事実がまだ疑念にさらされている場合、委員会は訴訟理由を（陪審によらず判事による）裁判官裁判にゆだねる日時を定めることとなる。その公判においてあらゆる証言が誓約を行なった上でなされる。始めに検察側の証言、続いて被告側の証言がなされ、比較検証、再検証が行なわれる。速記者がすでに雇われ誓約を済ませており、証言の記録が取られることとなる。原告側の弁論、続いて被告側の弁論が行なわれる。もしその証言を中会自身が聴いていけば、そのまま手続きを進めて評決を下すこととなるであろう。もし聞いた内容が委員会に送られれば、委員会は実際に発見した事柄について報告を準備することとなる。それが全会一致の報告であれば、中会はその結論を受け入れる義務があり、そのように評決しなければならない。もしその報告が多数意見であれば、中会はその評決を受入れるか、もしくは証言を印刷して新たに（目撃者ではなく）当事者の聞き取りをするかを決定することとなる。そうして評決に至ることとなる。

ところで、評決とは、証明されたもしくは証明されなかったとなるのであり、有罪もしくは無罪となるものではない。この点は、証明されなかったという評決がその人の人物評価に汚点を残すことになるという理由で、時々批判の対象となる。中にはその評決を踏み込んで「彼はそれを行なったが、彼に責任を負わせることができなかった」と解釈する人もいるであろう。わたしは常に、教会がこのような評決を下したことは正しかったが、この国の法廷が間違っているのである」という見解を取ってきた。何かの理由で告訴される人は有罪または無罪の申し立てを行なう。もし無罪を申し立てた場合は、この件は裁判に付されることとなり、このとき告訴内容は証明されたか証明されなかったという結果となる。その人が無罪であるかどうかとは全く無関係である。わたしは高等裁判所で少年が殺人で有罪の評決を受けたととも有名な事

例を覚えている。その事実は疑いの余地がないくらいに証明されたが、上訴され、警察が少年を取り調べた初期の段階で不公正な手段を用いたとされ、裁判は取り消され少年は釈放された。これは彼が無罪であったということの意味するのだろうか。無論そうではない。その意味は、このような事例に関わる規則によると、告訴内容が証明されなかったということなのである。しかし、比喩的な言い方をさせてもらうならば、わたしを脱線させてわたしの十八番の話させないで欲しい。

判決 上記のいずれかの方法により評決に至ると、それが有罪を証明する評決ならば、中会には罪を犯した者が彼の代理人から減刑のための話を聴くこととなる。中会には引き続き、何が最も適切な譴責であるかを考え、「譴責を実行に移すためにどのような段階を経るべきかを指示することとなる。教会の譴責は、訓戒、叱責、停職（期間を区切って、もしくは無期限に）、免職、あるいはこの上なく程度が甚だしいか不従順である場合は除名である。牧師が停職もしくは免職となった場合、礼拝の司式を含む牧師の務めを一切執り行うことを禁止される。訓戒および叱責は、議場の前で大会議長によって執行される。停職になると、牧師の義務のみならず特権をも禁じられる。停職が限られた期間である場合、また牧師が牧師館に居住している場合、この点に関して特別な配慮がなされなければならない。

別冊記録 陳述書に基づく裁判手続きの全記録は、別冊記録に保存されなければならないと規定されている。もし手続きが罪を確認して譴責を行なうことで終わるならば、通常の中会議事録の中に別冊記録の最初の議事録、陳述書の条項、評決、および判決を記載することとなる。その件が完全な無罪評決で終わるならば、その時は別冊記録とその件に関わるすべての書類は封印され保存文書の中に5年間留められ、その後破棄される。

他の法廷における手続き 民事であれ刑事であれ、他の法廷における手続き及び判断は、教会の法廷における独立した行為の代用品とはなり得ない。たとえば、弁護人がついていない離婚訴訟において協同弁護人を引き受けるようにとの召喚を受けたからといって姦淫を証明するものではないし、アルコールの血中濃度が高すぎる状態で運転した罪に対する有罪判決を受けても酔っぱらっていたことの証明にはならない。とは言え、牧師が州裁判所判事に有罪を認める答弁を提出すれば、それは非常に重要な証拠物件となる。

困難が生じるのは、警察の要請に応じて犯罪の告発がなされる時である。この時警察は最初にすべてのものの提出を求め、ともかく最初に現場に向かいそれらを押収してしまうであろう。たとえば牧師が横領の罪で告発されたとしよう。警察は間違いなくあらゆる書物、証拠書類等を没収してしまい、刑事裁判がなされるか地方検察官が裁判に付さないことを決めるまで、これらの書類は中会の検事には手が届かない。これらの書類が手許にない間は、中会の検事には訴訟を行なうことが出来ない。警察と地方検察官はおそらく協力してことを進めていくであろうが、状況は困難であり、わたしには解決策を提案することは出来ない。

体調不良を理由とした辞職 牧師が非難されるような活動に関わっていたときに、彼が診断書に基づいて辞職を申し出ることは珍しくない。また中会が混乱した状況をきれいに解決するすべをここに見いだすということもよくある。関係の教会も、彼が牧師職を辞するのであるから、困難な状況にはなりそうもない。牧師が辞職したときには牧師資格を証明する中会証明書

は中会のみでの判断で留保されるとの規定があり、この事実によって中会がこの解決法を利用することはたいへん容易になっている。ここで用いられていることばは、「中会が、示された正統な理由に基づきそれを保留する決定を行わない場合は」となっている。以上概説した状況の下では、職務を履行できない牧師が証明書を要求することは起こりにくいことである。そうすれば中会を陳述書による裁判の手続きを進める方向に促すことになるからである。ともかく、このようにして証明書が停止されている牧師は、2年間の経過後、その回復を求めることが出来る。

これは、全く持って満足のいく解決法ではない。結局、被告人は裁判を回避する代わりに2年間の職務停止に同意するということになってしまいかねない。診断書に基づく健康の根拠のために道徳的欠陥や職務不履行に見えることがらが赦免されてしまうとすれば、その人の人格や行ないはその務めに相応しく、そのことを証明する証明書を与える、と宣言することを拒むのは不公平にも見える。他方、もし牧師の行為が（裁判なしで）証明書を保留することを正当化するようなものであったならば、その件は裁判においてきちんと進められるべきであった。2年間の過ぎて職務不履行の牧師が中会に来て証明書の再交付を求めるとき、彼が「無実を証明する」義務はあり得ない。中会にも彼の要求を聞き入れるか彼の有罪を証明するかをしなければならぬ義務もほとんどない。時間が過ぎ去った結果、このことは最も不快な仕事であるだけでなく、不可能ではなくとも困難な仕事となってしまっていることであろう。

醜聞が聞かれる状況に直面した中会は、どの道がこれから進むべき賢明かつ正しい道であるかを最大限思慮深くよく考えるべきであるとわたしは思う。キリスト者としての慈悲を困難で不快な状況から痛みなく脱却する方法を求めることを同一視してしまうのはあまりにも安易なことである。

地位の喪失 職を失うことと地位を失うことの区別については注意を払う必要がある。もちろん牧師であれば、後者は常に前者を含む。停職は、その期間、牧師があたかも地位を奪われたかのごとく、牧師としての務めを果たすことを禁じる。

神学生

中会は時ある事に大会から、中会が牧師職への募集を進めていく責任を負っていることを繰り返して思い起こさせられている。今のところ志願してくる人々の数は人的資源を維持するのに適切であるが、現在の状況を見ると残念なことに、比較的ではあるが田園地区、高地（ハイランド）地方、および諸島からの志願者が少ないのが特徴である。またわたしたちが多くの「成熟した大人の学生」を多く受入れているのは良いことではあるが、まっすぐに牧師になる訓練を受けるために入ってくる人はそれほど多くない。わたしは彼らを「未熟な学生」とは呼びたくない！

予備学校(Selection School) 明らかにおこななければならないことであるが、牧師として成功するためには単なる学問的な能力以上のものが必要である。性格的な理由でこの務めに適していない人々がいる。職業意識、務めへの献身の度合いがどれほど高くとも、この基本的な

不整合の穴埋めをすることは出来ない。こうした理由から、数年前予備学校(Selection School)の構想が生まれた。今日、牧師を目指して神学の学びの道に進みたいと思う者は、大会の「牧師職のための教育委員会」に応募し、予備学校へ出席できるようにしてもらい必要がある。これは宿泊を伴う短期間のコースで、牧師職を熱望する人が、牧師の様々な務めを果たす適性を査定する目的をもって注意深く選抜された試験委員による最も厳しい監視下に置かれる。最初に合格できなかった志願者は、後日再度応募することができ、最大3回まで挑戦することができる。委員会は志願者と関わりのある中会に予備学校での状況の結果報告を行なう。そして中会は牧会的見地から、深い召命感を持った候補者に否定的な結果がもたらす重大な意味を心に留めておかなければならない。

避けられない弱点は、候補者がスコットランド教会によって牧師候補者としては受入れられなくとも神学の授業に登録をすることができ、予備学校で不合格となった場合、2度目の挑戦を前に同じことを繰り返すだろうということである。この手順が最終的に不合格となるまで続き、その時までに必要な授業はほぼすべて履修が完了しているであろう。どうしてもなく不幸な状況が生まれる可能性がある。

中会による推薦 教会の牧師候補として正式に推薦する仕事は依然として中会の業務であり、そのような推薦を受けるための応募は、入学願書を大会の委員会に提出した後、いつでもできることになっている。そのような応募は委員会によって願書が受理された後に行なうことができるが、神学の学びが始まる前でなければならない。中会は、候補者がスコットランド教会の会員であり、大会の委員会によって受入れられ、人格、品行、信仰において牧師の務めに適していることを確認しておかなければならない。推薦は、候補者が学びを始めたと考えている年度の9月17日までに、中会が行なわなければならない。

中会による監督 牧師職を目指した神学生として認可された者は、彼を推薦した中会の監督下に置かれる。ただし、定期的に他中会の指導下に移されている者は別である。そのような異動は人格保証書を確保し、それを提出した結果行なわれる。彼の候補者としての立場に関わるすべての事柄に関して、監督する中会の決定が最終であり、中会は候補者に関して大会に中会の決定を再検討するように誓願する権利を有する。こうすることで、敵対する結論に達したとき、中会は候補者を裁かなければならない義務を免ぜられるように思われる。

戒規 この件に関する権限がどこにあるかを見いだすのは困難であるが、もし神学生が何らかの重い道徳的誤りを犯した場合、大会の委員会が中会と協議して彼の候補者としての立場を続けさせるか否かを考えなければならない立場にあるとわたしは間違いなく考えている。しかしながら、実際の戒規の執行は、彼が所属している教会の小会の職務であるとわたしは考えている。

免許試験 最終年度の11月30日までに、神学生は自分を監督している中会に免許状を受けるための試験を受けるための申し込みをしなければならない。この前に、彼は大会の委員会に応募の意志を伝えておかなければならない。11月初めには、予想される志願者のリストがすべての中会の書記に送付され、そこには中会は候補者の誰に対しても異を唱えて良いとの指示が付されている。

「免許試験の目的は、免許試験の志願者が現在の法慣習や聖礼典、およびスコットランド教会の過去の伝統について熟知しており、また牧師への道を進んでいくのに適した人物であることを中会が確認できるようにするためである。」試験は二部からなり、スコットランド教会の信条と儀式に関する口頭試問と、中会によって選ばれた牧師と長老を前にした主要公礼拝の司式とである。

修了証書 神学校のすべての科目が神学校当局及び大会委員会が満足できる成績で履修されると、修了証書が監督している中会の書記へ送られる。中会は、試験を合格と認可すると、認可式礼拝へと進めていくかもしれない。これは通常、中会の区域内の適当な教会で平日の夕礼拝として行なわれる。しかしもし候補者が一名しかいない場合は、礼拝は彼が所属している教会で行なわれるのが適切であろう。通常、未就任有資格牧師は聖書を一冊渡され、会衆に対してその聖書を「開く」権威を与えられるのである。

わたしたちの先輩たちの時代、彼らは免許を受ける段階に至っていない者によって説教が執り行われることの不適切性に関して非常に明確であった。90年ほど前、メアーは講壇に仕える神学生について簡潔にその観察を記している。彼はこう書いている。「牧師は、学生が定期的に福音を説教する免許を受ける前に御言の宣教に関わることを認めたり許可したりするをはっきりと禁止されている。これまでのところ教会は、一方で公礼拝は未熟な者が機会を捉えようとしたり、まして担当したりすべきものではないと考え、他方で学生の時間と力は自分の勉学に割く必要があり、そのために専心されるべきであると考えてきた。今日顕著なことは、研究分野がこれほど広くなり、その必要性も遥に大きくなり、学生に行なうべき学びを離れて講壇へ急がせることを許し、さらにはそれを促す傾向が見られることである。」

時代は変わり、方法も変わった。

教師試補

「教師試補」および「有資格説教者」という用語は、長年のうちに、神学部の課程を満足できる成績で終了し、中会によって福音の説教者として免許を与えられた者について区別せずに使われてきている。しかしながら最近、線引きをしようとの試みがなされていて、「教師試補」ということばを使って、免許を受けた後、通常牧師職を目指しその務めを果たそうと考えている者に必要な見習い期間中もしくはその期間を満了したばかりの者を指し、「有資格説教者」ということばを、(福音の説教者としての) 免許が与える地位に就き、それだけで満足して何か別の仕事をして生計を立てようとする人のために取っておこうというわけである。かつては前者の分類の人々は(明らかな理由があつて)「候補者」と呼ばれていたが、そのことばは現代の語彙からは消失してしまっている。

見習い期間 牧師を目指す神学生は、中会から認可されると、免許状の写しを与えられ、これは牧師職の地位証明として保持しておかなければならない。非常に例外的な状況下でない限りは、すべての教師試補は免許を受けてから次の4月の終わりまでの期間、大会の牧師職のための教育委員会が指示したところで補助者として仕えることが求められている。この「見習い

期間」を立派にこなしていくことができなかつた場合、彼はさらにもう一年、おそらくは違うところで補助者として仕えていくことを求められるかもしれない。見習い奉仕の期間、彼は大会の委員会と中会の共同の監督下に置かれる。しかし見習い期間が満足できる形で達成され、そういう趣旨の証明書を与えられると、その状況が教師試補と異動と牧師任職に関する大会委員会に報告され、この委員会が彼の任地教区を探す責任を負う。しかし彼は中会のみ監督下に置かれる。彼が新しい地区に移動するにあたっては、彼は所属する中会の書記から人格、品行に関する証明書をもらい、2週間以内にこれから住み働く地域内の中会書記に免許の写しを見せるとともに証明書を提出してもらうこととなる。

大会によって受入れられる 他教派の教師試補がその地位のまま受入れられることがしばしばある。また他教派の牧師が教師試補の身分で受入れられることも時々ある。通常、後者の場合、さらに教育（神学大学で特定の授業）を受け、さらに訓練（おそらくは教区における補助者職）を受けることが必要とされ、その人が特定の中会の監督下に置かれるというのが変わることのない慣行である。そのような人に免許を取得させる目的で試験を課する必要はなく、彼は完全な教師試補の地位を持った者として受入れられているので、大会によって課せられた条件を満たせば自由に教区への招聘に応じることができることは広く了解されていると思う。しかし、わたしたちの伝統の中で育った人々を注意深く審査するための基礎である「現在の法慣習や聖礼典、およびスコットランド教会の過去の伝統について熟知している」程度を、このような「外部から入会してきた人々」に関しても当然のように当てはめるのは奇妙に思えるかもしれない。このようにして受入れられた教師試補は、中会に対して、通常の過程を辿って免許を受けた人の関係と全く同じ関係に立っている。

任職 中会は、受け持ち教区への就職以外の状況の場合でも、教師試補の任職に同意する力を持っている。もし教師試補が海外宣教委員会によって外国の任地に任ぜられれば、彼の出発までに任職して欲しいとの要求がなされるかもしれない。しかしここで付け加えておくべきことは、今日、任職は彼が仕えることになる現地の教会で実施されることがますます増えているということである。軍付きの牧師としての任職、病院付きの常勤牧師、産業あるいは大学の牧師職、あるいは村の牧師への任職には必ず任職式が行なわれる。そしてこの任職式は、宣教師あるいは軍への任職の場合、教師試補が現在その管轄下に置かれている中会で、あるいはそれ以外では、彼がこれから担当することになる任地が位置している区域の中会で、その執行が求められるであろう。

彼が仕えている任地の牧師及び小会から助手の任職が求められるのは珍しいことではない。大会の見解においては、このような同情的な意見が出される前に教師試補が教区において少なくとも6ヶ月間務めており、任職後少なくともさらに18ヶ月間継続して務めることを約束しておくよう推奨されている。任職式は、他の場所で行なわなければならない切迫した理由がなければ、彼が仕えている教会において行なわれる。

中会は任職への要求に同意する義務を負っているわけではない。1969年の大会はこのような状況下で2つの原則を示した。任職がなされるのは、(1)教会がその任命を管理し承認する権利を有し、その「務め」がどのようになされているのかを引き続き監視しているところ、また(2)

その人が定期的に洗礼式および聖餐式を執行する本質的でしっかりした必要があるところで行なわれる。1982年の大会は、学校で宗教教育を担当する教師をしている有資格説教者から提出された任職願いを却下した。

上に述べたすべての事例において、任職は教区への就職を含んではいないが、共通の形式による布告が2度の聖日においてなされるべきで、その上で任職式は任職される教会または任職される人が会員である教会で適切に行なわれる。

戒規 生活と教義に関わるあらゆる事柄において、教師試補または有資格説教者は中会の監督下に置かれる。ただし見習い期間の彼の働きを監督する責任は大会の委員会にある。教師試補に関して何らかの醜聞が発生した場合、中会は牧師の場合とまったく同じ手続きを進めていかなければならない。

信徒伝道者

信徒伝道者は大会の内務局の代理人である。この職への立候補は、志願時に通常居住している区域の中会によって承認を受けなければならない。その中会が彼の強いキリスト者としての個性に満足し、同時に彼がスコットランド教会の会員であることがその前提である。1年間の見習い期間の後、内務局に勧められて「大会もしくは大会が指名する下位の会議によって」任職される可能性がある。これはほぼ間違いなく中会であろうとわたしは想像する。ただし教会会議である可能性はあるが、大会自身であるという例は知らないし、小会であることはまったく信じられない。任職が中会の手によって行なわれる際、ただその目的のためだけの会議と礼拝が、彼が仕えている、あるいはこれから仕える教会において行なわれる。内務局の監督下の信徒伝道者が奉仕する場所を移す場合、中会は内務局からその報告を受ける。しかし、去っていく中会から生活と教義に関する証明書を受け取り、それを直ちに移動先の中会書記へ提出するのは信徒伝道者本人である。

信徒伝道者は牧師と小会の指導の下で説教と牧会を行なう。規則（1961年の規則第2）には記されていないが、わたしは、信徒伝道者が職務を果たす際、内務局に対して説明責任があると思う。ただし、生活と教義においては第一に小会に対して説明責任があると思う。

現在は規定があり、それによると信徒伝道者は、その職務ゆえに中会の員外議員となる（p.16参照）。しかしその点を除くと、彼は仕えている教会の長老として認められるかもしれないし、一般的には認められている。もちろんその職責上、中会への代表長老として選ばれるかもしれないし、中会自身によって追加の長老として選ばれるかもしれない。このことは小会への彼の説明責任になんら影響を与えない。

執事職

「執事とは、神の召命を受けてイエス・キリストと彼の教会に仕えることを誓約した者であり、スコットランド教会の教義に従ってそのために訓練を受け任職された者である。（本書執筆

時において執事職の全員が実際には女性であるので、本書では一貫して「彼女」という言い方を提案するが、「彼または彼女」と読み替えるべきところである。）執事の中には神の御言を説教するための免許を受けている人もいるかもしれないし、通常の説教や礼拝司式は免許を受けている人に限定される。執事に説教者として免許を与えることに関する規定は、正規の牧師職が女性に対して開かれる以前の時代に導入された。実際に学んでもらう教程は、任職された牧師のためのものと同じである。（そういう人がいるだけでも信じがたいことなのに）これほど多くの人が牧師職よりむしろ執事職に就くためにこの教程を受けるのは信じがたいことである。また現代の状況において講壇奉仕をする正規の権利が執事の中の少数の人に限定されているのも理解しにくいところである。近い将来、これらの点に関して変化があるかもしれない。

準備 訓練を受けるための申し込みは執事委員会に対して行なわなければならない。執事はスコットランド教会の陪餐会員で 21 歳を超えており、必要な訓練を受けており中会によって任職され、説教免許が含まれている場合は、中会によってその免許が与えられていることが要件となる。候補者の選抜は執事委員会が行ない、委員会は中会にその意向を伝える。しかし説教免許が含まれている場合は執事委員会がまた候補者を適当な中会に推薦し、神学生として推薦してもらうようにしなければならない。あらゆる場合において執事委員会が見習い期間を定め、賢明であると思われる場合には延長することができ、そのことを見習い期間の間仕える中会に伝えなければならない。

任職式礼拝を整え執り行うのは中会である。候補者が免許も受けるときは、この件も中会の手で執り行われることとなり、通常、任職式と同じ礼拝において執り行われる。この免許のために候補者に試験を受けさせることについては疑問の余地はない。

信徒伝道者の場合と同様、執事も現在、中会の員外委員として議席に着いており、もし長老であり小会のメンバーであれば、彼女は小会によって代表長老に選ばれるかもしれないし、中会自身によって追加の長老として選ばれるかもしれない。

説明責任 執事は、自分が奉仕を適正に行なっていることについて、(1)教会の部局または委員会とともに仕えている場合はその部局または委員会に対して、また世俗の団体に雇用されている場合はその団体に対して(2)説明責任を負うことが明記されている。すなわち、教区(parish)で働いている執事は牧師や小会に対してではなく、彼女を雇用している内務局に対して説明責任を持つということである。もちろん、日々の仕事を行なうことに関しては、彼女は牧師から指示を受ける。

生活と教義に関することについては、執事は奉仕している区域の中会に対して説明責任を持つ。あるいはもし中会区域内で奉仕していない場合は、彼女を任職した中会に対して責任を負う。

ある中会の区域から別の中会の区域へ移動する際には、執事は人格と品行に関する中会の証明書を提示することが求められる。中会は、見習い期間中であれ、訓練中であれ、或いは退任しているにせよ、中会区域内の執事名簿を積極的に利用できるようにしておくべきである。また、その名簿の最初に彼らが任職した執事の名前とスコットランド外で奉仕している執事の名前を記しておくべきである。

講師(Readers)

講師は、男女の別を問わずスコットランド教会の会員であり、特別な訓練を受け、スコットランド教会のどこにおいても礼拝を司式する権威を与えられた者である。

務め 講師の務めは非常に古い起源を有するものの一つである。16世紀後半にスコットランドに登場した新しい改革教会は、必然的に資格を持った牧師が深刻なほど不足していた。そして彼らは「資格を持った」ということに大きな力点を置いていた。宗教改革の根本原理を受け入れた祭司たちは、しかもその数は多かったと思われるが、適切な訓練を施した後、以前の生活を回復された。当然、これには長い時間がかかった。その間、多くの教区は、監督の全般的指導と管理のもとで、講師が奉仕を行なった。このシステムは今日のメソジスト教会の巡回教区の考え方と似ている。牧師の供給が着実に増え、教区が満たされ始めると、講師の務めはなくてもよくなってきた。しかしこの職は、第一次世界大戦の終結時に、危機的な非常事態を緩和する目的で公的に復活された。再びこの務めは使われなくなったが、1958年にもう一度復活された。現在の状況は、1974年の法に規定されている。

立候補 講師になりたいと思う者は、最初に、居住地もしくは所属教会の公会へ、彼の人格と教会での務めに関する牧師の手紙と、彼の志願を支持する小会の議事録の写しを添えて願書を提出しなければならない。公会は、候補者の適性に満足したら、この権を大会の教育局に報告し、教育局は牧師を指導者として適切な教程を受けられるよう整える。指示した教程が満足できる成績で修了できたら、公会は候補者を講師の職に認められるように手配することとなる。これは、彼が一連の質問に答え、信条書に署名した後となる。講師を会衆から分離することは、公会の会議において、もしくはそのために特別に定めた礼拝において行なわれることもある。

監督 講師の監督は公会によってなされ、公会には講師は毎年出席しなければならない。講師が公会の区域を離れる際は、人格と地位に関する証明書を公会から受けとり、新しい区域に到着次第、即時にその公会の書記に提出しなければならない。2年に1度、講師は教育局が準備する講師在職者会議に出席することが期待されている。各公会は、区域内の講師の名簿を持っており、その完全な名簿が毎年、年鑑に印刷されている。講師はみずから要請して、自分の名前を「現職者名簿」から削除してもらうことができる。この場合も講師としての地位には影響はない。

生活と教義に関しては、わたしの見解では、所属教会の小会の指導下に亡ければならない。しかしたとえば、彼が異端的な意見を説教しているという主張がなされた場合、たとえ最終的にこの件を公会に回してさらに調べ、譴責をしてもらうとしても、調査を指揮するのは公会になるであろう。その間、公会は違反者の名前を名簿から削除するよう命じることができると思う。

利用可能性 この制度の不幸な特徴は、講師はその奉仕の需要が最も低いときに最も多く供給可能であり、最も有益に雇用できるところでその数が少ないということである。都市圏においては、仕事が出来る条件を備えていて仕事に就きたいと切望しているのだが、滅多に仕事を

依頼されない、と講師が（正当に）苦情を言っているのが聞かれる。他方、より遠隔の地域の中には、遠い都市から牧師を呼んでくるには費用がかかり、地域内で利用できる講師がいないかほとんどいないため、日曜日に休みを取ることが出来ない、と牧師が（同様に正当に）苦情を言っているのが聞かれる。正当なものとしてこの両方の批判を受入れるとしても、解答がどこにあるのかを探することは困難である。

補教師職 (Auxiliary Ministry)

補教師職は、ごく最近作られた制度である。実際、本書執筆時には教会に仕えている補教師はいない。ただし訓練中の者が若干いる。

起源 このような教職を作ろうという考えは、40人委員会で生まれた。2つの原則が考えられていた。第1に、一般会員の中の、未だ利用されていない奉仕要員と多くの人が信じているものを教会が活用出来るようにすることを考えなければならない。ただし、もし信徒の奉仕を活用する方法が任職から始まるとすると、彼はもはや一般信徒ではなくなるので、奇妙なことと映るかも知れない。第2に、その道筋をたどって、2つの困難な状況に対応しなければならない。その第1は、隔絶された地域があり、牧師が必要でありながら完全な伝統的な牧師職を引き受け、まして維持することはまったくできないという事例、また第2は、都市部の労働過多の牧師が切実に助手を必要としているが叶わず、その職のために彼の教会が何らの謝儀も払うことが出来ない事例である。結果的に、1980年に法律が通り、わたしが指摘したとおり、今その規定に従って訓練を受けている人々がいる。

定義 「補教師は、生涯にわたって御言の宣教のために任職された人であり、指導を受けて聖礼典を執行することができ、非常勤で無報酬を基本とする。」その法律は、補教師であることを理由に誰しも教区へ就職する資格はないということを極めて明確にしている。わたしたちが長くまもり深く育ててきた牧師職の平等の原則、わたしが健全な長老主義の原則に立つものと信じてきた伝統が、二層構造を選んだために棄てられてしまった。と言うのも、幻想は棄てよう、非常勤で、受けた訓練も部分的で、無給で、任地へ就職する道を阻まれている牧師職は、二流の地位を免れることは出来ない。たとえ本人がそれを望んだのだとしても。

立候補 候補者の募集は、「まず第1に中会の機能」であり、この機能を果たすにあたり中会は、「中会内の教区の今現在およびこれから予想される需要を考慮」しなければならない。このことは、中会が候補者を捜す前にこうした務めを心にとめておかなければならないということの意味しているようである。しかしこのことと、訓練課程が2年間におよび、その後1年間の見習い期間が続くという事実との間の折り合いをつけるのは困難である。「今現在の需要」は3年間経ってもほとんど変化していないであろう。

志願者は大会の牧師職のための教育委員会に志願し、候補者として受入れてもらわなければならない。彼はスコットランド教会の会員でなければならず、牧師、小会、および中会からの推薦書を提出しなければならない。もし委員会が志願者の人物証明書に満足すれば、委員会は中会にその旨を伝え、中会は正式に彼を訓練課程に推薦することとなる。

訓練課程 牧師職のための教育委員会は、訓練課程を統括するが、これは候補者の学問的資質や全般的背景によって変わることがある。課程は定時制で行ない、中央および在住教会での訓練に参加することと、在住教会および中央の教師の監督の下での学外教育が含まれている。訓練課程は24ヶ月続く。候補者は毎学年6ヶ月間教区に配属されるが、これは通常彼の出身教区である。候補者の継続的進歩と適性に関して、2年間の各年度の勉学に関して満足のいくものであるかどうか判断するのは中会であり、それについてこの課程の維持に責任を負っている大会の委員会に報告をすることとなっている。中会は候補者の研鑽に満足すれば、修了証明書を発行する。法律は、候補者の学問的進歩について中会が判断するための根拠をどう担保するかについては規定していない。

免許 課程が修了すると、中会は候補者に免許を与えるための試験を受けさせる。すなわち、説教と礼拝司式、教会法と聖礼典についての知識について行ない、満足できる結果であれば「スコットランド教会の補教師としての免許を与える」こととなる。これらの試験は通常の教師のための試験と同一となるよう意図されているように見えるかも知れない。しかし重要な点は、通常の牧師になる候補者は「主イエス・キリストの副因を説教し、聖なる牧師職を目指す教師試験として賜物を発揮する」ために免許を与えられるのであり、他方このもう一つの場合には、「スコットランド教会の補教師としての免許を与えられる」のである。ここに違いがあるのであるが、わたしには違いが際立つように意図されているとは思えない。

任職 すべて通常の場合、免許を受けた後1年間の見習い期間を務めなければならない。(明言されていないが) 牧師職のための教育委員会がこの見習い期間の務めを整えるように見えるかもしれない。実際、この委員会が監督牧師から報告を受け、満足できる結果であるかどうかを宣言するのである。任職は中会によって行なわれ、また明らかにされていないが、長くまもられてきた慣習とは逆に、任職は免許状所有者がすでに任地を割り当てられている場合に限定されていないように思われる。例外的な場合には見習い期間が免除されることもあり得る。その場合、「課程を満足できる内容で修了した直後に任職が行なわれることもある。」法律に付け加えられた規則に明確に記されているように、もし「課程を満足できる内容で修了した直後に任職が行なわれる」ならば、この事例の場合免許は迂回されたのであり、この特別なグループの候補者は1年間の見習い期間を務めることと免許を与えられるための試験を受ける必要を免除されているのである。これはおかしなことであると思われる。その上、その規定は、いわば無任所のまま、すなわち任地が与えられたことに基づかない任職について、上に述べたわたしの考えを明確に裏付けているように思われる。

任地 「補教師はその地域の中会が時に応じて定める任地に割り当てられることがあり得る。」任地を定める条件(補教師が務めるべき最低時間、講壇奉仕に対する謝儀支払い手順、および立替金の返済を含む)は、牧師あるいは応援牧師、および補教師が務める教区の小会と協議の上、中会によって文書で決められる。「初回はそれぞれの任地の在任期間は5年間を超えるべきではない。」これが明確に意味していることは、すべての任地在任期間は文書によって明確に定められた期間に限定されるということである。しかし「中会はいつでも任地在任期間を停止または終了させる権利を持ち」、さらに5年間延長することもその期間を変えることもで

きる。期間を明記して任地を定めることは、すべて奉仕の契約と写り、一方的なことばのみによってこれらの期間を変更、まして在任そのものを終了させることができるとは信じがたい。わたしとしては、期間を決めて引き受けた在任期間が任意に終了させることに対し、補教師は少なくとも訴える権利を与えられるべきであると感じている。報酬がないので、任期を終了されても財務的な損失はないが、補教師が正当な理由をもって憤慨するかもしれず、救済がなされるべきである。

補教師がどの程度任地の条件に縛られるかについては何も述べられていない。補教師は5年間の在任を全うしなければならないのか。そうでないとしたら、どのような告知を行なうべきなのか。あるいは、他の任地に移りたいならばどうすればよいのか。規則に対してはいくつもの質問が浮かぶが、答えが用意されているものは多くはない。

任地在任期間を通して、補教師は当該中会のメンバーとなり、務めている教区の小会とつながりを持つこととなる。彼は当面小会議長を務めることになるかもしれないが、その場合厳密に議長に適応される条件に基づく。すなわち、通常の議長が行なう特定の務めのみを行なうということである。任地在任期間が終了すれば、これらの務めはすべて即座に終わることとなる。

任地に着いて務めの開始を記念する特定の形式の礼拝が執り行われるかどうかについては何も述べられていない。任地に着いての最初の務めは、(もし彼がすでに任職されていれば)彼が仕えることとなる教会で就職の礼拝を行なうことによって記念される。しかしその後続く務めについてはどうであろうか。明らかに任職式のようなものはありえない。しかしなんらかの明らかな行為は求められるかもしれない。

説明責任 任地での義務を果たしていく際に、補教師は「当該中会の牧師もしくは牧師団による監督と指導を受ける。」おそらくこれは補教師が務めている教区の牧師もしくは応援牧師となるであろうと想像する。というのも、もし他の牧師であつたら「介入」に近づく危険を犯すことになると思われるからである。またおそらく、この部分について困難なことがらや同意しがたい状況があつたときには、補教師は何らかの訴える権利を持つべきであると思うからである。

この件は法律の中では取り扱われていないが、補教師は任職された牧師であるから、生活と教義において中会の指導下にあると考えられると思う。また、彼の任職に先立って一般的な形式で布告が行なわれ、それは彼が会員である教会で行なわれるものと思う。

またおそらく、補教師は中会の教職委員である間も、いつでも公務員として大会に戻ってくる資格があり、また任地で積極的に務めておらず、したがって中会に議席を持たない場合も、客員として中会に招かれることもある。

困難 これまで手を尽くして法律を探し出しながら述べてきたことから明らかなように、わたしがこの法律に少しも満足していないことは明らかである。わたしは意図的に批判的な述べ方はしてこなかったが、基本的に混乱があるものについて明快に説明することは困難である。わたしは今回の問題はこのケースであると信じている。あまりに多くのことが推測に任されたままになることは法律として良い指標ではない。疑いなく、時間が経過し経験が蓄積されればこれら多くの点は明らかにされていくであろう。

しかし、どれほどこのことが真実であるとしても、一つたいへん深刻な問題があり、後ほどというのではなく早晩、間違いなく問題を引き起こすことになると思われる。これは、このタイプの教職が謝儀を受けないという点と関わっている。別の仕事と別の生計手段を持った人がまったく自発的に教会の職務に献身する者として補教師をイメージすると、とても理想的に聞こえる。しかしわたしには、これほどの訓練に身をささげた男性（もしくは女性）が、最も要求の高い仕事に一週間当たり最小の時間だけ仕え、務めを行なう際には他の人の指示と監督のもとに身を置き、さらに支出を補填する以上の財務的見返りがないとすると、そういう姿を想像することは現実的ではないように思われる。その上、もし補教師の務めの中に説教が含まれているとすると、彼は説教謝礼をもらうこととなる。ところが、もし彼の務めがただ牧会的な特質を持ったものだだとすると、彼はまったく無報酬となる。ここには問題と不満の種があるように思われる。そして補教師の奉仕を受ける教会はどうであろうか。わたしには、ハイランドの峡谷にある教会 B が謝儀なしで礼拝をまもっているところで、教会 A の側では謝儀を用意しなければならないという恨みが想像できる。あるいは道を隔てた教会 D がバスの交通費も負担していないのに、奉仕義務を負う教師試補を雇うのにかなりの出費を工面するのに苦労している教会 C の恨みも想像できる。

ついでに講壇奉仕について触れると、教会と宣教局の局長たちから、彼が任じられている教会で行なうどの説教についても説教謝礼は支払われないが、他の教会で行なった説教に対して謝礼を受け取るのは自由であるとの念押しを受けたことを付け加えておかなければならない。わたしには、この主張を弁護できるような点を法律の中に探すことはできなかった。法律の第 11 章には、赴任の際の条件には「説教謝礼の支払いに関する規定を含む」とある。当然、これに続けて、これは「第 1 章を前提としている」と記されている。そして第 1 章は補教師が基本的に謝儀なしであることを記している。しかしながら第 1 章はただ「謝儀なし」と述べているだけで、その内容を定義することは一切していない。わたしには説教謝礼が「謝儀」と見なされるというのは信じがたいし、実際には何も支払われないのだだとすると、「説教謝礼の支払いに関する」どのような「規定」が作られなければならないのか理解できない。もし第 11 章が意味していることが、説教謝礼は補教師には支払われないということだとすると、これ以上曲がりくねった、誤解を招くような述べ方を見つけることは本当に困難なことであろう。そしてもしそれがその地位のありようだとすると、すでに述べたことにさらなる変わり種を付け加えることとなる。すなわち、補教師は自分の任地では謝儀を受けないが、任地を離れるとそうではない、ということである。

これらすべてのことは、早急に見直し、はっきりとした、隙のない法律を整える必要があるように思われる。中会はその計画を進めていく責任を持つ。彼らは現在の法律より曖昧さがはるかに低いものを整える権利がある。

6. 中会は何を目指して機能するのか—判決を見直す

中会の務めについてこれまで記してきたことの中で、わたしたちは中会を最初の議場(法廷)、すなわち、みずからの手でことを起こすか、成文法あるいは慣習法に基づいてそのことが最初に聞かれる議場(法廷)と見なしてきた。しかしながら、中会はわたしたちの議会の階層において小会と大会の間に位置しているため、小会や、限られた点においてはであるが執事会、教会委員会や、この点は強く主張しておきたいのだが経営委員会の決定をさえ見直す権限を持っているが、それだけでなく、小会が管轄するほとんどすべてのことがらについて控訴院として働かなければならないという点において、他と異なる、独立した機能を持っている。

見直しの手続き

この段階で、ある程度詳しく、どのように教会の会議(法廷)が見直しの手続きを進めていくのかを説明しておくことは適当であろう。教会会議の判決に満足できない場合、どのようにしてその決定を破棄させればよいのであろうか。一般的に言って、ある議場で決したことが上位法廷で見直されるためには4つの方法があると言ってよいであろう。(1)上訴、(2)不服申し立て、(3)請願、(4)照会、である。一つずつ検証していくこととしよう。ただし、後で理由は述べることにしたいが最初の二つは1セットで取り上げなければならない。不必要な混乱を避けるため、この段階では、望まれていることは中会の決定を大会で見直してもらうことであるという場合のみを見ていくこととしよう。どの議場から上告を始めるとしても、手続きは本質的に同じである。

上訴：不服申し立て

これら2つの場合の手続きは同じであるが、両者の間には重要な区別があり、誤った専門用語を使うことは致命傷となることが過去の事例から証明されている。その区別は特に単純なものである。喚問者席の側が中会の判決に満足できない場合、彼は上訴する。もし中会の委員が中会の決定と判断を違えている場合、彼は不服を申し立てる。この区別が時に少し複雑に見える理由は、一つには、上に述べた後者の場合、中会の中の不満をおぼえた委員が教会会議(Synod)に対して不服申し立てを行ない、そこで敗訴しさらに上告したい場合、今度は大会に対して上訴しなければならない、という事実のゆえである。このようになるのは当然である。彼は教会会議では被告の側に立つことになり、そこからの救済の手段は上訴だからである。喚問者席側が「わたしは上訴します」と言うのに対し、議員席側は「わたしは不服申し立てを行ないます」と言うということを思い出してもらえれば、このことはまったくこの上なく単純である。

この項目では以下に、上訴についてのみ述べることにしたい。述べることのすべては不服申し立ての場合のやり方とまったく同じであるとして理解してもらいたい。

いつ上訴するか 上訴は判決が届いた時点で行なわなければならないが、一つだけ例外があ

る (p.93)。たいていの法廷では控訴状を提出するのに少なくとも数日の猶予があるが、教会の法廷ではそうではない。グラスゴー中会の議事細則では、判決が述べられた会議の中で、いつでも上訴をしてよいことになっている。この規定を設けている理由は、当事者は判決を聞いた瞬間に動揺し、上訴する気持ちを表明する機会を容易に逸してしまうと信ずるからであり、もしそのことを理由にその件を上告するのを禁止されるとしたら不公平であると思われるからである。明らかに賢明な方法は、まったく当然のこととして、また自分自身の選択枝を残しておくためにも、事実認定が自分にとって不利であることを聞き取ったら直ちに上訴することである。その上で都合の良いときにそれを終わりまで進めていくかどうかを決めるのである。しかしすべての「当事者たち」が、それほど注意が行き届いているとは限らない。

通常、当事者または当事者たちは、自分たちの訴訟について告訴して質問に答えた後法廷を離れ、法廷ではその件につき協議が行なわれる。決定がなされると当事者たちが再度法廷へ招集され、議長が弍形式に則って判決を彼らに言い渡す。この時当事者は、上告を望むならば、適切に「わたしは上訴する許可をいただけるよう主張します」と言うべきである。しかし、彼が自分の意志を明らかにする限り、実際に言われた言葉遣いに関して中会が大騒ぎするとはとても思えない。実際、わたしが経験している限り、当事者は「上訴する許可を願い求める。」しかしこの言い方は適度に敬意を払った言い方に聞こえるかも知れないが、上訴する権利は彼の手にあるのであり中会はその指し留めることはできないのだという点で誤解を招きかねない。彼はそれを「願い求める」必要はないのである。実際中会は、もし何らかの方法で彼が上訴しようとするのを妨げたり妨害したりしようとするならば、危険な行為をしていることになる。わたしは、当事者に教会会議は上訴に基づいてこの件を扱うのには適当でないということによって上訴を思いとどまらせようとしたことがあったことを聞いている。疑いなく有益な助言としてなされたとしても、この種のことがらはたいへん有害である。たとえその助言が正しいとしても、それを扱うのにどこが適切であるかを言うのは教会会議の役目であり、まちがいになく下位法廷が教会会議の権威が及ぶ範囲について判断を下すのは適切ではない。

覚えておかなければならない不可欠な点は、ここで上訴しようとしている人が求めているのは上訴する許可ではなく、上訴する理由を提出するための 10 日間の許可であるということである (以下、および p.88 を参照)。

この同じ地点、すなわち判決が明らかにされたとき、中会の委員でこの判決に満足できない者は不服申し立てを行なうべきである。他方、中会が決定に至り当事者が再招集される前に、彼は当然そうすることができたはずである。それは中会のほかの委員が歩調を合わせて不服申し立てに加わりたいと望むときのための規定である。不服申し立てをする委員も同じく、不服申し立ての理由書を提出するための 10 日間の猶予を受ける。

申し立ての手順 ここで補足しておかなければならないことは、不服申し立てへの救済は喚問者席に当事者がいる場合に限られず、開廷中のいつでもどのような問題でも、教会法廷の委員の誰もが対象になるということである。ただしそれには非常に限られた例外があり、それは教会法が、最終判決がその特定の法廷で行なわれると規定している場合である。どのような判決であれ見直しが求められる場合、相当する結論が得られたら直ちに、不服申し立てが取り上

げられなければならない。不服申し立てが、第一に、手続きのある特定の段階が変則的であると思われることに関わっているかもしれない。その場合、その段階を実際に経るとき不服申し立てがなされるべきである。またその後、下された判決に対して再度最終的に不服申し立てがなされるべきである。例えば、前もって案内がなかったため、この会議はこの議題を扱うために召集されたのではないとの主張をあなたがするかもしれない。その点が諮られ、評決の上あなた敗れる。或いは審議をしないで議長があなたに対して厳しい判決を下すかもしれない。いずれの場合もあなたはそこでそのとき不服を申し立てる。このような状況下で、法廷は判決にたどり着く段階までその件を進めていく。そのときあなたは再度不服を申し立てる。というのも、もし手続きが誤っていれば、結論は無効とならざるを得ないからである。法廷は、不服申し立てが撤回されるか上級法廷で判決が下されるまで、その判決を実行に移すことはしない。

「手段を講じる」 上訴の事実を記録した議事録には、伝統的にこのように書かれている。

「その判決に対して AB 氏は上訴する許可を与えるよう主張し、書記の手の中に手段を講じ、写しを求めた。」この「書記の手の中に手段を講じる」という面白い表現は、上訴人が書記のテーブルにシリング貨を置くという、やや刺激的な儀式を指している。当然、それを見る人には興味津々な喜びが、また通常、受け取る人には少なからぬ当惑が生まれる。これらすべては、教会法廷での訴訟が議事日程に組み込まれていた時代のなごりである。中会書記はきまった給与を支給されていなかったため、写しの枚数に対して支払われた額に応じてその職から受けるあらゆる収入に全面的に依存していた。ついでに言うと、写しは（速記ではない）普通の文字で書かなければならなかった。上訴の手続きを進めていくためには、当事者は写しを持っていなければならなかったため、それを求めたわけである。そして彼はそれに対して支払わなければならなかったのである。そのためこの件に関する誠意の証として彼はテーブルにシリング貨を置いたわけである。これは彼がきちんと支払いをするという約束の手付金であり、「アルル」

（公平に支給される給与の支払いに当たって農場労働者に与えられていた、あるいは家を借りなければならなかった日に賃借人一人一人から土地差配人に支払われていた半シリング貨）や、自発的であろうとなかろうと入隊のときに支払われる「シリング」と並び立つものである。

これは今日では、人々が泉に投げ込まずにはいられない貨幣と同様の、ほとんど意味のないことだと思う。シリングはもはや法的に流通していない通貨であり、5 ペンス貨幣は書記がその目的のために献金する「敬虔な目的」にはほとんど助けにはならない。この取り扱いが省かれても、上訴が偏見を持って受け止められることは考えられない。他方、中会の委員は、会合には退屈なほど時間がかかることが多く、時々害のない気晴らしをする権利を奪われるべきではないと感じているかもしれない。

理由書の提出 上に述べたように、当事者は上訴の理由書を提出するための 10 日間の許可を願い求める。上訴状自体が理由を記した書名つきの文書でなければならない。上訴が受け入れられた会議の席で上訴状が提出されることを期待するのは非現実的であろう。そのため 10 日間の猶予が生まれ、法廷はこれを拒否できない。時間を数える際、上訴が受理された日は 10 日間のうちの 1 日としては数えないことに注意すべきである。いつでも上訴を取り下げること

は問題なく、もしそうになったら、その事実は不必要に遅らせることなく公表されるべきである。記された期間内に書記の許に理由書が提出されない場合、上訴は取り下げられたものと仮定され、復活させることはできない。

上記すべてのことから、次のことが明らかになるであろう。上訴と不服申し立ては、以前から通常行なわれていることや、下位法廷で判断されたことを見直してもらうために上位法廷へ控訴する方法なのである。

請願

通常、請願という手段を用いるのは、最初の法廷における務めを始めるためである。その務めは、通常請願者の個別の関心事と関係がある。たとえばポルノ防止協会は、当該区域にポルノショップが開店することが提案された場合、中会にすべての教会の講壇から文書を読んでもらうように誓願するかも知れない。あるいは誰かがすべての礼拝において、最終的に首相まで送られることとなる文書への署名を求める誓願をするかも知れない。あるいは礼拝純潔保護協会は、牧師が教会で主の祈りに節を付けて歌うのを禁止することを求めてくるかも知れない。等々である。あるいはまた、小会の中で起こった議論について、小会が中会に介入するよう求めてくるかも知れない。

これらすべての関連から、次のことが言えると思う。中会は自分たちの務めに関して、かつてよりずっと形式を重んじないようになってきている。また、本来請願を行なわなければならないことがらの多くが、今日は書記宛の手紙を通して達成され、これそれについて中会へ援助が求められるようになってきているのである。もし求められていることが、中会が司法的権限においてのみかなえることができるものであるならば、中会はその請願が適切な形式をとるよう要求すべきであると思う。

満足のいく結果を求めるためには、請願は「文章による懇願」を持っていなければならない。言い換えれば、請願の際はたくさんのことばを使って中会にある特定の行動を取るよう求めるべきである。「〇〇は謹んで次に示すことがらを請願します」との表題のもとで重要な事実を簡潔明瞭に述べた後、「それゆえ貴法廷でこのように行なっていただくようお願いします」と続け、「前述のように進めるか否かは、貴法廷が良いと思われるようになさってください」と結ぶ。この際、ただ事実を示すのみで、どんな状況下においても、請願として扱われる危険を覚悟で、取るべき道を示してはならないのが上訴であり、請願は上訴とは異なるということに注目すべきである。

上訴の代わりに この通常の請願の活用法のみならず、請願者が上訴あるいは不服申し立てによって進めるべきであったが、妨害されたかあるいはその手順を妨げられた場合の特別な使い方があり。たとえば、前に (p.86) わたしが述べた事例の場合、議長が上訴は要件不十分であると決定し、中会は上訴を認めることも議事録の写しを与えることも拒否した。そのため、上訴しようとしていた人は請願者となり、その道筋に沿って上位法廷にたどり着くことができるということである。わたしは小会が長老の一人に対して、彼の不在中に氏名が引き合いに出されないまま（小会のすべての会合に出席するのが彼の義務であり、欠席した場合は責任を取

らなければならないのだから異常な議論である) 戒規的な行動を取った事例を思い出すことができる。もし彼がその会議に出席していたならば、彼はもちろん法廷に呼び出され、裁判が彼に不利に進行し判決が言い渡されたならば、彼は上訴したであろう。彼はその会議に出席していなかったので、この方法は明らかに彼には使えなかった。それゆえ彼はこの件を請願という方法により中会に提起し、その行為を承認された。このような事例において、請願書には、事件の実質について詳説するだけでなく、上訴ではなく請願という方法に訴えなければならなかった状況を詳細に記すべきである。そしてこうしたことが妥当であったかどうかの判断は、請願を受理するか否かを決定するとき中会が考えるべきことである。

どのように取り扱われるか 請願が中会に対してなされる際、請願を扱う際に3つの段階がある。最初に、まず朗読されなければならない(もしくは朗読されたこととしなければならない)。そして明らかに不適格もしくは攻撃的でなければ、これを取り扱うことが同意される。それから受理されなければならない。ここでもまた基準はその適格性であるが、受理しないと決定する前に適格性の問題について請願者から聞くのが通例の慣習である。そして、否定的見解を証明することはいつも難しいため、もし最初に適格性が疑わしく思われる背景がいくらかでも示されれば、そうする際の助けになるであろう。そして第三に、その請願項目に対してどのような回答を作るべきかについて決定に至らなければならない。中会はこれを行なう前に請願者から事件の実質について聞き、請願者は中会の議場からの質問に答える機会を与えられる。請願項目に対する答えが否定であるならば、その時は、請願は「却下」されるであろう。しかしそれが受理されるまでは却下されることはない。召使いが契約される前に追放されることがないのと同様である。

請願という方法で中会にたどり着いた起草者は、今や、請願が否定されたならば上訴という方法で上級法廷への会談を上れる立場にいるのである。

照会

もし中会が、ある問題に関して、それが非常に重要な問題や一般の関心を引き起こす前に、上位法廷の意向を知っておきたいとの見解をとるならば、あるいはある重要な問題について中会の意見が深刻にまたほぼ同数に別れているときには、中会はこの件について意見を割ることなく、付帯意見を付けずに上位法廷に照会してもよい。もしこのようなことを行なうことになったならば、最初の法廷では自分たち自身で判断を下すことなく、ただ単純に照会することを決定することとなる。これは上位法廷を招いてみずからが判断を下す責任を免除してもらうことであり、みずからが到達した判断を確証してもらうことではない。照会が上位法廷に届いたら、照会をしている下位法廷の委員は喚問者席にいないので彼らはこの件に関して自由に投票することが出来る。

何年か前、教義に関する非常に重要でまた扱いにくい問題を引き起こしたため、かなり衆目の注目を集めた事例が中会にもたらされた。中会ではこの件について徹底的に時間をかけて議論し、反対動議が提出され投票が行なわれ、票決の結果は同数であることが宣言された。中会議長は自分の意見として、もし自分が一票を投じることで結審するならば不幸なことであり、こ

の件は大会へ照会すべき主題ではないかとの考えを示した。わたしが見るところ、これはこの手段を完璧に適切に活用した例である。しかしわたしの記憶では、その日の弁護士は、問題の案件は最終判断を中会に求められていること、またもしこの件が上訴できないものであるならば照会も出来ないことになるという理由で、これに反対した。わたしはこの助言は健全であったと信じているが、自分たちの取り決めに拘束されてしまうのは残念なことだとも思う。

何年も前、かなり重大な事例がある大きな中会を不安にした。その中会は圧倒的に片側に偏っていたが、その件は上訴されて大会まで行くであろうと信じるに足る理由があった。また大会の意見はもっと同数に近く分かれるであろうと信じる人もいた。ある人が素晴らしい考えを持っていた。もしその件が照会によって大会まであげられるならば、中会の委員は自由に投票できるので、中会の中の強い気持ちは結果に反映されるであろうが、上訴によって大会に届くならば、中会は喚問者席に座ることになるので彼らの票は失われてしまうであろう、というのである。したがって戦術的な理由から、この件は照会された。これは不誠実とまでは行かなくても、わたしには誤った照会の使い方であるように思える。わたしの見るところ、照会は、どうしてこの手段を講じてこうしなければならなかったかを明確に記すところから始まるべきである。そしてもしその議論に説得力がなければ、その件は、中会自身が判決を下し、大会は自由に控訴院としての役割を担うことが出来るようにせよとの指示を添えて、中会に差し戻される。

今日、照会は主に、中会が決定を行なう際に大会委員会の同意が必要とされる問題で、両者の意見の対立を解決することが出来ない案件について大会が判断を行なうための方法として用いられている。通常は再調整の場合についてである。

したがって、判決の見直しを求めるための様々な道がある。すなわち教会法廷における上告の手続きは様々にあるのである。

中会による見直し

わたしたちはここで、見直しについての一般的な形式についての長い脱線から戻って、差し迫った問題である上訴裁判所としての中会の位置づけの問題について考えなければならない。この関係で、中会は、小会、教会総会、執事法廷、教会委員会、管理委員会の決定に納得できない人のために上訴裁判所として機能しなければならない。一つずつ見ていくことにしよう。

小会の決定 一つだけ例外があるが、小会に提出されて決定されたことがらはどれも、区域の中会への上訴もしくは不服申し立ての対象となりうると思う。唯一の例外とは、無牧になったときに用意される選挙人名簿上の支持者のリストに申込者を加えるとの小会の決定である。ここで明確に、小会の決定は最終であると規定されている。小会によって戒規を受けた教区民または小会委員は、法廷の自席から上訴することができる。法廷に提出されたどの議題についても、小会委員は不同意し不服を申し立てることができる。その手続きは、上に中会の決定に対する上訴の場合に説明したこととまったく同じである。協会員はいつも、小会のある区域内に起こったどのことがらに関しても、請願によって中会に申し立てる権利を

持っている。

教会総会の決定 教会総会での決定（たとえば牧師館を売却するなど）に強く反対する教会員は、そのことに異議を唱えるかもしれない。もしそのことをさらに進めたいならば、彼は中会に申し立てることができる。この場合、彼は請願によってそれを行わなければならない。わたしが覚えている事例では、教会総会において牧師招聘委員会が任命され、牧師選挙は投票によって行なわれることが決定された。一人の候補者を選び終わる段階に達したときまでに時間が経過しすぎていて、時間の節約のために候補者に説教をしてもらった後に直ちに公開投票によって選挙することを決定した。このように行なわれ、彼は大多数によって選出された。同意できなかった委員が、通常と違う手続きを取ったことを理由に選挙を無効にするように中会に請願した。そして中会はそうする以外の選択肢を持っていなかった。わたしは喜んで記録しておきたいのだが、投票はその選択への熱い思いを確認していたと思う。しかし近道を取ったことは、しばしばあることだが、結果的に遠回りとなってしまった。わたしがよく言ってきたように、わたしはこの国で長生きをして2点間の最短距離は直線でなく、それらを結ぶ舗装した道路であることを学んだのである。

執事法廷の決定 かつての合同自由教会において執事法廷の構成と権力を扱っている法律には、はっきりと「執事法廷の決定に対して小会もしくは他の上位法廷への上訴または不服申し立ての権利は正規にはない。執事法廷がその地域内で大会の法律にしたがっている限りは、執事法廷の決定は最終である。」と記されている。しかしこの法律には続けて、「どの教会員も小会委員も、執事法廷の手続きに関して、権力の濫用もしくは大会の法律の無視を理由に中会に請願することができる。」とある。したがって状況は、執事法廷は自らの権限の範囲内に厳密にとどまり、教会法に違反しないならば、攻撃されることはないということである。

覚えておくべきことは、もし見直しを求めているのであれば、手続きは請願によるということである。興味深いのは、執事法廷からの提案はその法廷の権限を越えていると考えている執事個人の立場については何も議論されないということである。おそらく彼は会議の場で一人の執事として不満を記録し、教会員の一人としての立場から中会に請願すべきであろう。

もし通常と異なる手順があったことに満足できるならば、中会は判決を無効と宣言し、その議事録を抹消させるよう命令を下す権限がある。執事法廷は、中会のそのような決定に対して大会に上訴する権利を有する。

教会委員会の決定 聖なることがらに関する教区のための憲法の模範行為（1965）には、「委員の選挙、この憲法の条文の解釈、或いはここに記されている権力行使の合法性に関して疑問が生じた場合は、関心を持ったその人はその件について審判してもらうために中会に請願によって依頼することができる。」と規定されている。もう一度注意しておくが、上告の権利は手続きが正しく行なわれたかに限られ、到達した決定の利点に関する議論には及ばない。またもう一度確認するが、上告の手段は請願である。

しかしながら、この場合の行為は、そのような請願に対する中会の判断を最終的なものと認めるところまで踏み込む。ただし例外として、もし心を痛めた側が中会決議の24時間以内に教会の訴訟代理人から、この問題は上位法廷への上告になじむものであるとの証明を提出して

もらえたならば、あたかも判決の際に通常通りに意思表示をした場合と同様に、上訴または不服申し立てを行なうことができる。(これは前に (p.86) 上訴は判決が言い渡されたならば即座に行なわなければならないという規定への例外である。)

管理委員会の決定 管理委員会のある行為について不平不満を抱いたかつての合同長老教会 (United Presbyterian Church) の会員に対する処方について、直接的に言及したものは見つからない。しかし、2つの可能性があると思う。管理委員会は即座に同意すると思うが、管理委員会は選出した教会に対して説明責任を負う。だから、不満をおぼえる会員は、その目的のために招集された教会の会議において不服を申し立てることができるであろう。もし彼の思い通りになれば、教会はおそらく管理委員に適切な対応策をとるように指示するであろう。他方、もしその会議で彼の思い通りにならなければ、教会総会の決定に対して中会に請願することができる。あるいはまた、すべての合同長老教会の憲法には、「小会は、教会のすべての関心事を見守る、また教会の幸福のために必要であると思えば、教会の働きに関連したあらゆる目的の会合を召集して、また他の適切な方法でいつでも介入する、との憲法に記された権利」を保有するとの一節が含まれている。したがって、管理委員が不正常的な行動をした、もしくは権能外の行動をしたと感じた人は、まず小会に介入してもらって事態を正常化すべきであるとわたしは思う。もし彼が小会から受けた答えに満足できなかったならば、彼は通常のやり方で上告して、その件を中会に諮ってもらうようにすることができる。これら二つのいずれかの方法によって、彼は中会に到達することができる。しかしいずれの場合も、中会に到達するには二つの別々の方法を必要とするであろう。

7. 上位法廷との関係

この最後の章において、わたしは中会と地区会議(Provincial Synod)及び大会(General Assembly)との関係を見てみたい。しかしその前に、中会(Presbytery)の、他の中会との関係について一言述べておきたい。基本原則として、中会は他の中会の務めを再検証することや、どんな方法であれ介入することはできない。もし仮にも中会が他中会の行為や決定に苦しめられることがあったならば、その件について抗議することができる。またその線でうまくいかない場合は、もし二つの中会が同じ地区会議に属しているならば、請願によって地区会議に不服を申し立てることができる。同じ地区会議でない場合は、この場合も請願によって大会に不服を申し立てることができる。

今日、再調整との関連でしばしば発生しているのが、教区がある中会の区域から別の中会の区域に移されれば、当地の教会とのつながりや合併が生まれるので好ましいという事例である。両方の中会がこの提案に満足しているとしても、上位法廷に変更を求める請願を行なった上で、地区会議(もしくは大会)によってのみ実行される。そのような請願は、受け入れ側の中会の要請に応じて行なわれるべきであり、可能であればもう片方の中会の同意を取り付けておくべきである。

地区会議(Provincial Synod)

その会員資格 ごく最近まで、地区会議はその地区内の中会(Presbytery)のすべての委員から構成されていた。牧師が中会委員の資格を与えられる、もしくは議席を与えられると、彼はまったく同じ状況下で地区会議(Provincial Synod)の議席を有することになっていた。年に1度、小会は長老の一人を中会と地区会議へ代表として選出するための会議を開いていた。1981年の法律では、従来どおり地区会議は地区内の中会のメンバー全員で構成される状況(訳注:現在の日本キリスト教会の小会、中会、大会の関係と全く同じ関係)を維持する権利を特に保持する一方、地区内の中会の総意により、地区会議は委員を中会の規模のみに基づく割合で限定するように決定してもよいことになった。その割合は慣例と手続きに関する委員会の公式見解を踏まえ、地区会議自身が大会の承認を得て決定することができ、委員の選出は中会が行なうよう求められている。

よく知られているように、過去半世紀にわたって地区会議(Provincial Synod)への関心がだんだんと薄れてきており、心配の種となってきた。それゆえ、折に触れて地区会議を教会会議(法廷)として完全に廃止するとの提案が提出されてきた。大きな地区会議の出席は委員数に比べて非常に少なく、クライズデイル地区会議などは1,200名の委員数でありながら150名出席すれば実際かなりよく出席していることになり、おもしろい「事件」のときぐらいしかそれだけの出席があることはない。そこで改革が行なわれたわけであるが、それはそうした大きな地区会議の場合、委員数が多いことが組織をきちんと支えていくことにマイナスの方向に働いていて、牧師や長老が自ら直接任命を受けた組織に対してより強い責任感を感じてもらわなければならないと感じられたからである。その改革がどれほど成功しているかについてはこれから検証していかなければならない。わたしとしては、現在エジンバラ委員会が中会(Presbytery)と大会(General Assembly)の中間的な舞台を提供しており、この委員は地区会議から選出されていたので、そのことが関心の低下と出席者の減少の理由であると長い間考えている。

ここで強調すべき主要な点は、地区会議の位置づけに関する憲法上の変更である。その結果、中会は上位法廷を構成する委員を選出する義務を負うこととなった。

中会記録 中会は毎年地区会議に議事録、牧師謝儀記録を提出し、審査と認証を受けなければならない。

5年毎の訪問の報告 中会は毎年、区域内で行なわれた5年毎の訪問の務めについて地区会議に報告しなければならない。またとりわけ、教会の現状に関しておよそ満足することができない事例に注目を集めるようにしなければならない。そのような場合、地区会議は「委員会を組織して中会と協力して更なる訪問調査を行ない、満足できないと思われることを改善する試みを行なう」ことが求められている。それでもその件が改善されない場合は、事実を一般管理委員会(現在は慣例と手続きに関する委員会)を通して大会(General Assembly)に報告しなければならない。提出に際し、ここで、これほど物事が不具合になっていて深い人間的な問題が混乱の根本にあるような典型的な事例において、この程度の報告と委員会の設置がどのくらい

功を奏するかどうかを判断するのは難しい、と述べることは許されるかもしれない。

資産の管理 1970年の法律では、各中会は毎年、地区会議(Provincial Synod)にその法の下での義務について報告しなければならない。また各地区会議は大会(General Assembly)に、地区内の中会の義務について報告しなければならない。

判決を取り消す (リコール) 教会法廷において、いったん判決が記録されたことがらに関して6ヶ月以内に再び提起することはできないということは、一般的に受け入れられていると思う。法廷が6ヶ月の期間満了後もみずからの意思で初めの判決を取り消すことができないことがらがあるということは、それほど広く認識されてはいない。もしそのことがらが完全にその中会内のこと(集会の場所、委員会の規模、聖日の労働)であれば、それですべて問題はない。しかしその判決によって中会外の人が権利を保全されているような場合、ただその人の同意によって、或いは上位法廷の要請によって取り消すことができる。オークテラーダーの事件(よく知られた方の事件ではなく、後の1903年の事件)の場合、中会は当事者である可能性のある人々全員の同意を得ずに方針を変えた。これを、件の州知事は、彼らの判決「の表に明らかに見える無能」と形容した。このような状況においては、中会は地区会議に対して請願という方法で進み出て、その法廷で判決を取り消してもらうべきである。そうすれば、この件に関心のある全当事者の意見を聞くのは地区会議の責任ということになる。

大会(General Assembly)

中会は大会(General Assembly)に派遣する委員を任命する。中会は大会に、請願もしくは建議という方法で話を持ちかける。中会は大会に、提案されているすべての新しい法案に関する意見を表明しなければならない。一つ一つをもっと詳しく吟味しよう。

委員の任命

1929年の合同法は、大会(General Assembly)は中会(Presbytery)によって任命された委員(総数の4分の1を超えない数の牧師と長老)のみによって構成されなければならないと規定している。1956年の法律はこの伝統を棄て、議長、議長に選ばれたもの、書記、法廷弁護士、事務弁護士をその職務ゆえに委員とするよう規定した。1969年には、元議長全員が加えられたが、ただし中会から委員として来た場合と規定された。最近では、員外議員が、とりわけ常任委員会の事務局長がますます多く受け入れられるようになってきた。しかし実際には、大会は中会から任命された委員によって構成されていると言っても十分正しい。

輪番表の活用 一つの中会に割り当てられた委員の数は、牧師名簿録の4人もしくはそれ以下に対して1人の牧師と、同数の長老である。1969年の第24法ではそれに加え、中会はもし望めば牧師名簿録に掲載されている元議長を返し、もしそうすれば同数の原則を守るためにもう一人の長老を任命できると規定している。

おそらくすべての中会が何らかの輪番制を用いていて、それによりすべての牧師が少なくとも4年に1度は大会に出席する機会を得ていることと想像する。それによって教会は招かれる

順番を得、出席長老を指名していることと想像する。後者との関連では、そのような長老は中会の委員である必要はなく、大会へは中会から委員として任命されて出席するのであり、教会の代表としていくのではないということは気をつけておくべきである。中会は、こうして任命されるすべての長老が中会区域内の信仰に燃えた任期中の長老であるとの条件を満たさなければならない。

注意すべき重要な点は、中会はどんな種類のものであれ輪番制を守る義務はなく、自由に望むとおりに委員を任命するのである。牧師であれ教会であれ、大会への委員を任命することにおいて、何らの「権利」も持たないのである。何かの折に万一にも教会を鋭く分裂させるような問題が起こったとき、双方の側に強い思いが生まれ、この点がかなりの重大関心事になることがあり得る。ちょうどスコットランド教会の分裂の前の、1833年から1843年間の「10年闘争」がそうであった。この間の中会記録を調べてみると、任命される委員の座を競い合う候補者リストに関して、この上なく白熱した口論、論争、評決が行なわれたことが明らかとなっている。

委員の職務 委員に関する実際の条件は、注目しておく価値がある。某氏らが「〇〇日にエジンバラで開催すべく招集される次の大会への委員」として選ばれる。「委員らは積極的に大会に集まり、あらゆる大会会議に出席し、神の栄光と神の教会の正義のために神の御言と信仰の告白に従いこの教会の憲法規則に則り説明責任を果たすべく、上程されるすべての議題について意見を聞き、評決し、決定することとなる。そして彼らは大会から戻る際には、そこで務めた働きについて報告することとなる。」明らかに、彼らは委員であって代表ではない。彼らは特定のやり方で投票をするように教えられることはあり得ない。したがって、あなたがたの大義のための支持を確保する方法は、ただ、あなたがたが正しい光だと思ふものに照らされてものを見る人のみが委員として任命されるようにする以外にはない！それゆえ、わたしが前に述べたように、委員の座を競い合う人々の名簿がそうした苦々しい時代において多くの中会の会議を賑やかなものにしたのである。こうしたことはまた起こりうるのである。

1877年の法律では、大会開催月の2ヶ月前に任命することが求められており、それに先立つ10日以上前に選挙を実施することを決定しておかなければならない。選挙は、そのような強制はないと思うが、今でも「午前11時から夕方8時までの間に」行なわれることが求められている。

もし委員が辞任する場合、代わって別の人を任命することができる。そして、奇妙なことに、もし牧師が他中会内の教区へと異動になった場合も、彼は依然として任命した中会を代表し、大会に対して委員としての職務を継続することができる。たとえ異動が大会委員の選挙前に決まっていたとしても、このような次第となる。

勤勉 上に引用したように、委員の職務の形態においては、委員は勤勉な働きぶりを見せるだけでなく、そのことを報告することが求められている。現在は、あらゆる場合において、任命されたものは相応しい勤勉な働きぶりを見せ、それを報告する義務については直近の都合の良い中会において、1人ないしは数名の委員を招いて大会の印象やそこでの務めについて簡潔に報告してもらうことで果たしてもらっていると思う。

喚問者席にて 大会が、ある中会の活動が審査の対象となる事例を扱わなければならなくなることは、ごく普通のことである。こうしたことが起こると、中会から選出された委員は「喚問者席」に座ることになり、この件に関する議論において意見を言うことも評決の際に投票することも許されない。もし地区会議の判断に異議が申し立てられる場合は、地区会議自身が喚問者席に座ることとなり、地区内の中会の委員は参加することが出来ない。まだ問題は発生してはいないが、新しい地区会議の憲法においては中会の委員全員が問題の法廷（地区会議）の委員とは限らないとは言え、この規定は持ちこたえるだろうとわたしは思う。実際には、地区会議が絡んでくると必ず混乱が起こっている。もしある長老が中会の委員ではなく大会に対して中会を代表する委員であり、その存在も聞いたことがないかも知れない地区会議の代表にもなっているとしたら、結局のところ何が起こっても不思議ではない。多少理解しにくいかも知れないが、多くの牧師たちの混乱も同じように大きい。

しばしば中会と、大会の委員会との間に、強い意見の相違を示す事例が発生することがある。後者も前者同様、事件の「当事者」たり得るように思える。しかし大会の委員会は喚問者席に座ることはない。これでは大会が独自の法廷を持っていることに等しいであろう。そこで、委員会の委員たちはその事件の結論を決める作業に自由に全面的に参加することとなる。実際彼らはしばしばこうしている。これは全く正しい行為なのであるが、わたしはこれがこの上なく不幸なことだとずっと感じてきた。というのも、これでは正義が行なわれていないとの印象を安易に与えることになりうるからである。もしこうしたことが仮にも可能なのであれば、そうした事例は照会されるべきであると思う（上記および 91 ページ参照）。この場合いずれの側も法廷にいないからである。

牧師が委員として選出された後異動となった、数段落前に述べた興味深い事例において、私が見るところ、その人は彼の新しい中会が喚問者席に座る問題において、彼を選出した中会が関わっていないければ、自由に投票することとなる。彼が思慮深く黙考してそうするかどうかは別問題であるが。

請願と建議

中会が大会に働きかける方法が 2 つある。請願と建議である。（これはもちろん、中会の判断に異議がはさまれた際に、中会が大会の議場に招かれる場合以外にということである。）この 2 者の違いは、建議が、大会に教会が一般的興味と関心を持つことがらを提起するのに対し、請願の役割は、特に中会が固有の興味を覚える務めを開始することなのである。たとえば、もし中会が大会に若者の間の薬物中毒の件について調査報告する委員会を設置して欲しいと切実に願うならば、中会は建議によってそうするであろう。もし中会が隣接する中会との境界線を調整して欲しいと願うならば、中会は請願によって大会に願うであろう。

手続き上の主要な違いは、請願は大会に直接送られるのに対し、建議の場合は地区会議 (Provincial Synod) から送ってもらわなければならないという点である。地区会議は、たとえその内容に対していかに敵意を持っていたとしても、きちんとした形式を踏まえていれば、建議を仲立ちすることを拒む権限はない。しかしながら、地区会議には賛意もしくは反意を添えて

伝える権利を持っており、推薦もしくは修正を求めるコメントを添えて送ってもよいことになっている。地区会議のどの会議も口をはさまない場合は、中会は建議を大会に直接送ることができる。

形式的には、上に説明したように (p.89)、請願はその事例を取り巻くさまざまな背景を「謙虚に示す」ことから始まり、大会に特定の手続きをとるようお願いすることとなる。その際に付与される条件は、大会は「さらに進んで、あるいは貴法廷に善と映るように行なう」ことができるようにということであり、最後に、「請願者がたえず祈る」ようにとていねいに勧めている。他方、建議は「こうであるが、・・・またこうであるが、・・・またこうであるが・・・」と始まるいくつもの段落からなる陳述から始め、結論として大会に何らかの段階を踏むように「謙虚に建議する」こととなる。最近わたしが気づいているのは、「さらに進んで、あるいは」というくぐりを入る傾向である。しかしわたしは、これは建議には必ずしもなじまないと思う。

請願の場合、通常、請願を行なう中会は大会の喚問者席に座る結果となる。建議の場合、中会の委員は自由に議論や裁決に参加することができる。理論上は、建議は中会から出るのであるが、実際は、通常、中会内の個人の尽力の結果なのである。大会の議題にして欲しいことがらを持っている個人は、中会に建議するよう説得することで、都合良く目的を果たすことができる。したがって、まったく不自然ではないことなのであるが、提案はそれを背後で進めた人に任せられるのが普通である。彼が委員であれば、演壇から提案を行なう。委員でなければ、喚問者席から行なう。

大会による差し戻し

今日、大会に上程される提案が大会から中会に差し戻されて、再考もしくは説明を求められるということは珍しいことではない。これは、提案の利点についての教会の考えをよく知るためにも、また必要な法制化のための詳細をみがくためにも、価値のある方法である。大会の議論がどれほど人を感激させるものであろうとも、またどれほどの時間がそのために取られようとも、そうした大会での議論を経てうみだされるより、このやり方の方がはるかに建設的な意見や詳細な批判を得られることは間違いない。

障壁法 (*Barrier Act*) のもとでの建議

新しい法案が大会によって承認される前に、「障壁法のもとで中会の議を経」なければならぬ。また、次の大会でその法案を法律にするためには、半数以上の中会の承認を得なければならない。

障壁法は 1697 年に法制化された。この時教会はかなり重い圧力を受けていて、大会はパニックに負けて、問題のある法律を受入れる方向へ雪崩を打ってつき進む危険性があった。これを防ぐのが障壁法の目的であった。この法律は、大会が「教会の規則や憲法を拘束する」ことになる法律を通す前に、これらは大会に「建議」(*overture*) として提案されなければならない、と規定している。もし (その大会によって) 承認されたならば、中会に差し戻され、再考と次

期大会での報告が求められ、そこで「教会の大多数の意見がこれに同意したならば」、正式に法律となる。

暫定法 (*Interim Act*) それでは、教会の教義、政治、礼拝、戒規等に影響を及ぼす法制を見直すようにとの提案が大会に上程されたでしょう。たとえば新しい階層の人が中会の委員席に座るようなことが起こるわけであるが、その時、大会はその提案に反対する投票をして、その件を終わりにすることができる。しかし、もし大会がそれを承認する場合、彼らに出来ることは、建議を受入れて、障壁法のもとでそれを中会に差し戻すことに同意することではない。彼らは実際、さらに進んで暫定法を通し、即座にその法制を有効とすることもできる。しかし、必要な中会の支持が得られない場合は、翌年無効とされるという条件付きである。したがって、明らかに、こうした暫定法は緊急時のみに通され、その件は大会において全会一致で承認され、反対意見が出される可能性がなさそうなものであるのが普通である。わたしが例として上に述べた件の場合、一団の人々に中会委員としての議席を与え、翌年その地位から退いてもらわなければならないとしたら、この上なく不幸なことであろう。したがって、暫定法は限られた利用価値しかない。

中会にて 中会は、障壁法により差し戻された件を協議するための会議を設定し、前もって告知しなければならない。建議は、可否という単純な形で問われなければならない、投票が行なわれ、(たとえ全会一致の場合であっても)正確な票数を記録しなければならない。これはまた、中会が建議に関して記録(メモ)を送るためでもある。同時に覚えておかなければならないことは、こうした記録は建議がどうなるかの運命に対して何らの影響も与えるものでなく、したがって限られた価値しかないということである。実際、中会はこう言っていると見なしてもらってよいであろう。「もし建議がこうこうというのではなくあれそれという内容であったならば、われわれはもっと心から賛成したであろう。あるいは否とするのではなく可としていたであろう。」この見解は、もし建議が拒否されたならば修正して後日再提出したいと考えている推進組織にとって、かなり価値のあるものであることは間違いない。しかしそれは、障壁法による差し戻しに付け加えられた記録の価値の範囲についてのことである。わたしとしては、記録の持つ可能性に頼らずうまく進めていくべきであると思う。中会はもっとはっきり、「本当にこの差し戻されてきたものを求めるのか、それとも求めないのか」、との厳しい選択を迫られるであろう。

記録(メモ)を通して、建議において実際に問題であったり欠如したりしていることに対して関心を集めることが、中会には許されている。提案されているこの種の変革が「建議の実態、意味、意図に何らの変化をもたらさない限り、大会はその理由を理解できるならば、変革の実質を受入れてもかまわない。」

1979年に障壁法のもとで差し戻されたいくつかの案件が、おびたしい意見を集めることとなった。特に、この中に3つの建議があった。補教師に関する法律、中会の委員に関する法律、大会の委員会を立ち上げることについての法律に関する建議である。これらは、1980年のブルーブック(青表紙の英国国会および政府の報告書)の中でそれぞれ9ページ、5ページ、8ページにわたって意見が掲載されている。わたしは、これは全く無意味であると思う。明らかな

ことは、これらの法律が障壁法の取り扱いを受けるほどまだ熟していなかったというのではなく、その代わり再考と意見を求めて差し戻されるべきであったということである。こういう対応はなされなかったので、わたしは、これらの法律は大会が取り下げ、寄せられた多くの有益な意見に照らし合わせ、撤回してさらに熟考し修正すべきであったと思う。そうすれば、これらは翌年、障壁法に基づく建議となり得たのである。障壁法に沿って提示される問題は、「全般的にこの線に沿ってこの件を進めていって良いと思いますか」ではない。問題はもっとはっきりと、「この法律が正確にこのような形で、足りない部分もすべて含めて、教会の法律の一部になることを望みますか」と提示される。もし回答が明白に「はい」でなければ、強い「いいえ」としなければならない。よい法律を制定することは、早く法制化することよりはるかに重要である。

「より全般的な意見」 法律では「より全般的な教会の意見」という言い方がされている。これは、どれだけの中会が票を送り返してきたか、またそこでの票の集票状態はどうだったかに関わらず、中会の大多数を意味するものと解釈されてきた。現在のところ、障壁法のもとでの投票権を有する中会が 48 あり、建議を成立させるためには 25 中会が賛成することが不可欠となっている。たとえば、23 中会が建議に賛成し、3 中会が反対し、残りの中会が票を送り返してこなかった場合、建議は成立しない。中会の相対的な大きさや、その中で何名が投票したかは、考えても無意味である。ユーイスト島中会 (28 教会) での議長選挙に届いた決定票 (キャスティング・ボート) の「反対票」は、グラスゴー中会 (およそ 600 教会) の全会一致の「賛成」と同じ価値を持つのである。このことによって示される不公平の度合いは、実際以上に目立っていると思う。中会の数の代わりに票数で決定するようにした場合に違った結果になる事例を、わたしは 1 つも知らない。しばしば、「辛うじて決議した」ものが楽勝で票決された事例や、その反対の究極として、およそ 10 対 1 で大多数の中会が賛成していたのが、投票の際におよそ 5 対 3 になった不思議な事例があったのは事実ではあるが。

決定権 さらに興味深い点は、決定権はまだ大会にあるということである。1976 年の大会が建議を承認して差し戻したとしよう。圧倒的 majority の中会が賛成票を投じたとしよう。1977 年の大会は未だにみずからが適切かどうかの判断をした上で自由に通過させるか否かを定めることができるのである。この点は数年前、極めて驚くべきと思えるやり方で例証された。この時、教会とそれが従う基準との関係に関わる提案が、その場合に必要 3 分の 2 の中会の賛成を、しかも連続して 2 年間確保したにもかかわらず、大会によって拒否されてしまった。ここにわたしは、憲法上最も重要な点を見る。憲法は、中会ではなく大会を、教会会議の最高機関との立場を確保しているのである。決定的な発言がなされるのは大会の議場においてなのである。

障壁法は中会に、大会の活動を制約するための拒否権を与えている。障壁法のもとでは、中会は大会に対して行動を起こすよう指示したり強いたりすることができる立場にはない。

成文箇条 (*Articles Declaratory*=スコットランド教会の有り様を規定したもの)

成文箇条の中の一部改変が提案されるような場合には、障壁法の高度に特殊な形の手続きが

行なわれる。これらの成文箇条が憲法との関係で何を述べているのか、教会との関係は本質的にどうなっているのか、成文箇条を修正するとどのような影響が及ぶのか、等について詳細な議論を始めることは、たとえ筆者の能力内であったとしても、本書の取り扱える範囲を超えている。「霊的なことならにおけるスコットランド教会の憲法の成文箇条」は、合同自由教会との合同を前にスコットランド教会が最初に用意した文書であり、両教会によって中会及び大会レベルの両方で承認され、国会（Houses of Parliament）によって承認され、1921年7月28日に国王の裁可をうけた文書であると述べるにとどめよう。ただし、その規定は5年後発効した。

教会の憲法についてコックスが述べたことに勝って良く説明することはわたしには望めないと思うので、長文ではあるが引用する。「スコットランド教会の憲法は、すべてではなくとも少なくともかなりの範囲で、憲法の枠組みをまもった諸文書の中で述べられている。神に献げられた組織として、教会は自由に聖霊の導きに従うことができなければならない。聖霊は世代を超えて聖書を解釈し、聖書は主から授かった憲章と同時に最高の規範を形成し、そこからの逸脱は許されないからである。しかし人間による組織として、教会は、その原則とはっきりとした規範を、明瞭かつ権威のある文書として持つておく必要がある。それに従って教会の務めが処理され、不正や混乱が起こりえないようにされなければならないのである。これらの原則と規範は、何世代にもわたって時代の要請に応じて、また過去に蓄積された経験に照らして形成されたものであるが、常に将来の発展を見据えて変革を余儀なくされるものであり、こうして全体としてわたしたちが今日知っているスコットランド教会の憲法が形成されたと言うことができよう。」

成文箇条は憲法の最も重要な媒介者となっており、明らかに条文を変えるとの提案は最も重大な関心事となるのである。

9つの条文の第1条は、教会の基本的な教義上の立場を規定している。教会がそう解釈しているように、それをしっかりと固守することが教会の継続性と法人としての存続には不可欠である、と宣言している。さらに、以下の手続きがまもられるならば、他の条文が改変されたり追加されたりしてもよいと宣言されている。その改変を提案する建議は、大会で承認され、障壁法のもとで中会に差し戻されなければならない。この場合、中会は自由に意見を述べたり提案をしたりしてよいが、あわせて賛成もしくは反対の意思表示もしなければならない。もし建議が少なくとも3分の2の中会の賛成を得たならば、中会の意見に照らして賢明であると思われるれば改変されるかも知れない。そして最終的にできあがったものが、それからもう一度下ろされてくる。この場合は、中会はただ受入れるか否かを示すだけである。もう一度3分の2の中会が承認すれば、その件は次回の大会に報告され、そこで「もしそれが有益であると思われるならば、建議のことはを用いて成文箇条を修正し加えることができる。」

もし建議が成立しなければ、同じまたは類似の建議は、少なくとも5年の猶予をおかなければ再提案することは出来ない。

結 論

わたしはこの小さな書物を、長年のうちに教会法廷としての中会に対して認識されてきた重要性について述べることから始めた。とすると、中会は教会の、憲法をも含めた法制定の際にかなりの発言権があるが、大会が未だにピラミッドの頂点の最高の地位を占めているという、つい先ほど述べた事実に再度注目してもらった上で本書を閉じるのも相応しいことかも知れない。